

土木工事標準積算基準〔I〕（令和2年5月1日一部改正）新旧対照表

頁	新（令和2年5月1日）	旧（令和元年10月1日）
<p>総目次</p> <p>※〔II〕〔III〕に同頁有</p>	<p style="text-align: center;">総目次</p> <p style="text-align: center;">土木工事標準積算基準〔I〕</p> <p style="text-align: center;">第I編 総則</p> <p>第1章 総則</p> <p>① 適用範囲等…………… I-1-①-1</p> <p>② 請負工事の工事費構成…………… I-1-②-1</p> <p>第2章 工事費の積算</p> <p>① 直接工事費…………… I-2-①-1</p> <p>② 間接工事費…………… I-2-②-1</p> <p>③ 現場発生品及び支給品運搬…………… I-2-③-1</p> <p>④ 東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について…………… I-2-④-1</p> <p>第3章 一般管理費等及び消費税等相当額</p> <p>① 一般管理費等…………… I-3-①-1</p> <p>② 消費税等相当額…………… I-3-②-1</p> <p>第4章 間接工事費等の調整及びスライド条項が適用となる場合の運用について</p> <p>① 随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について…………… I-4-①-1</p> <p>② 旧基準で積算した工事に改正基準で積算した工事を追加する場合等の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について…………… I-4-②-1</p> <p>③ 随意契約工事における間接工事費等の調整をする場合の「処分費等」の取扱いについて…………… I-4-③-1</p> <p>④ 工事請負契約約款第26条（スライド条項）の減額となる場合の運用について…………… I-4-④-1</p> <p>⑤ 工事請負契約約款第26条第5項（単品スライド条項）の運用について…………… I-4-⑤-1</p> <p>⑥ 工事請負契約約款第26条第5項（単品スライド条項）の運用の拡充について…………… I-4-⑥-1</p> <p>⑦ 請負代金額の減額変更を請求する場合における工事請負契約約款第26条第5項（単品スライド条項）の運用について…………… I-4-⑦-1</p> <p>第5章 建設機械運転労務等</p> <p>① 建設機械運転労務…………… I-5-①-1</p> <p>② 原動機燃料消費量…………… I-5-②-1</p> <p>③ 機械運転単価表…………… I-5-③-1</p> <p>④ 一般事項…………… I-5-④-1</p> <p>第6章 土木請負工事の特許使用料の積算</p> <p>① 土木請負工事の特許使用料の積算について…………… I-6-①-1</p> <p>第7章 時間的制約を受ける公共土木工事の積算</p> <p>① 時間的制約を受ける公共土木工事の積算について…………… I-7-①-1</p> <p>第8章 土木請負工事における現場環境改善費の積算</p> <p>① 土木請負工事における現場環境改善費の積算…………… I-8-①-1</p> <p>第9章 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算</p> <p>① 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算について…………… I-9-①-1</p> <p>第10章 施工箇所が点在する工事の積算</p> <p>① 施工箇所が点在する工事の積算について…………… I-10-①-1</p> <p>第11章 1日未満で完了する作業の積算</p> <p>① 1日未満で完了する作業の積算…………… I-11-①-1</p> <p>第12章 工事日数及び日当り作業量</p> <p>第13章 その他</p> <p>① 設計変更の積算…………… I-13-①-1</p> <p>② 産業廃棄物税の取扱い…………… I-13-②-1</p> <p style="text-align: center;">第II編 共通工</p> <p>第1章 土工</p> <p>① 土量変化率等…………… II-1-①-1</p> <p>② 土工…………… II-1-②-1</p> <p>②-1 土工…………… II-1-②-1</p> <p>②-2 土工（ICT）…………… II-1-②-31</p> <p>③ 作業土工…………… II-1-③-1</p> <p>③-1 床掘工…………… II-1-③-1</p> <p>③-2 埋戻工…………… II-1-③-8</p> <p>④ 人力運搬工…………… II-1-④-1</p> <p>⑤ 安定処理工…………… II-1-⑤-1</p> <p>⑤-1 安定処理工…………… II-1-⑤-1</p> <p>⑤-2 安定処理工（自走式土質改良工）…………… II-1-⑤-4</p>	<p style="text-align: center;">総目次</p> <p style="text-align: center;">土木工事標準積算基準〔I〕</p> <p style="text-align: center;">第I編 総則</p> <p>第1章 総則</p> <p>① 適用範囲等…………… I-1-①-1</p> <p>② 請負工事の工事費構成…………… I-1-②-1</p> <p>第2章 工事費の積算</p> <p>① 直接工事費…………… I-2-①-1</p> <p>② 間接工事費…………… I-2-②-1</p> <p>③ 現場発生品及び支給品運搬…………… I-2-③-1</p> <p>④ 東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について…………… I-2-④-1</p> <p>第3章 一般管理費等及び消費税等相当額</p> <p>① 一般管理費等…………… I-3-①-1</p> <p>② 消費税等相当額…………… I-3-②-1</p> <p>第4章 間接工事費等の調整及びスライド条項が適用となる場合の運用について</p> <p>① 随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について…………… I-4-①-1</p> <p>② 旧基準で積算した工事に改正基準で積算した工事を追加する場合等の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について…………… I-4-②-1</p> <p>③ 随意契約工事における間接工事費等の調整をする場合の「処分費等」の取扱いについて…………… I-4-③-1</p> <p>④ 工事請負契約約款第25条（スライド条項）の減額となる場合の運用について…………… I-4-④-1</p> <p>⑤ 工事請負契約約款第25条第5項（単品スライド条項）の運用について…………… I-4-⑤-1</p> <p>⑥ 工事請負契約約款第25条第5項（単品スライド条項）の運用の拡充について…………… I-4-⑥-1</p> <p>⑦ 請負代金額の減額変更を請求する場合における工事請負契約約款第25条第5項（単品スライド条項）の運用について…………… I-4-⑦-1</p> <p>第5章 建設機械運転労務等</p> <p>① 建設機械運転労務…………… I-5-①-1</p> <p>② 原動機燃料消費量…………… I-5-②-1</p> <p>③ 機械運転単価表…………… I-5-③-1</p> <p>④ 一般事項…………… I-5-④-1</p> <p>第6章 土木請負工事の特許使用料の積算</p> <p>① 土木請負工事の特許使用料の積算について…………… I-6-①-1</p> <p>第7章 時間的制約を受ける公共土木工事の積算</p> <p>① 時間的制約を受ける公共土木工事の積算について…………… I-7-①-1</p> <p>第8章 土木請負工事における現場環境改善費の積算</p> <p>① 土木請負工事における現場環境改善費の積算…………… I-8-①-1</p> <p>第9章 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算</p> <p>① 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算について…………… I-9-①-1</p> <p>第10章 施工箇所が点在する工事の積算</p> <p>① 施工箇所が点在する工事の積算について…………… I-10-①-1</p> <p>第11章 1日未満で完了する作業の積算</p> <p>① 1日未満で完了する作業の積算…………… I-11-①-1</p> <p>第12章 工事日数及び日当り作業量</p> <p>第13章 その他</p> <p>① 設計変更の積算…………… I-13-①-1</p> <p>② 産業廃棄物税の取扱い…………… I-13-②-1</p> <p style="text-align: center;">第II編 共通工</p> <p>第1章 土工</p> <p>① 土量変化率等…………… II-1-①-1</p> <p>② 土工…………… II-1-②-1</p> <p>②-1 土工…………… II-1-②-1</p> <p>②-2 土工（ICT）…………… II-1-②-31</p> <p>③ 作業土工…………… II-1-③-1</p> <p>③-1 床掘工…………… II-1-③-1</p> <p>③-2 埋戻工…………… II-1-③-8</p> <p>④ 人力運搬工…………… II-1-④-1</p> <p>⑤ 安定処理工…………… II-1-⑤-1</p> <p>⑤-1 安定処理工…………… II-1-⑤-1</p> <p>⑤-2 安定処理工（自走式土質改良工）…………… II-1-⑤-4</p>
	令和2年5月1日以降起工適用	

土木工事標準積算基準〔I〕（令和2年5月1日一部改正）新旧対照表

頁	新（令和2年5月1日）	旧（令和元年10月1日）																																																																																									
第I編第2章 ②間接工事費 2 共通仮設費 I-2-②-7 (①19)	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>工種区分</th> <th>工種内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾・漁港構造物工事・海岸工事</td> <td>港湾構造物、海岸工事にあつて、防眩材のみを取り付ける工事、電気防食のみを取り付ける工事ならびに防眩材及び電気防食を取り付ける工事</td> </tr> <tr> <td>空港用地造成工事</td> <td>用地造成工事又は空港修繕工事にあつて、次に掲げる工事 空港土木、地盤改良工、法面工、擁壁工、石・ブロック積（張）工、カルバート工、小型水路工、緑地工、消防水利施設工、棚上等の付帯施設工、プラスチック工、ケーブルダクト工、構造物撤去工、用地修繕工、構造物修繕工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>空港舗装工事</td> <td>舗装の新設、改良工事、又は空港修繕工事にあつて、次に掲げる工事 空港舗装工、舗装工、飛行場標識工、タイダウンリング・アースリング工等の付帯施設工、舗装撤去工、路面排水工、防護柵工、道路標識工、道路付属施設工、空港舗装修繕工、舗装修繕工、標識修繕工、及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>空港維持工事</td> <td>空港維持工事にあつて、次に掲げる工事 草刈工、清掃工、標識維持工、植栽維持工、緊急補修工、除雪工及びこれらに類する工事</td> </tr> </tbody> </table> <p>2-1 共通仮設費の率分</p> <p>(1) 共通仮設費の率分の積算</p> <p>1) 共通仮設費の率分の算定は、別表第1（第1表～第10表）^{※1}の工種区分に従つて対象額ごとに求めた共通仮設費率を、当該対象額に乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>※ 別表第1（第1表～第10表）は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。</p> <p>2) 対象額の算定にあつては、「2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計算による部分」及び「2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p>(2) 共通仮設費率の補正</p> <p>1) 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正及び計算</p> <p>イ) 表-2の適用条件に該当する場合、別表第1（第1表～第4表）の共通仮設費率に補正係数を乗じるものとする。</p> <p>また、表-3に該当する場合、別表第1（第6表～第10表）の共通仮設費率に補正値を加算するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表-2 地域補正の適用（土木）</p> <table border="1" style="width: 100%; border: 2px solid red;"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th rowspan="2">補正係数</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">市街地（D I D補正） （1）-1</td> <td>電線共同溝工事</td> <td rowspan="4">市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td rowspan="4">1.4</td> <td rowspan="4">1</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">一般交通影響有り （1）-1</td> <td>電線共同溝工事</td> <td rowspan="4">2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td rowspan="4">1.4</td> <td rowspan="4">1</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">一般交通影響有り （2）-1</td> <td>電線共同溝工事</td> <td rowspan="4">一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）</td> <td rowspan="4">1.4</td> <td rowspan="4">1</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td>市街地（D I D補正） （1）-2</td> <td>鋼橋架設工事</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.3</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">I-2-②-7 令和2年5月1日以降起工適用 ① 19</p>	工種区分	工種内容	港湾・漁港構造物工事・海岸工事	港湾構造物、海岸工事にあつて、防眩材のみを取り付ける工事、電気防食のみを取り付ける工事ならびに防眩材及び電気防食を取り付ける工事	空港用地造成工事	用地造成工事又は空港修繕工事にあつて、次に掲げる工事 空港土木、地盤改良工、法面工、擁壁工、石・ブロック積（張）工、カルバート工、小型水路工、緑地工、消防水利施設工、棚上等の付帯施設工、プラスチック工、ケーブルダクト工、構造物撤去工、用地修繕工、構造物修繕工及びこれらに類する工事	空港舗装工事	舗装の新設、改良工事、又は空港修繕工事にあつて、次に掲げる工事 空港舗装工、舗装工、飛行場標識工、タイダウンリング・アースリング工等の付帯施設工、舗装撤去工、路面排水工、防護柵工、道路標識工、道路付属施設工、空港舗装修繕工、舗装修繕工、標識修繕工、及びこれらに類する工事	空港維持工事	空港維持工事にあつて、次に掲げる工事 草刈工、清掃工、標識維持工、植栽維持工、緊急補修工、除雪工及びこれらに類する工事	適用条件			補正係数	適用優先	施工地域区分	工種区分	対象	市街地（D I D補正） （1）-1	電線共同溝工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.4	1	道路維持工事	舗装工事	橋梁保全工事	一般交通影響有り （1）-1	電線共同溝工事	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.4	1	道路維持工事	舗装工事	橋梁保全工事	一般交通影響有り （2）-1	電線共同溝工事	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.4	1	道路維持工事	舗装工事	橋梁保全工事	市街地（D I D補正） （1）-2	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.3	2	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>工種区分</th> <th>工種内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾・漁港構造物工事・海岸工事</td> <td>港湾構造物、海岸工事にあつて、防眩材のみを取り付ける工事、電気防食のみを取り付ける工事ならびに防眩材及び電気防食を取り付ける工事</td> </tr> <tr> <td>空港用地造成工事</td> <td>用地造成工事又は空港修繕工事にあつて、次に掲げる工事 空港土木、地盤改良工、法面工、擁壁工、石・ブロック積（張）工、カルバート工、小型水路工、緑地工、消防水利施設工、棚上等の付帯施設工、プラスチック工、ケーブルダクト工、構造物撤去工、用地修繕工、構造物修繕工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>空港舗装工事</td> <td>舗装の新設、改良工事、又は空港修繕工事にあつて、次に掲げる工事 空港舗装工、舗装工、飛行場標識工、タイダウンリング・アースリング工等の付帯施設工、舗装撤去工、路面排水工、防護柵工、道路標識工、道路付属施設工、空港舗装修繕工、舗装修繕工、標識修繕工、及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>空港維持工事</td> <td>空港維持工事にあつて、次に掲げる工事 草刈工、清掃工、標識維持工、植栽維持工、緊急補修工、除雪工及びこれらに類する工事</td> </tr> </tbody> </table> <p>2-1 共通仮設費の率分</p> <p>(1) 共通仮設費の率分の積算</p> <p>1) 共通仮設費の率分の算定は、別表第1（第1表～第10表）^{※1}の工種区分に従つて対象額ごとに求めた共通仮設費率を、当該対象額に乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>※ 別表第1（第1表～第10表）は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。</p> <p>2) 対象額の算定にあつては、「2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計算による部分」及び「2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p>(2) 共通仮設費率の補正</p> <p>1) 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正及び計算</p> <p>イ) 表-2の適用条件に該当する場合、別表第1（第1表～第4表）の共通仮設費率に補正係数を乗じるものとする。</p> <p>また、表-3に該当する場合、別表第1（第6表～第10表）の共通仮設費率に補正値を加算するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表-2 地域補正の適用（土木）</p> <table border="1" style="width: 100%; border: 2px solid blue;"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th rowspan="2">補正係数</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">市街地（D I D補正） （1）</td> <td>鋼橋架設工事</td> <td rowspan="5">市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td rowspan="5">1.3</td> <td rowspan="5">1</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響有り （1）</td> <td>全ての工種（※）</td> <td>2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td>1.3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響有り （2）</td> <td>全ての工種（※）</td> <td>一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）</td> <td>1.2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>市街地（D I D補正） （2）</td> <td>市街地（D I D補正） （1）以外（※）</td> <td>市街地（D I D補正）（1）で適用となる工種区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.2</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。</p> <p>（注）1. 市街地とは、施工地域が人口集中地区（D I D地区）及びこれに準ずる地区をいう。 なお、D I D地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。 2. 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。</p> <p style="text-align: right;">I-2-②-7 ① 19</p>	工種区分	工種内容	港湾・漁港構造物工事・海岸工事	港湾構造物、海岸工事にあつて、防眩材のみを取り付ける工事、電気防食のみを取り付ける工事ならびに防眩材及び電気防食を取り付ける工事	空港用地造成工事	用地造成工事又は空港修繕工事にあつて、次に掲げる工事 空港土木、地盤改良工、法面工、擁壁工、石・ブロック積（張）工、カルバート工、小型水路工、緑地工、消防水利施設工、棚上等の付帯施設工、プラスチック工、ケーブルダクト工、構造物撤去工、用地修繕工、構造物修繕工及びこれらに類する工事	空港舗装工事	舗装の新設、改良工事、又は空港修繕工事にあつて、次に掲げる工事 空港舗装工、舗装工、飛行場標識工、タイダウンリング・アースリング工等の付帯施設工、舗装撤去工、路面排水工、防護柵工、道路標識工、道路付属施設工、空港舗装修繕工、舗装修繕工、標識修繕工、及びこれらに類する工事	空港維持工事	空港維持工事にあつて、次に掲げる工事 草刈工、清掃工、標識維持工、植栽維持工、緊急補修工、除雪工及びこれらに類する工事	適用条件			補正係数	適用優先	施工地域区分	工種区分	対象	市街地（D I D補正） （1）	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.3	1	電線共同溝工事	道路維持工事	舗装工事	橋梁保全工事	一般交通影響有り （1）	全ての工種（※）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	2	一般交通影響有り （2）	全ての工種（※）	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.2	3	市街地（D I D補正） （2）	市街地（D I D補正） （1）以外（※）	市街地（D I D補正）（1）で適用となる工種区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	4
工種区分	工種内容																																																																																										
港湾・漁港構造物工事・海岸工事	港湾構造物、海岸工事にあつて、防眩材のみを取り付ける工事、電気防食のみを取り付ける工事ならびに防眩材及び電気防食を取り付ける工事																																																																																										
空港用地造成工事	用地造成工事又は空港修繕工事にあつて、次に掲げる工事 空港土木、地盤改良工、法面工、擁壁工、石・ブロック積（張）工、カルバート工、小型水路工、緑地工、消防水利施設工、棚上等の付帯施設工、プラスチック工、ケーブルダクト工、構造物撤去工、用地修繕工、構造物修繕工及びこれらに類する工事																																																																																										
空港舗装工事	舗装の新設、改良工事、又は空港修繕工事にあつて、次に掲げる工事 空港舗装工、舗装工、飛行場標識工、タイダウンリング・アースリング工等の付帯施設工、舗装撤去工、路面排水工、防護柵工、道路標識工、道路付属施設工、空港舗装修繕工、舗装修繕工、標識修繕工、及びこれらに類する工事																																																																																										
空港維持工事	空港維持工事にあつて、次に掲げる工事 草刈工、清掃工、標識維持工、植栽維持工、緊急補修工、除雪工及びこれらに類する工事																																																																																										
適用条件			補正係数	適用優先																																																																																							
施工地域区分	工種区分	対象																																																																																									
市街地（D I D補正） （1）-1	電線共同溝工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.4	1																																																																																							
	道路維持工事																																																																																										
	舗装工事																																																																																										
	橋梁保全工事																																																																																										
一般交通影響有り （1）-1	電線共同溝工事	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.4	1																																																																																							
	道路維持工事																																																																																										
	舗装工事																																																																																										
	橋梁保全工事																																																																																										
一般交通影響有り （2）-1	電線共同溝工事	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.4	1																																																																																							
	道路維持工事																																																																																										
	舗装工事																																																																																										
	橋梁保全工事																																																																																										
市街地（D I D補正） （1）-2	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.3	2																																																																																							
工種区分	工種内容																																																																																										
港湾・漁港構造物工事・海岸工事	港湾構造物、海岸工事にあつて、防眩材のみを取り付ける工事、電気防食のみを取り付ける工事ならびに防眩材及び電気防食を取り付ける工事																																																																																										
空港用地造成工事	用地造成工事又は空港修繕工事にあつて、次に掲げる工事 空港土木、地盤改良工、法面工、擁壁工、石・ブロック積（張）工、カルバート工、小型水路工、緑地工、消防水利施設工、棚上等の付帯施設工、プラスチック工、ケーブルダクト工、構造物撤去工、用地修繕工、構造物修繕工及びこれらに類する工事																																																																																										
空港舗装工事	舗装の新設、改良工事、又は空港修繕工事にあつて、次に掲げる工事 空港舗装工、舗装工、飛行場標識工、タイダウンリング・アースリング工等の付帯施設工、舗装撤去工、路面排水工、防護柵工、道路標識工、道路付属施設工、空港舗装修繕工、舗装修繕工、標識修繕工、及びこれらに類する工事																																																																																										
空港維持工事	空港維持工事にあつて、次に掲げる工事 草刈工、清掃工、標識維持工、植栽維持工、緊急補修工、除雪工及びこれらに類する工事																																																																																										
適用条件			補正係数	適用優先																																																																																							
施工地域区分	工種区分	対象																																																																																									
市街地（D I D補正） （1）	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.3	1																																																																																							
	電線共同溝工事																																																																																										
	道路維持工事																																																																																										
	舗装工事																																																																																										
	橋梁保全工事																																																																																										
一般交通影響有り （1）	全ての工種（※）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	2																																																																																							
一般交通影響有り （2）	全ての工種（※）	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.2	3																																																																																							
市街地（D I D補正） （2）	市街地（D I D補正） （1）以外（※）	市街地（D I D補正）（1）で適用となる工種区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	4																																																																																							

土木工事標準積算基準〔I〕（令和2年5月1日一部改正）新旧対照表

頁	新（令和2年5月1日）	旧（令和元年10月1日）																																																																
第I編第2章 ②間接工事費 2 共通仮設費 I-2-②-8 (①20)	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">適用条件</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">補正 係数</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">適用 優先</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">施工地域区分</th> <th style="text-align: center;">工種区分</th> <th style="text-align: center;">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一般交通影響有り (1)-2</td> <td>電線共同溝工事、 道路維持工事、舗 装工事、橋梁保全 工事以外の工種 (※)</td> <td>2車線以上（片側1車線以上）かつ交 通量（上下合計）が5,000台/日以上の 車道において、車線変更を促す規制を 行う場合。ただし、常時全面通行止 めの場合は対象外とする。</td> <td style="text-align: center;">1.3</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一般交通影響有り (2)-2</td> <td>電線共同溝工事、 道路維持工事、舗 装工事、橋梁保全 工事以外の工種 (※)</td> <td>一般交通影響有り（1）以外の車道に おいて、車線変更を促す規制を伴う場 合。（常時全面通行止めの場合を含む。）</td> <td style="text-align: center;">1.2</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市街地（DIDD補正） (1)-2</td> <td>鋼橋架設工事、電 線共同溝工事、道 路維持工事、舗装 工事、橋梁保全工 事以外の工種（※）</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td style="text-align: center;">1.2</td> <td style="text-align: center;">5</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。</p> <p>(注) 1. 市街地とは、施工地域が人口集中地区（DIDD地区）及びこれに準ずる地区をいう。 なお、DIDD地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全 体が5,000人以上となっている地域をいう。 2. 適用条件の複数が該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表-3 地域補正の適用（港湾・漁港・空港）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">施工地域・工事場所区分</th> <th style="text-align: center;">補正值(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">重要港湾・市街地に係る漁港</td> <td style="text-align: center;">2.25</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">地方部</td> <td style="text-align: center;">施工場所が一般交通等の影響を受ける場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">a. 地方港湾その他の漁港</td> <td style="text-align: center;">2.25</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">b. 空港</td> <td style="text-align: center;">2.25</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施工場所が一般交通等の影響を受けない場合</td> <td style="text-align: center;">0.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済、小数第2位止め（小数第3位四捨五入））の値である。</p> <p>(注) 1. 施工地域の区分は以下のとおりとする。 市街地：施工地域が人口集中地区（DIDD地区）をいう。 DIDD地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/ km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。 地方部：施工地域が上記以外の地区をいう。 重要港湾：小名浜港、相馬港 地方港湾：江名港、中之作港、久之浜港、翁島港、湖南港</p> <p>2. 施工場所区分は以下のとおりとする。 一般交通等の影響を受ける場合：①施工場所において、一般交通等の影響を受ける場合 ②施工場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合 ③施工場所において、50m以内に人家等が連なっている場合</p> <p>3. 施工地域・工事場所区分が2つ以上の場合の取扱い 工事場所において、施工地域・工事場所区分が2つ以上となる場合には、補正率の大きい方を 適用する。</p>	適用条件			補正 係数	適用 優先	施工地域区分	工種区分	対象	一般交通影響有り (1)-2	電線共同溝工事、 道路維持工事、舗 装工事、橋梁保全 工事以外の工種 (※)	2車線以上（片側1車線以上）かつ交 通量（上下合計）が5,000台/日以上の 車道において、車線変更を促す規制を 行う場合。ただし、常時全面通行止 めの場合は対象外とする。	1.3	3	一般交通影響有り (2)-2	電線共同溝工事、 道路維持工事、舗 装工事、橋梁保全 工事以外の工種 (※)	一般交通影響有り（1）以外の車道に おいて、車線変更を促す規制を伴う場 合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.2	4	市街地（DIDD補正） (1)-2	鋼橋架設工事、電 線共同溝工事、道 路維持工事、舗装 工事、橋梁保全工 事以外の工種（※）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	5	施工地域・工事場所区分		補正值(%)	重要港湾・市街地に係る漁港		2.25	地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合		a. 地方港湾その他の漁港	2.25	b. 空港	2.25	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0	<p style="text-align: center;">表-3 地域補正の適用（港湾・漁港・空港）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">施工地域・工事場所区分</th> <th style="text-align: center;">補正值(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">重要港湾・市街地に係る漁港</td> <td style="text-align: center;">2.25</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">地方部</td> <td style="text-align: center;">施工場所が一般交通等の影響を受ける場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">a. 地方港湾その他の漁港</td> <td style="text-align: center;">2.25</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">b. 空港</td> <td style="text-align: center;">2.25</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施工場所が一般交通等の影響を受けない場合</td> <td style="text-align: center;">0.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済、小数第2位止め（小数第3位四捨五入））の値である。</p> <p>(注) 1. 施工地域の区分は以下のとおりとする。 市街地：施工地域が人口集中地区（DIDD地区）をいう。 DIDD地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/ km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。 地方部：施工地域が上記以外の地区をいう。 重要港湾：小名浜港、相馬港 地方港湾：江名港、中之作港、久之浜港、翁島港、湖南港</p> <p>2. 施工場所区分は以下のとおりとする。 一般交通等の影響を受ける場合：①施工場所において、一般交通等の影響を受ける場合 ②施工場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合 ③施工場所において、50m以内に人家等が連なっている場合</p> <p>3. 施工地域・工事場所区分が2つ以上の場合の取扱い 工事場所において、施工地域・工事場所区分が2つ以上となる場合には、補正率の大きい方を 適用する。</p> <p>ロ) 海上輸送に要する補正 海上作業がある工事については、労務者および作業船乗組員等の海上輸送費用として、別表第1（第 1表～第10表）の共通仮設費率に下表の補正值を加算するものとする。 なお、下表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興 係数適用済、小数第2位止め（小数第3位四捨五入））の値である。 また、海上作業とは作業員および作業船乗組員が陸路で直接現場まで移動することが困難な場合を いう。 陸上作業とは混在する場合の計上の有無および適用工種区分についての判断基準は当該工事の金額 によるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">工種区分</th> <th style="text-align: center;">補正值(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">港湾・漁港工事</td> <td style="text-align: center;">浚渫工事</td> <td style="text-align: center;">1.20</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">構造物工事</td> <td style="text-align: center;">0.90</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">海岸工事（港湾・漁港に関わる海岸）</td> <td style="text-align: center;">0.90</td> </tr> </tbody> </table> <p>ハ) 共通仮設費（率分）の計算 共通仮設費（率分）＝対象額（P）×（共通仮設費率（Kr）＋施工地域・工事場所を考慮した補正值） または、 共通仮設費（率分）＝対象額（P）×（共通仮設費率（Kr）×施工地域を考慮した補正係数） ただし、共通仮設費率（Kr）は別表第1の第1表～第10表による。 なお、補正係数を乗じる場合は、Krの端数処理後に係数を乗じて、小数点以下第3位を四捨五入して 2位止めとする。</p> <p>(3) その他 イ) 災害の発生等により、本基準において想定している状況と実態が乖離している場合などについては、上記 1)のほか、必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定することができるものとする。 なお、東日本大震災に伴う復興係数については、「第I編第2章④東日本大震災の復旧・復興事業等にお ける積算方法等に関する試行について」によるものとする。 ロ) 設計変更時における共通仮設費率の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正值に増 減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場 合は変更設計の対象として処理するものとする。</p>	施工地域・工事場所区分		補正值(%)	重要港湾・市街地に係る漁港		2.25	地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合		a. 地方港湾その他の漁港	2.25	b. 空港	2.25	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0	工種区分		補正值(%)	港湾・漁港工事	浚渫工事	1.20	構造物工事	0.90	海岸工事（港湾・漁港に関わる海岸）		0.90
適用条件			補正 係数	適用 優先																																																														
施工地域区分	工種区分	対象																																																																
一般交通影響有り (1)-2	電線共同溝工事、 道路維持工事、舗 装工事、橋梁保全 工事以外の工種 (※)	2車線以上（片側1車線以上）かつ交 通量（上下合計）が5,000台/日以上の 車道において、車線変更を促す規制を 行う場合。ただし、常時全面通行止 めの場合は対象外とする。	1.3	3																																																														
一般交通影響有り (2)-2	電線共同溝工事、 道路維持工事、舗 装工事、橋梁保全 工事以外の工種 (※)	一般交通影響有り（1）以外の車道に おいて、車線変更を促す規制を伴う場 合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.2	4																																																														
市街地（DIDD補正） (1)-2	鋼橋架設工事、電 線共同溝工事、道 路維持工事、舗装 工事、橋梁保全工 事以外の工種（※）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	5																																																														
施工地域・工事場所区分		補正值(%)																																																																
重要港湾・市街地に係る漁港		2.25																																																																
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合																																																																	
	a. 地方港湾その他の漁港	2.25																																																																
	b. 空港	2.25																																																																
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0																																																																
施工地域・工事場所区分		補正值(%)																																																																
重要港湾・市街地に係る漁港		2.25																																																																
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合																																																																	
	a. 地方港湾その他の漁港	2.25																																																																
	b. 空港	2.25																																																																
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0																																																																
工種区分		補正值(%)																																																																
港湾・漁港工事	浚渫工事	1.20																																																																
	構造物工事	0.90																																																																
海岸工事（港湾・漁港に関わる海岸）		0.90																																																																
① 20	I-2-②-8 令和2年5月1日以降起工適用	① 20 I-2-②-8																																																																

次頁へ移動

土木工事標準積算基準〔I〕（令和2年5月1日一部改正）新旧対照表

頁	新（令和2年5月1日）	旧（令和元年10月1日）																																																																																																																																																																																																																																																																																		
<p>第I編第2章 ②間接工事費 2 共通仮設費</p> <p style="text-align: center;">I-2-②-9 (①21)</p>	<p style="text-align: right;">前頁より移動</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>ロ) 海上輸送に要する補正 海上作業がある工事については、労務者および作業船乗組員等の海上輸送費用として、別表第1（第1表～第10表）の共通仮設費率に下表の補正値を加算するものとする。 なお、下表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済、小数第2位止め（小数第3位四捨五入））の値である。 また、海上作業とは作業員および作業船乗組員が陸路で直接現場まで移動することが困難な場合をいう。 陸上作業とは混在する場合の計上の有無および適用工種区分についての判断基準は当該工事の金額によるものとする。</p> <table border="1" style="margin: 0 auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">工種区分</th> <th>補正値（%）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">港湾・漁港工事</td> <td>浚渫工事</td> <td>1.20</td> </tr> <tr> <td>構造物工事</td> <td>0.90</td> </tr> <tr> <td colspan="2">海岸工事（港湾・漁港に関わる海岸）</td> <td>0.90</td> </tr> </tbody> </table> <p>ハ) 共通仮設費（率分）の計算 共通仮設費（率分）＝対象額（P）×（共通仮設費率（K_r）＋施工地域・工事場所を考慮した補正値） または、 共通仮設費（率分）＝対象額（P）×（共通仮設費率（K_r）×施工地域を考慮した補正値） ただし、共通仮設費率（K_r）は別表第1の第1表～第10表による。 なお、補正係数を乗じる場合は、K_rの端数処理後に係数を乗じて、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>(3) その他 イ) 災害の発生等により、本基準において想定している状況と実態が乖離している場合などについては、上記1)のほか、必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定することができるものとする。 なお、東日本大震災に伴う復興係数については、「第I編第2章④東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について」によるものとする。 ロ) 設計変更時における共通仮設費率の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正値に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は変更設計の対象として処理するものとする。</p> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p>別表第1 共通仮設費率 第1表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th rowspan="2">対象額 適用区分</th> <th>600万円以下</th> <th colspan="2">600万円を超え10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">(4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <th>A</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td></td><td>18.80</td><td>357.9169</td><td>-0.1888</td><td>7.16</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td></td><td>31.16</td><td>1,842.8291</td><td>-0.2614</td><td>8.18</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td></td><td>19.62</td><td>611.8500</td><td>-0.2204</td><td>6.36</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td></td><td>19.17</td><td>85.5000</td><td>-0.0958</td><td>11.75</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td></td><td>57.54</td><td>16,002.6000</td><td>-0.3606</td><td>9.09</td></tr> <tr><td>PC橋工事</td><td></td><td>40.56</td><td>2,455.8504</td><td>-0.2629</td><td>10.58</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td></td><td>25.64</td><td>652.6500</td><td>-0.2074</td><td>8.88</td></tr> <tr><td>砂防・地すべり等工事</td><td></td><td>22.79</td><td>936.7500</td><td>-0.2381</td><td>6.74</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td></td><td>16.20</td><td>72.0044</td><td>-0.0956</td><td>9.93</td></tr> <tr><td>電線共同溝工事</td><td></td><td>14.94</td><td>60.0400</td><td>-0.0891</td><td>9.47</td></tr> <tr><td>情報ボックス工事</td><td></td><td>28.40</td><td>742.3500</td><td>-0.2091</td><td>9.75</td></tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。</p> </div> <p style="text-align: center;">I-2-②-9 令和2年5月1日以降起工適用 ① 21</p>	工種区分		補正値（%）	港湾・漁港工事	浚渫工事	1.20	構造物工事	0.90	海岸工事（港湾・漁港に関わる海岸）		0.90	工種区分	対象額 適用区分	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	下記の率とする	(4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする				A	b		河川工事		18.80	357.9169	-0.1888	7.16	河川・道路構造物工事		31.16	1,842.8291	-0.2614	8.18	海岸工事		19.62	611.8500	-0.2204	6.36	道路改良工事		19.17	85.5000	-0.0958	11.75	鋼橋架設工事		57.54	16,002.6000	-0.3606	9.09	PC橋工事		40.56	2,455.8504	-0.2629	10.58	舗装工事		25.64	652.6500	-0.2074	8.88	砂防・地すべり等工事		22.79	936.7500	-0.2381	6.74	公園工事		16.20	72.0044	-0.0956	9.93	電線共同溝工事		14.94	60.0400	-0.0891	9.47	情報ボックス工事		28.40	742.3500	-0.2091	9.75	<div style="margin-bottom: 10px;"> <p>別表第1 共通仮設費率 第1表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th rowspan="2">対象額 適用区分</th> <th>600万円以下</th> <th colspan="2">600万円を超え10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">(4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <th>A</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td></td><td>18.80</td><td>357.9169</td><td>-0.1888</td><td>7.16</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td></td><td>31.16</td><td>1,842.8291</td><td>-0.2614</td><td>8.18</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td></td><td>19.62</td><td>611.8500</td><td>-0.2204</td><td>6.36</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td></td><td>19.17</td><td>85.5000</td><td>-0.0958</td><td>11.75</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td></td><td>57.54</td><td>16,002.6000</td><td>-0.3606</td><td>9.09</td></tr> <tr><td>PC橋工事</td><td></td><td>40.56</td><td>2,455.8504</td><td>-0.2629</td><td>10.58</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td></td><td>25.64</td><td>652.6500</td><td>-0.2074</td><td>8.88</td></tr> <tr><td>砂防・地すべり等工事</td><td></td><td>22.79</td><td>936.7500</td><td>-0.2381</td><td>6.74</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td></td><td>16.20</td><td>72.0044</td><td>-0.0956</td><td>9.93</td></tr> <tr><td>電線共同溝工事</td><td></td><td>14.94</td><td>60.0400</td><td>-0.0891</td><td>9.47</td></tr> <tr><td>情報ボックス工事</td><td></td><td>28.40</td><td>742.3500</td><td>-0.2091</td><td>9.75</td></tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>第2表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th rowspan="2">対象額 適用区分</th> <th>600万円以下</th> <th colspan="2">600万円を超え3億円以下</th> <th>3億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">(4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <th>A</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>橋梁保全工事</td><td></td><td>40.98</td><td>10,575.3000</td><td>-0.3558</td><td>10.19</td></tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。</p> </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> <p>第3表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th rowspan="2">対象額 適用区分</th> <th>200万円以下</th> <th colspan="2">200万円を超え1億円以下</th> <th>1億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">(4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <th>A</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>道路維持工事</td><td></td><td>35.91</td><td>6,176.0569</td><td>-0.3548</td><td>8.96</td></tr> <tr><td>河川維持工事</td><td></td><td>13.58</td><td>40.2168</td><td>-0.0748</td><td>10.14</td></tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。</p> </div> <div> <p>第4表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th rowspan="2">対象額 適用区分</th> <th>1,000万円以下</th> <th colspan="2">1,000万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">(4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <th>A</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="2">共同溝等工事</td><td>(1)</td><td>13.29</td><td>102.4918</td><td>-0.1267</td><td>6.80</td></tr> <tr><td>(2)</td><td>20.69</td><td>138.7500</td><td>-0.1181</td><td>11.06</td></tr> <tr><td>トンネル工事</td><td></td><td>43.07</td><td>6,246.0650</td><td>-0.3088</td><td>8.39</td></tr> <tr><td rowspan="3">下水道工事</td><td>(1)</td><td>19.28</td><td>633.4991</td><td>-0.2167</td><td>6.12</td></tr> <tr><td>(2)</td><td>19.98</td><td>728.4001</td><td>-0.2231</td><td>6.12</td></tr> <tr><td>(3)</td><td>11.46</td><td>20.2527</td><td>-0.0353</td><td>9.51</td></tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。</p> </div> <p style="text-align: center;">I-2-②-9 ① 21</p> <p style="text-align: right;">次頁へ移動</p>	工種区分	対象額 適用区分	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	下記の率とする	(4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする				A	b		河川工事		18.80	357.9169	-0.1888	7.16	河川・道路構造物工事		31.16	1,842.8291	-0.2614	8.18	海岸工事		19.62	611.8500	-0.2204	6.36	道路改良工事		19.17	85.5000	-0.0958	11.75	鋼橋架設工事		57.54	16,002.6000	-0.3606	9.09	PC橋工事		40.56	2,455.8504	-0.2629	10.58	舗装工事		25.64	652.6500	-0.2074	8.88	砂防・地すべり等工事		22.79	936.7500	-0.2381	6.74	公園工事		16.20	72.0044	-0.0956	9.93	電線共同溝工事		14.94	60.0400	-0.0891	9.47	情報ボックス工事		28.40	742.3500	-0.2091	9.75	工種区分	対象額 適用区分	600万円以下	600万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの	下記の率とする	(4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする				A	b		橋梁保全工事		40.98	10,575.3000	-0.3558	10.19	工種区分	対象額 適用区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	下記の率とする	(4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする				A	b		道路維持工事		35.91	6,176.0569	-0.3548	8.96	河川維持工事		13.58	40.2168	-0.0748	10.14	工種区分	対象額 適用区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	下記の率とする	(4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする				A	b		共同溝等工事	(1)	13.29	102.4918	-0.1267	6.80	(2)	20.69	138.7500	-0.1181	11.06	トンネル工事		43.07	6,246.0650	-0.3088	8.39	下水道工事	(1)	19.28	633.4991	-0.2167	6.12	(2)	19.98	728.4001	-0.2231	6.12	(3)	11.46	20.2527	-0.0353	9.51
工種区分		補正値（%）																																																																																																																																																																																																																																																																																		
港湾・漁港工事	浚渫工事	1.20																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	構造物工事	0.90																																																																																																																																																																																																																																																																																		
海岸工事（港湾・漁港に関わる海岸）		0.90																																																																																																																																																																																																																																																																																		
工種区分	対象額 適用区分	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																																																																															
		下記の率とする	(4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																																																																																																																																																															
			A	b																																																																																																																																																																																																																																																																																
河川工事		18.80	357.9169	-0.1888	7.16																																																																																																																																																																																																																																																																															
河川・道路構造物工事		31.16	1,842.8291	-0.2614	8.18																																																																																																																																																																																																																																																																															
海岸工事		19.62	611.8500	-0.2204	6.36																																																																																																																																																																																																																																																																															
道路改良工事		19.17	85.5000	-0.0958	11.75																																																																																																																																																																																																																																																																															
鋼橋架設工事		57.54	16,002.6000	-0.3606	9.09																																																																																																																																																																																																																																																																															
PC橋工事		40.56	2,455.8504	-0.2629	10.58																																																																																																																																																																																																																																																																															
舗装工事		25.64	652.6500	-0.2074	8.88																																																																																																																																																																																																																																																																															
砂防・地すべり等工事		22.79	936.7500	-0.2381	6.74																																																																																																																																																																																																																																																																															
公園工事		16.20	72.0044	-0.0956	9.93																																																																																																																																																																																																																																																																															
電線共同溝工事		14.94	60.0400	-0.0891	9.47																																																																																																																																																																																																																																																																															
情報ボックス工事		28.40	742.3500	-0.2091	9.75																																																																																																																																																																																																																																																																															
工種区分	対象額 適用区分	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																																																																															
		下記の率とする	(4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																																																																																																																																																															
			A	b																																																																																																																																																																																																																																																																																
河川工事		18.80	357.9169	-0.1888	7.16																																																																																																																																																																																																																																																																															
河川・道路構造物工事		31.16	1,842.8291	-0.2614	8.18																																																																																																																																																																																																																																																																															
海岸工事		19.62	611.8500	-0.2204	6.36																																																																																																																																																																																																																																																																															
道路改良工事		19.17	85.5000	-0.0958	11.75																																																																																																																																																																																																																																																																															
鋼橋架設工事		57.54	16,002.6000	-0.3606	9.09																																																																																																																																																																																																																																																																															
PC橋工事		40.56	2,455.8504	-0.2629	10.58																																																																																																																																																																																																																																																																															
舗装工事		25.64	652.6500	-0.2074	8.88																																																																																																																																																																																																																																																																															
砂防・地すべり等工事		22.79	936.7500	-0.2381	6.74																																																																																																																																																																																																																																																																															
公園工事		16.20	72.0044	-0.0956	9.93																																																																																																																																																																																																																																																																															
電線共同溝工事		14.94	60.0400	-0.0891	9.47																																																																																																																																																																																																																																																																															
情報ボックス工事		28.40	742.3500	-0.2091	9.75																																																																																																																																																																																																																																																																															
工種区分	対象額 適用区分	600万円以下	600万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																																																																															
		下記の率とする	(4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																																																																																																																																																															
			A	b																																																																																																																																																																																																																																																																																
橋梁保全工事		40.98	10,575.3000	-0.3558	10.19																																																																																																																																																																																																																																																																															
工種区分	対象額 適用区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																																																																															
		下記の率とする	(4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																																																																																																																																																															
			A	b																																																																																																																																																																																																																																																																																
道路維持工事		35.91	6,176.0569	-0.3548	8.96																																																																																																																																																																																																																																																																															
河川維持工事		13.58	40.2168	-0.0748	10.14																																																																																																																																																																																																																																																																															
工種区分	対象額 適用区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																																																																															
		下記の率とする	(4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																																																																																																																																																															
			A	b																																																																																																																																																																																																																																																																																
共同溝等工事	(1)	13.29	102.4918	-0.1267	6.80																																																																																																																																																																																																																																																																															
	(2)	20.69	138.7500	-0.1181	11.06																																																																																																																																																																																																																																																																															
トンネル工事		43.07	6,246.0650	-0.3088	8.39																																																																																																																																																																																																																																																																															
下水道工事	(1)	19.28	633.4991	-0.2167	6.12																																																																																																																																																																																																																																																																															
	(2)	19.98	728.4001	-0.2231	6.12																																																																																																																																																																																																																																																																															
	(3)	11.46	20.2527	-0.0353	9.51																																																																																																																																																																																																																																																																															

土木工事標準積算基準〔I〕（令和2年5月1日一部改正）新旧対照表

頁	新（令和2年5月1日）	旧（令和元年10月1日）																																																																																																																																																																																					
第I編第2章 ②間接工事費 2 共通仮設費 I-2-②-10 (①22)	前頁より移動																																																																																																																																																																																						
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第2表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分</th> <th>600万円以下</th> <th colspan="2">600万円を超え3億円以下</th> <th>3億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">（ ）の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による A b</th> <th>下記の率とする</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>橋梁保全工事</td> <td>40.98</td> <td>10.575.3000</td> <td>-0.3558</td> <td>10.19</td> </tr> </tbody> </table> <p>※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。</p> <p>第3表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分</th> <th>200万円以下</th> <th colspan="2">200万円を超え1億円以下</th> <th>1億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">（ ）の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による A b</th> <th>下記の率とする</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路維持工事</td> <td>35.91</td> <td>6.176.0569</td> <td>-0.3548</td> <td>8.96</td> </tr> <tr> <td>河川維持工事</td> <td>13.58</td> <td>40.2168</td> <td>-0.0748</td> <td>10.14</td> </tr> </tbody> </table> <p>※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。</p> <p>第4表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分</th> <th>1,000万円以下</th> <th colspan="2">1,000万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">（ ）の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による A b</th> <th>下記の率とする</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">共同溝等工事</td> <td>(1)</td> <td>13.29</td> <td>102.4918</td> <td>-0.1267</td> <td>6.80</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>20.69</td> <td>138.7500</td> <td>-0.1181</td> <td>11.06</td> </tr> <tr> <td>トンネル工事</td> <td>43.07</td> <td>6.246.0650</td> <td>-0.3088</td> <td>8.39</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">下水道工事</td> <td>(1)</td> <td>19.28</td> <td>633.4991</td> <td>-0.2167</td> <td>6.12</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>19.98</td> <td>728.4001</td> <td>-0.2231</td> <td>6.12</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>11.46</td> <td>20.2527</td> <td>-0.0353</td> <td>9.51</td> </tr> </tbody> </table> <p>※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。</p> <p>第5表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分</th> <th>3億円以下</th> <th colspan="2">3億円を超え50億円以下</th> <th>50億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">（4）の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による A b</th> <th>下記の率とする</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリートダム</td> <td>18.44</td> <td>157.8609</td> <td>-0.1100</td> <td>13.53</td> </tr> <tr> <td>フィルダム</td> <td>11.36</td> <td>65.5522</td> <td>-0.0898</td> <td>8.82</td> </tr> </tbody> </table> <p>※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。</p> <p>第6表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分</th> <th>600万円以下</th> <th colspan="2">600万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">（4）の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による A b</th> <th>下記の率とする</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">港湾・漁港工事</td> <td>浚渫工事</td> <td>16.71</td> <td>536.8231</td> <td>-0.2223</td> <td>4.59</td> </tr> <tr> <td>構造物工事</td> <td>11.96</td> <td>199.0496</td> <td>-0.1802</td> <td>4.20</td> </tr> </tbody> </table> <p>※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。</p> </div>	対象額 適用区分	600万円以下	600万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの	下記の率とする	（ ）の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による A b		下記の率とする	橋梁保全工事	40.98	10.575.3000	-0.3558	10.19	対象額 適用区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	下記の率とする	（ ）の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による A b		下記の率とする	道路維持工事	35.91	6.176.0569	-0.3548	8.96	河川維持工事	13.58	40.2168	-0.0748	10.14	対象額 適用区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	下記の率とする	（ ）の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による A b		下記の率とする	共同溝等工事	(1)	13.29	102.4918	-0.1267	6.80	(2)	20.69	138.7500	-0.1181	11.06	トンネル工事	43.07	6.246.0650	-0.3088	8.39	下水道工事	(1)	19.28	633.4991	-0.2167	6.12	(2)	19.98	728.4001	-0.2231	6.12	(3)	11.46	20.2527	-0.0353	9.51	対象額 適用区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの	下記の率とする	（4）の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による A b		下記の率とする	コンクリートダム	18.44	157.8609	-0.1100	13.53	フィルダム	11.36	65.5522	-0.0898	8.82	対象額 適用区分	600万円以下	600万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	下記の率とする	（4）の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による A b		下記の率とする	港湾・漁港工事	浚渫工事	16.71	536.8231	-0.2223	4.59	構造物工事	11.96	199.0496	-0.1802	4.20	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第5表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分</th> <th>3億円以下</th> <th colspan="2">3億円を超え50億円以下</th> <th>50億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">（4）の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による A b</th> <th>下記の率とする</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリートダム</td> <td>18.44</td> <td>157.8609</td> <td>-0.1100</td> <td>13.53</td> </tr> <tr> <td>フィルダム</td> <td>11.36</td> <td>65.5522</td> <td>-0.0898</td> <td>8.82</td> </tr> </tbody> </table> <p>※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。</p> <p>第6表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分</th> <th>600万円以下</th> <th colspan="2">600万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">（4）の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による A b</th> <th>下記の率とする</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">港湾・漁港工事</td> <td>浚渫工事</td> <td>16.71</td> <td>536.8231</td> <td>-0.2223</td> <td>4.59</td> </tr> <tr> <td>構造物工事</td> <td>11.96</td> <td>199.0496</td> <td>-0.1802</td> <td>4.20</td> </tr> </tbody> </table> <p>※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。</p> <p>第6-1表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分</th> <th>600万円以下</th> <th colspan="2">600万円を超え10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">（4）の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による A b</th> <th>下記の率とする</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海岸工事(港湾・漁港に關する海岸)</td> <td>19.62</td> <td>611.8500</td> <td>0.2204</td> <td>6.36</td> </tr> </tbody> </table> <p>※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。</p> <p>第7表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分</th> <th>600万円以下</th> <th colspan="2">600万円を超え4億円以下</th> <th>4億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">（4）の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による A b</th> <th>下記の率とする</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾・漁港構造物工事・海岸工事</td> <td>9.18</td> <td>2.130.6000</td> <td>0.3490</td> <td>2.12</td> </tr> </tbody> </table> <p>※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。</p> </div>	対象額 適用区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの	下記の率とする	（4）の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による A b		下記の率とする	コンクリートダム	18.44	157.8609	-0.1100	13.53	フィルダム	11.36	65.5522	-0.0898	8.82	対象額 適用区分	600万円以下	600万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	下記の率とする	（4）の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による A b		下記の率とする	港湾・漁港工事	浚渫工事	16.71	536.8231	-0.2223	4.59	構造物工事	11.96	199.0496	-0.1802	4.20	対象額 適用区分	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	下記の率とする	（4）の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による A b		下記の率とする	海岸工事(港湾・漁港に關する海岸)	19.62	611.8500	0.2204	6.36	対象額 適用区分	600万円以下	600万円を超え4億円以下		4億円を超えるもの	下記の率とする	（4）の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による A b		下記の率とする	港湾・漁港構造物工事・海岸工事	9.18	2.130.6000	0.3490	2.12	次頁へ移動
対象額 適用区分	600万円以下		600万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの																																																																																																																																																																																		
	下記の率とする	（ ）の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による A b		下記の率とする																																																																																																																																																																																			
橋梁保全工事	40.98	10.575.3000	-0.3558	10.19																																																																																																																																																																																			
対象額 適用区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																																																																																																																																																																																			
	下記の率とする	（ ）の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による A b		下記の率とする																																																																																																																																																																																			
道路維持工事	35.91	6.176.0569	-0.3548	8.96																																																																																																																																																																																			
河川維持工事	13.58	40.2168	-0.0748	10.14																																																																																																																																																																																			
対象額 適用区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																																																																																																																																			
	下記の率とする	（ ）の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による A b		下記の率とする																																																																																																																																																																																			
共同溝等工事	(1)	13.29	102.4918	-0.1267	6.80																																																																																																																																																																																		
	(2)	20.69	138.7500	-0.1181	11.06																																																																																																																																																																																		
トンネル工事	43.07	6.246.0650	-0.3088	8.39																																																																																																																																																																																			
下水道工事	(1)	19.28	633.4991	-0.2167	6.12																																																																																																																																																																																		
	(2)	19.98	728.4001	-0.2231	6.12																																																																																																																																																																																		
	(3)	11.46	20.2527	-0.0353	9.51																																																																																																																																																																																		
対象額 適用区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの																																																																																																																																																																																			
	下記の率とする	（4）の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による A b		下記の率とする																																																																																																																																																																																			
コンクリートダム	18.44	157.8609	-0.1100	13.53																																																																																																																																																																																			
フィルダム	11.36	65.5522	-0.0898	8.82																																																																																																																																																																																			
対象額 適用区分	600万円以下	600万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																																																																																																																																			
	下記の率とする	（4）の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による A b		下記の率とする																																																																																																																																																																																			
港湾・漁港工事	浚渫工事	16.71	536.8231	-0.2223	4.59																																																																																																																																																																																		
	構造物工事	11.96	199.0496	-0.1802	4.20																																																																																																																																																																																		
対象額 適用区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの																																																																																																																																																																																			
	下記の率とする	（4）の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による A b		下記の率とする																																																																																																																																																																																			
コンクリートダム	18.44	157.8609	-0.1100	13.53																																																																																																																																																																																			
フィルダム	11.36	65.5522	-0.0898	8.82																																																																																																																																																																																			
対象額 適用区分	600万円以下	600万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																																																																																																																																			
	下記の率とする	（4）の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による A b		下記の率とする																																																																																																																																																																																			
港湾・漁港工事	浚渫工事	16.71	536.8231	-0.2223	4.59																																																																																																																																																																																		
	構造物工事	11.96	199.0496	-0.1802	4.20																																																																																																																																																																																		
対象額 適用区分	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																																																																																			
	下記の率とする	（4）の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による A b		下記の率とする																																																																																																																																																																																			
海岸工事(港湾・漁港に關する海岸)	19.62	611.8500	0.2204	6.36																																																																																																																																																																																			
対象額 適用区分	600万円以下	600万円を超え4億円以下		4億円を超えるもの																																																																																																																																																																																			
	下記の率とする	（4）の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による A b		下記の率とする																																																																																																																																																																																			
港湾・漁港構造物工事・海岸工事	9.18	2.130.6000	0.3490	2.12																																																																																																																																																																																			
	① 22 I-2-②-10 令和2年5月1日以降起工適用	① 22 I-2-②-10																																																																																																																																																																																					

土木工事標準積算基準〔I〕（令和2年5月1日一部改正）新旧対照表

頁	新（令和2年5月1日）	旧（令和元年10月1日）																																																																																																																																																								
第I編第2章 ②間接工事費 2 共通仮設費 I-2-②-11 (①23)	前頁より移動																																																																																																																																																									
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第6-1表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額</th> <th>600万円以下</th> <th colspan="2">600万円を超え10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">()の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <th></th> <th>A</th> <th>b</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海岸工事(港湾・漁港に関わる海岸)</td> <td>19.62</td> <td>611.8500</td> <td>0.2204</td> <td>6.36</td> </tr> </tbody> </table> <p>※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。</p> <p>第7表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額</th> <th>600万円以下</th> <th colspan="2">600万円を超え4億円以下</th> <th>4億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">()の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <th></th> <th>A</th> <th>b</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾・漁港構造物工事・海岸工事</td> <td>9.18</td> <td>2,130.6000</td> <td>0.3490</td> <td>2.12</td> </tr> </tbody> </table> <p>※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。</p> <p>第8表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額</th> <th>500万円以下</th> <th colspan="2">500万円を超え50億円以下</th> <th>50億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">(4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <th></th> <th>A</th> <th>b</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空港用地造成工事</td> <td>21.68</td> <td>996.6000</td> <td>0.2482</td> <td>3.90</td> </tr> </tbody> </table> <p>※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。</p> <p>第9表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額</th> <th>500万円以下</th> <th colspan="2">500万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">(4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <th></th> <th>A</th> <th>b</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空港舗装工事</td> <td>21.24</td> <td>913.0500</td> <td>0.2438</td> <td>4.94</td> </tr> </tbody> </table> <p>※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。</p> <p>第10表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額</th> <th>500万円以下</th> <th colspan="2">500万円を超え2億円以下</th> <th>2億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">(4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <th></th> <th>A</th> <th>b</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空港維持工事</td> <td>9.98</td> <td>191.4000</td> <td>0.1915</td> <td>4.92</td> </tr> </tbody> </table> <p>※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。</p> <p>4 算定式 $K_r = A \cdot P^b$ ただし、K_r：共通仮設費率（%） P：対象額（円） A, b：変数値 注）1. K_rの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする 2. 対象額の算定にあたっては、「2. 共通仮設費（2）算定方法1）率計算式による部分」及び「2. 共通仮設費（2）算定方法5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> </div>	対象額	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	下記の率とする	()の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする	工種区分		A	b		海岸工事(港湾・漁港に関わる海岸)	19.62	611.8500	0.2204	6.36	対象額	600万円以下	600万円を超え4億円以下		4億円を超えるもの	下記の率とする	()の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする	工種区分		A	b		港湾・漁港構造物工事・海岸工事	9.18	2,130.6000	0.3490	2.12	対象額	500万円以下	500万円を超え50億円以下		50億円を超えるもの	下記の率とする	(4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする	工種区分		A	b		空港用地造成工事	21.68	996.6000	0.2482	3.90	対象額	500万円以下	500万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	下記の率とする	(4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする	工種区分		A	b		空港舗装工事	21.24	913.0500	0.2438	4.94	対象額	500万円以下	500万円を超え2億円以下		2億円を超えるもの	下記の率とする	(4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする	工種区分		A	b		空港維持工事	9.98	191.4000	0.1915	4.92	<p>第8表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額</th> <th>500万円以下</th> <th colspan="2">500万円を超え50億円以下</th> <th>50億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">(4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <th></th> <th>A</th> <th>b</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空港用地造成工事</td> <td>21.68</td> <td>996.6000</td> <td>0.2482</td> <td>3.90</td> </tr> </tbody> </table> <p>※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。</p> <p>第9表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額</th> <th>500万円以下</th> <th colspan="2">500万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">(4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <th></th> <th>A</th> <th>b</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空港舗装工事</td> <td>21.24</td> <td>913.0500</td> <td>0.2438</td> <td>4.94</td> </tr> </tbody> </table> <p>※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。</p> <p>第10表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額</th> <th>500万円以下</th> <th colspan="2">500万円を超え2億円以下</th> <th>2億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">(4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <th></th> <th>A</th> <th>b</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空港維持工事</td> <td>9.98</td> <td>191.4000</td> <td>0.1915</td> <td>4.92</td> </tr> </tbody> </table> <p>※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。</p> <p>4 算定式 $K_r = A \cdot P^b$ ただし、K_r：共通仮設費率（%） P：対象額（円） A, b：変数値 注）1. K_rの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする 2. 対象額の算定にあたっては、「2. 共通仮設費（2）算定方法1）率計算式による部分」及び「2. 共通仮設費（2）算定方法5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p>	対象額	500万円以下	500万円を超え50億円以下		50億円を超えるもの	下記の率とする	(4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする	工種区分		A	b		空港用地造成工事	21.68	996.6000	0.2482	3.90	対象額	500万円以下	500万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	下記の率とする	(4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする	工種区分		A	b		空港舗装工事	21.24	913.0500	0.2438	4.94	対象額	500万円以下	500万円を超え2億円以下		2億円を超えるもの	下記の率とする	(4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする	工種区分		A	b		空港維持工事	9.98	191.4000	0.1915	4.92
対象額	600万円以下		600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																																																					
	下記の率とする	()の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																																						
工種区分		A	b																																																																																																																																																							
海岸工事(港湾・漁港に関わる海岸)	19.62	611.8500	0.2204	6.36																																																																																																																																																						
対象額	600万円以下	600万円を超え4億円以下		4億円を超えるもの																																																																																																																																																						
	下記の率とする	()の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																																						
工種区分		A	b																																																																																																																																																							
港湾・漁港構造物工事・海岸工事	9.18	2,130.6000	0.3490	2.12																																																																																																																																																						
対象額	500万円以下	500万円を超え50億円以下		50億円を超えるもの																																																																																																																																																						
	下記の率とする	(4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																																						
工種区分		A	b																																																																																																																																																							
空港用地造成工事	21.68	996.6000	0.2482	3.90																																																																																																																																																						
対象額	500万円以下	500万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																																																																																																						
	下記の率とする	(4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																																						
工種区分		A	b																																																																																																																																																							
空港舗装工事	21.24	913.0500	0.2438	4.94																																																																																																																																																						
対象額	500万円以下	500万円を超え2億円以下		2億円を超えるもの																																																																																																																																																						
	下記の率とする	(4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																																						
工種区分		A	b																																																																																																																																																							
空港維持工事	9.98	191.4000	0.1915	4.92																																																																																																																																																						
対象額	500万円以下	500万円を超え50億円以下		50億円を超えるもの																																																																																																																																																						
	下記の率とする	(4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																																						
工種区分		A	b																																																																																																																																																							
空港用地造成工事	21.68	996.6000	0.2482	3.90																																																																																																																																																						
対象額	500万円以下	500万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																																																																																																						
	下記の率とする	(4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																																						
工種区分		A	b																																																																																																																																																							
空港舗装工事	21.24	913.0500	0.2438	4.94																																																																																																																																																						
対象額	500万円以下	500万円を超え2億円以下		2億円を超えるもの																																																																																																																																																						
	下記の率とする	(4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																																						
工種区分		A	b																																																																																																																																																							
空港維持工事	9.98	191.4000	0.1915	4.92																																																																																																																																																						
	I-2-②-11	令和2年5月1日以降起工適用 ① 23	I-2-②-11	① 23																																																																																																																																																						

土木工事標準積算基準〔I〕（令和2年5月1日一部改正）新旧対照表

頁	新（令和2年5月1日）	旧（令和元年10月1日）																																																																																																																		
<p>第I編第2章 ②間接工事費 3現場管理費</p> <p>I-2-②-31 ①43</p>	<p>2) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正 (イ)表3.4の適用条件に該当する場合、別表第2(第1表～第4表)の現場管理費率に下表の補正係数を乗じるものとする。 また、表3.5に該当する場合、別表第2(第6表～第10表)の現場管理費率に補正值を加算するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表3.4 地域補正の適用(土木)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th rowspan="2">補正係数</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">市街地(DIID補正) (1)-1</td> <td>電線共同溝工事</td> <td rowspan="4">市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td rowspan="4">1.2</td> <td rowspan="4">1</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">一般交通影響有り (1)-1</td> <td>電線共同溝工事</td> <td rowspan="4">2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上 の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合には対象外とする。</td> <td rowspan="4">1.2</td> <td rowspan="4">1</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">一般交通影響有り (2)-1</td> <td>電線共同溝工事</td> <td rowspan="4">一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)</td> <td rowspan="4">1.1</td> <td rowspan="4">2</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市街地(DIID補正) (1)-2</td> <td>電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)</td> <td rowspan="2">市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td rowspan="2">1.1</td> <td rowspan="2">2</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般交通影響有り (1)-2</td> <td>電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)</td> <td rowspan="2">2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上 の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合には対象外とする。</td> <td rowspan="2">1.1</td> <td rowspan="2">3</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般交通影響有り (2)-1</td> <td>電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)</td> <td rowspan="2">一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)</td> <td rowspan="2">1.1</td> <td rowspan="2">4</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。</p> <p>(注) 1. 市街地とは、施工地域が人口集中地区(DIID地区)及びこれに準ずる地区をいう。 なお、DIID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。 2. 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先によるが、共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。</p> <p style="text-align: center;">表3.5 地域補正の適用(港湾・漁港・空港)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">施工地域・工事場所区分</th> <th>補正值(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">重要港湾・市街地に係る漁港</td> <td>1.20</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">地方部</td> <td>施工場所が一般交通等の影響を受ける場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td> a. 地方港湾その他の漁港</td> <td>1.20</td> </tr> <tr> <td> b. 空港</td> <td>1.20</td> </tr> <tr> <td>施工場所が一般交通等の影響を受けない場合</td> <td>0.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済(復興係数適用済、小数第2位止め(小数第3位四捨五入))の値である。</p> <p style="text-align: center;">I-2-②-31 令和2年5月1日以降起工適用 ①43</p>	適用条件			補正係数	適用優先	施工地域区分	工種区分	対象	市街地(DIID補正) (1)-1	電線共同溝工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	1	道路維持工事	舗装工事	橋梁保全工事	一般交通影響有り (1)-1	電線共同溝工事	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上 の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合には対象外とする。	1.2	1	道路維持工事	舗装工事	橋梁保全工事	一般交通影響有り (2)-1	電線共同溝工事	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	2	道路維持工事	舗装工事	橋梁保全工事	市街地(DIID補正) (1)-2	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	2	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	一般交通影響有り (1)-2	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上 の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合には対象外とする。	1.1	3	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	一般交通影響有り (2)-1	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	4	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	施工地域・工事場所区分		補正值(%)	重要港湾・市街地に係る漁港		1.20	地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合		a. 地方港湾その他の漁港	1.20	b. 空港	1.20	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0	<p>2) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正 (イ)表3.4の適用条件に該当する場合、別表第2(第1表～第4表)の現場管理費率に下表の補正係数を乗じるものとする。 また、表3.5に該当する場合、別表第2(第6表～第10表)の現場管理費率に補正值を加算するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表3.4 地域補正の適用(土木)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th rowspan="2">補正係数</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">市街地(DIID補正) (1)</td> <td>鋼橋架設工事</td> <td rowspan="5">市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td rowspan="5">1.1</td> <td rowspan="5">1</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般交通影響有り (1)</td> <td>全ての工種(※)</td> <td rowspan="2">2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上 の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合には対象外とする。</td> <td rowspan="2">1.1</td> <td rowspan="2">2</td> </tr> <tr> <td>全ての工種(※)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般交通影響有り (2)</td> <td>全ての工種(※)</td> <td rowspan="2">一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)</td> <td rowspan="2">1.1</td> <td rowspan="2">3</td> </tr> <tr> <td>全ての工種(※)</td> </tr> <tr> <td>市街地(DIID補正) (2)</td> <td>市街地(DIID補正) (1)以外(※)</td> <td>市街地(DIID補正)(1)で適用となる工種区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.1</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。</p> <p>(注) 1. 市街地とは、施工地域が人口集中地区(DIID地区)及びこれに準ずる地区をいう。 なお、DIID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。 2. 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先によるが、共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。</p> <p style="text-align: center;">表3.5 地域補正の適用(港湾・漁港・空港)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">施工地域・工事場所区分</th> <th>補正值(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">重要港湾・市街地に係る漁港</td> <td>1.20</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">地方部</td> <td>施工場所が一般交通等の影響を受ける場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td> a. 地方港湾その他の漁港</td> <td>1.20</td> </tr> <tr> <td> b. 空港</td> <td>1.20</td> </tr> <tr> <td>施工場所が一般交通等の影響を受けない場合</td> <td>0.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済(復興係数適用済、小数第2位止め(小数第3位四捨五入))の値である。</p> <p>(注) 1. 施工地域の区分は以下のとおりとする。 市街地：施工地域が人口集中地区(DIID地区)をいう。 DIID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。 地方部：施工地域が上記以外の地区をいう。 重要港湾：小名浜港、相馬港 地方港湾：江名港、中之作港、久之浜港、翁島港、湖南港 2. 施工場所区分は以下のとおりとする。 一般交通等の影響を受ける場合：①施工場所において、一般交通等の影響を受ける場合 ②施工場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合 ③施工場所において、50m以内に人家等が連なっている場合</p> <p style="text-align: center;">I-2-②-31 ①43</p>	適用条件			補正係数	適用優先	施工地域区分	工種区分	対象	市街地(DIID補正) (1)	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	1	電線共同溝工事	道路維持工事	舗装工事	橋梁保全工事	一般交通影響有り (1)	全ての工種(※)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上 の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合には対象外とする。	1.1	2	全ての工種(※)	一般交通影響有り (2)	全ての工種(※)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	3	全ての工種(※)	市街地(DIID補正) (2)	市街地(DIID補正) (1)以外(※)	市街地(DIID補正)(1)で適用となる工種区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	4	施工地域・工事場所区分		補正值(%)	重要港湾・市街地に係る漁港		1.20	地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合		a. 地方港湾その他の漁港	1.20	b. 空港	1.20	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0
適用条件			補正係数	適用優先																																																																																																																
施工地域区分	工種区分	対象																																																																																																																		
市街地(DIID補正) (1)-1	電線共同溝工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	1																																																																																																																
	道路維持工事																																																																																																																			
	舗装工事																																																																																																																			
	橋梁保全工事																																																																																																																			
一般交通影響有り (1)-1	電線共同溝工事	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上 の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合には対象外とする。	1.2	1																																																																																																																
	道路維持工事																																																																																																																			
	舗装工事																																																																																																																			
	橋梁保全工事																																																																																																																			
一般交通影響有り (2)-1	電線共同溝工事	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	2																																																																																																																
	道路維持工事																																																																																																																			
	舗装工事																																																																																																																			
	橋梁保全工事																																																																																																																			
市街地(DIID補正) (1)-2	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	2																																																																																																																
	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)																																																																																																																			
一般交通影響有り (1)-2	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上 の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合には対象外とする。	1.1	3																																																																																																																
	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)																																																																																																																			
一般交通影響有り (2)-1	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	4																																																																																																																
	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)																																																																																																																			
施工地域・工事場所区分		補正值(%)																																																																																																																		
重要港湾・市街地に係る漁港		1.20																																																																																																																		
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合																																																																																																																			
	a. 地方港湾その他の漁港	1.20																																																																																																																		
	b. 空港	1.20																																																																																																																		
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0																																																																																																																		
適用条件			補正係数	適用優先																																																																																																																
施工地域区分	工種区分	対象																																																																																																																		
市街地(DIID補正) (1)	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	1																																																																																																																
	電線共同溝工事																																																																																																																			
	道路維持工事																																																																																																																			
	舗装工事																																																																																																																			
	橋梁保全工事																																																																																																																			
一般交通影響有り (1)	全ての工種(※)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上 の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合には対象外とする。	1.1	2																																																																																																																
	全ての工種(※)																																																																																																																			
一般交通影響有り (2)	全ての工種(※)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	3																																																																																																																
	全ての工種(※)																																																																																																																			
市街地(DIID補正) (2)	市街地(DIID補正) (1)以外(※)	市街地(DIID補正)(1)で適用となる工種区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	4																																																																																																																
施工地域・工事場所区分		補正值(%)																																																																																																																		
重要港湾・市街地に係る漁港		1.20																																																																																																																		
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合																																																																																																																			
	a. 地方港湾その他の漁港	1.20																																																																																																																		
	b. 空港	1.20																																																																																																																		
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0																																																																																																																		

次頁へ移動

土木工事標準積算基準〔I〕（令和2年5月1日一部改正）新旧対照表

第I編第2章
②間接工事費
3現場管理費

I-2-②-35
(①47)

別表第2 現場管理費率

第1表

工種区分	対象額 適用区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
		下記の率とする	(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
河川工事		52.12	1532.04	-0.2145	17.98
河川・道路構造物工事		51.05	549.84	-0.1508	24.16
海岸工事		33.35	136.68	-0.0895	21.38
道路改良工事		40.43	104.40	-0.0602	29.99
鋼橋架設工事		57.89	363.72	-0.1166	32.46
P C橋工事		36.94	145.08	-0.0867	24.01
舗装工事		48.46	802.44	-0.1781	20.03
砂防・地すべり等工事		54.90	1644.72	-0.2157	18.83
公園工事		51.16	464.76	-0.1400	25.54
電線共同溝工事		72.43	2890.56	-0.2339	22.69
情報ボックス工事		64.85	2030.40	-0.2185	21.94

(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。
※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

第2表

工種区分	対象額 適用区分	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの
		下記の率とする	(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
橋梁保全工事		77.96	1948.44	-0.2042	36.19

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

第3表

工種区分	対象額 適用区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
		下記の率とする	(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
道路維持工事		72.00	757.44	-0.1622	38.17
河川維持工事		50.54	206.76	-0.0971	34.57

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

第4表

工種区分	対象額 適用区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
		下記の率とする	(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
共同溝工事	(1)	60.01	476.88	-0.1286	30.36
	(2)	46.00	143.52	-0.0706	31.64
トンネル工事		53.96	264.00	-0.0985	32.03
下水道工事	(1)	41.47	67.92	-0.0306	35.27
	(2)	45.35	275.76	-0.1119	25.06
	(3)	38.93	63.24	-0.0301	33.19

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

別表第2 現場管理費率

第1表

工種区分	対象額 適用区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
		下記の率とする	(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
河川工事		51.84	1524.00	-0.2145	17.88
河川・道路構造物工事		51.00	549.24	-0.1508	24.13
海岸工事		33.26	136.32	-0.0895	21.34
道路改良工事		40.38	104.28	-0.0602	29.95
鋼橋架設工事		57.74	362.76	-0.1166	32.38
P C橋工事		36.88	144.60	-0.0867	23.98
舗装工事		48.38	801.24	-0.1781	19.99
砂防・地すべり等工事		54.59	1635.24	-0.2157	18.72
公園工事		50.92	462.60	-0.1400	25.42
電線共同溝工事		72.36	2887.92	-0.2339	22.67
情報ボックス工事		64.79	2028.48	-0.2185	21.91

(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。
※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

第2表

工種区分	対象額 適用区分	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの
		下記の率とする	(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
橋梁保全工事		77.93	1947.48	-0.2042	36.18

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

第3表

工種区分	対象額 適用区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
		下記の率とする	(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
道路維持工事		71.74	754.68	-0.1622	38.03
河川維持工事		50.30	205.80	-0.0971	34.40

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

第4表

工種区分	対象額 適用区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
		下記の率とする	(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
共同溝工事	(1)	59.99	476.76	-0.1286	30.35
	(2)	46.00	143.52	-0.0706	31.64
トンネル工事		53.92	263.76	-0.0985	31.99
下水道工事	(1)	41.33	67.68	-0.0306	35.15
	(2)	45.11	273.84	-0.1119	24.92
	(3)	38.71	62.88	-0.0301	33.00

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

土木工事標準積算基準〔I〕（令和2年5月1日一部改正）新旧対照表

頁	新（令和2年5月1日）	旧（令和元年10月1日）																																																																																																																																																																																				
第I編第2章 ②間接工事費 3現場管理費 I-2-②-36 (①48)	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>第5表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額</th> <th>3億円以下</th> <th colspan="2">3億円を超え50億円以下</th> <th>50億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分</th> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <th></th> <th>A</th> <th>b</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリートダム</td> <td>27.50</td> <td>399.60</td> <td>-0.1370</td> <td>18.71</td> </tr> <tr> <td>フィルダム</td> <td>40.27</td> <td>221.76</td> <td>-0.0874</td> <td>31.49</td> </tr> </tbody> </table> <p>※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。</p> </div> <p>第6表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分</th> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <th></th> <th>A</th> <th>b</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾・漁 浚渫工事</td> <td>28.32</td> <td>118.68</td> <td>-0.0909</td> <td>16.94</td> </tr> <tr> <td>港工事 構造物工事</td> <td>29.10</td> <td>55.80</td> <td>-0.0413</td> <td>23.04</td> </tr> </tbody> </table> <p>※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。</p> <p>第6-1表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分</th> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <th></th> <th>A</th> <th>b</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海岸工事(漁港・港湾に関わる海岸)</td> <td>33.26</td> <td>136.32</td> <td>-0.0895</td> <td>21.34</td> </tr> </tbody> </table> <p>※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。</p> <p>第7表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え4億円以下</th> <th>4億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分</th> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <th></th> <th>A</th> <th>b</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾・漁港構造物工事・海岸工事</td> <td>26.98</td> <td>116.28</td> <td>-0.0927</td> <td>18.54</td> </tr> </tbody> </table> <p>※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。</p>	対象額	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする	(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする	工種区分		A	b		コンクリートダム	27.50	399.60	-0.1370	18.71	フィルダム	40.27	221.76	-0.0874	31.49	対象額	700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする	(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする	工種区分		A	b		港湾・漁 浚渫工事	28.32	118.68	-0.0909	16.94	港工事 構造物工事	29.10	55.80	-0.0413	23.04	対象額	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする	(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする	工種区分		A	b		海岸工事(漁港・港湾に関わる海岸)	33.26	136.32	-0.0895	21.34	対象額	700万円以下	700万円を超え4億円以下		4億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする	(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする	工種区分		A	b		港湾・漁港構造物工事・海岸工事	26.98	116.28	-0.0927	18.54	<div style="border: 2px solid blue; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>第5表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額</th> <th>3億円以下</th> <th colspan="2">3億円を超え50億円以下</th> <th>50億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分</th> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <th></th> <th>A</th> <th>b</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリートダム</td> <td>27.48</td> <td>398.40</td> <td>-0.1370</td> <td>18.68</td> </tr> <tr> <td>フィルダム</td> <td>40.22</td> <td>221.52</td> <td>-0.0874</td> <td>31.45</td> </tr> </tbody> </table> <p>※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。</p> </div> <p>第6表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分</th> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <th></th> <th>A</th> <th>b</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾・漁 浚渫工事</td> <td>28.32</td> <td>118.68</td> <td>-0.0909</td> <td>16.94</td> </tr> <tr> <td>港工事 構造物工事</td> <td>29.10</td> <td>55.80</td> <td>-0.0413</td> <td>23.04</td> </tr> </tbody> </table> <p>※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。</p> <p>第6-1表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分</th> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <th></th> <th>A</th> <th>b</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海岸工事(漁港・港湾に関わる海岸)</td> <td>33.26</td> <td>136.32</td> <td>-0.0895</td> <td>21.34</td> </tr> </tbody> </table> <p>※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。</p> <p>第7表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え4億円以下</th> <th>4億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分</th> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <th></th> <th>A</th> <th>b</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾・漁港構造物工事・海岸工事</td> <td>26.98</td> <td>116.28</td> <td>-0.0927</td> <td>18.54</td> </tr> </tbody> </table> <p>※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。</p>	対象額	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする	(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする	工種区分		A	b		コンクリートダム	27.48	398.40	-0.1370	18.68	フィルダム	40.22	221.52	-0.0874	31.45	対象額	700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする	(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする	工種区分		A	b		港湾・漁 浚渫工事	28.32	118.68	-0.0909	16.94	港工事 構造物工事	29.10	55.80	-0.0413	23.04	対象額	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする	(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする	工種区分		A	b		海岸工事(漁港・港湾に関わる海岸)	33.26	136.32	-0.0895	21.34	対象額	700万円以下	700万円を超え4億円以下		4億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする	(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする	工種区分		A	b		港湾・漁港構造物工事・海岸工事	26.98	116.28	-0.0927	18.54
対象額	3億円以下		3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの																																																																																																																																																																																	
	適用区分	下記の率とする	(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																																																																	
工種区分		A	b																																																																																																																																																																																			
コンクリートダム	27.50	399.60	-0.1370	18.71																																																																																																																																																																																		
フィルダム	40.27	221.76	-0.0874	31.49																																																																																																																																																																																		
対象額	700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																																																																																																																																		
	適用区分	下記の率とする	(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																																																																	
工種区分		A	b																																																																																																																																																																																			
港湾・漁 浚渫工事	28.32	118.68	-0.0909	16.94																																																																																																																																																																																		
港工事 構造物工事	29.10	55.80	-0.0413	23.04																																																																																																																																																																																		
対象額	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																																																																																		
	適用区分	下記の率とする	(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																																																																	
工種区分		A	b																																																																																																																																																																																			
海岸工事(漁港・港湾に関わる海岸)	33.26	136.32	-0.0895	21.34																																																																																																																																																																																		
対象額	700万円以下	700万円を超え4億円以下		4億円を超えるもの																																																																																																																																																																																		
	適用区分	下記の率とする	(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																																																																	
工種区分		A	b																																																																																																																																																																																			
港湾・漁港構造物工事・海岸工事	26.98	116.28	-0.0927	18.54																																																																																																																																																																																		
対象額	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの																																																																																																																																																																																		
	適用区分	下記の率とする	(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																																																																	
工種区分		A	b																																																																																																																																																																																			
コンクリートダム	27.48	398.40	-0.1370	18.68																																																																																																																																																																																		
フィルダム	40.22	221.52	-0.0874	31.45																																																																																																																																																																																		
対象額	700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																																																																																																																																		
	適用区分	下記の率とする	(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																																																																	
工種区分		A	b																																																																																																																																																																																			
港湾・漁 浚渫工事	28.32	118.68	-0.0909	16.94																																																																																																																																																																																		
港工事 構造物工事	29.10	55.80	-0.0413	23.04																																																																																																																																																																																		
対象額	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																																																																																		
	適用区分	下記の率とする	(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																																																																	
工種区分		A	b																																																																																																																																																																																			
海岸工事(漁港・港湾に関わる海岸)	33.26	136.32	-0.0895	21.34																																																																																																																																																																																		
対象額	700万円以下	700万円を超え4億円以下		4億円を超えるもの																																																																																																																																																																																		
	適用区分	下記の率とする	(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																																																																	
工種区分		A	b																																																																																																																																																																																			
港湾・漁港構造物工事・海岸工事	26.98	116.28	-0.0927	18.54																																																																																																																																																																																		
① 48	I-2-②-36	令和2年5月1日以降起工適用																																																																																																																																																																																				
① 48	I-2-②-36																																																																																																																																																																																					

土木工事標準積算基準〔I〕（令和2年5月1日一部改正）新旧対照表

頁	新（令和2年5月1日）	旧（令和元年10月1日）																																																																																																												
第I編第2章 ②間接工事費 3現場管理費 I-2-②-37 (①49)	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>第8表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象額 適用区分</th> <th>500万円以下</th> <th colspan="2">500万円を超え50億円以下</th> <th>50億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空港用地造成工事</td> <td></td> <td>41.68</td> <td>163.20</td> <td>-0.0885</td> <td>22.61</td> </tr> </tbody> </table> <p>※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。</p> <p>第9表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象額 適用区分</th> <th>500万円以下</th> <th colspan="2">500万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空港舗装工事</td> <td></td> <td>35.26</td> <td>231.84</td> <td>-0.1221</td> <td>16.97</td> </tr> </tbody> </table> <p>※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。</p> <p>第10表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象額 適用区分</th> <th>500万円以下</th> <th colspan="2">500万円を超え2億円以下</th> <th>2億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空港維持工事</td> <td></td> <td>72.70</td> <td>626.16</td> <td>-0.1396</td> <td>43.44</td> </tr> </tbody> </table> <p>※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。</p> <p>(9) 算定式 $J_o = A \cdot N p^b$ ただし、J_o：現場管理費率（%） $N p$：純工事費（円） A, b：変数値 注）1. J_oの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする 2. 対象額とする純工事費については、「2. 共通仮設費（2）算定方法1）率計算式による部分の（ニ）」及び「2. 共通仮設費（2）算定方法5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。 </p> </div>	工種区分	対象額 適用区分	500万円以下	500万円を超え50億円以下		50億円を超えるもの	下記の率とする	(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする	A	b	空港用地造成工事		41.68	163.20	-0.0885	22.61	工種区分	対象額 適用区分	500万円以下	500万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	下記の率とする	(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする	A	b	空港舗装工事		35.26	231.84	-0.1221	16.97	工種区分	対象額 適用区分	500万円以下	500万円を超え2億円以下		2億円を超えるもの	下記の率とする	(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする	A	b	空港維持工事		72.70	626.16	-0.1396	43.44	<div style="border: 2px solid blue; padding: 5px;"> <p>第8表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象額 適用区分</th> <th>500万円以下</th> <th colspan="2">500万円を超え50億円以下</th> <th>50億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空港用地造成工事</td> <td></td> <td>41.58</td> <td>162.84</td> <td>-0.0885</td> <td>22.56</td> </tr> </tbody> </table> <p>※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。</p> <p>第9表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象額 適用区分</th> <th>500万円以下</th> <th colspan="2">500万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空港舗装工事</td> <td></td> <td>35.24</td> <td>231.72</td> <td>-0.1221</td> <td>16.96</td> </tr> </tbody> </table> <p>※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。</p> <p>第10表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象額 適用区分</th> <th>500万円以下</th> <th colspan="2">500万円を超え2億円以下</th> <th>2億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空港維持工事</td> <td></td> <td>72.47</td> <td>624.24</td> <td>-0.1396</td> <td>43.31</td> </tr> </tbody> </table> <p>※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。</p> <p>(9) 算定式 $J_o = A \cdot N p^b$ ただし、J_o：現場管理費率（%） $N p$：純工事費（円） A, b：変数値 注）1. J_oの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする 2. 対象額とする純工事費については、「2. 共通仮設費（2）算定方法1）率計算式による部分の（ニ）」及び「2. 共通仮設費（2）算定方法5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。 </p> </div>	工種区分	対象額 適用区分	500万円以下	500万円を超え50億円以下		50億円を超えるもの	下記の率とする	(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする	A	b	空港用地造成工事		41.58	162.84	-0.0885	22.56	工種区分	対象額 適用区分	500万円以下	500万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	下記の率とする	(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする	A	b	空港舗装工事		35.24	231.72	-0.1221	16.96	工種区分	対象額 適用区分	500万円以下	500万円を超え2億円以下		2億円を超えるもの	下記の率とする	(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする	A	b	空港維持工事		72.47	624.24	-0.1396	43.31
工種区分	対象額 適用区分			500万円以下	500万円を超え50億円以下		50億円を超えるもの																																																																																																							
				下記の率とする	(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																							
		A	b																																																																																																											
空港用地造成工事		41.68	163.20	-0.0885	22.61																																																																																																									
工種区分	対象額 適用区分	500万円以下	500万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																																																									
		下記の率とする	(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																									
			A	b																																																																																																										
空港舗装工事		35.26	231.84	-0.1221	16.97																																																																																																									
工種区分	対象額 適用区分	500万円以下	500万円を超え2億円以下		2億円を超えるもの																																																																																																									
		下記の率とする	(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																									
			A	b																																																																																																										
空港維持工事		72.70	626.16	-0.1396	43.44																																																																																																									
工種区分	対象額 適用区分	500万円以下	500万円を超え50億円以下		50億円を超えるもの																																																																																																									
		下記の率とする	(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																									
			A	b																																																																																																										
空港用地造成工事		41.58	162.84	-0.0885	22.56																																																																																																									
工種区分	対象額 適用区分	500万円以下	500万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																																																									
		下記の率とする	(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																									
			A	b																																																																																																										
空港舗装工事		35.24	231.72	-0.1221	16.96																																																																																																									
工種区分	対象額 適用区分	500万円以下	500万円を超え2億円以下		2億円を超えるもの																																																																																																									
		下記の率とする	(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																									
			A	b																																																																																																										
空港維持工事		72.47	624.24	-0.1396	43.31																																																																																																									
	I-2-②-37 令和2年5月1日以降起工適用 ① 49	I-2-②-37 ① 49																																																																																																												

頁	新（令和2年5月1日）	旧（令和元年10月1日）
<p>第I編第4章 目次 (①59)</p>	<p style="text-align: center;">第4章 間接工事費等の調整及び スライド条項が適用となる 場合の運用について</p> <p>① 随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について…………… I-4-①-1</p> <p>1 随意契約方式により工事を発注する場合の調整について…………… I-4-①-1</p> <p>2 共通仮設費の調整計算の方法…………… I-4-①-1</p> <p>3 現場管理費の調整計算の方法…………… I-4-①-3</p> <p>4 一般管理費等の調整計算の方法…………… I-4-①-4</p> <p>② 旧基準で積算した工事に改正基準で積算した工事を追加する場合等の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について…………… I-4-②-1</p> <p>1 現場管理費の調整計算の一般式…………… I-4-②-1</p> <p>2 一般管理費等の調整計算の一般式…………… I-4-②-1</p> <p>3 設計変更について…………… I-4-②-1</p> <p>4 共通仮設費…………… I-4-②-1</p> <p>③ 随意契約工事における間接工事費等の調整をする場合の「処分費等」の取扱いについて…………… I-4-③-1</p> <p>1 計算方法…………… I-4-③-1</p> <p>2 計算のイメージ…………… I-4-③-1</p> <p>④ 工事請負契約約款第26条（スライド条項）の減額となる場合の運用について…………… I-4-④-1</p> <p>1 適用対象工事…………… I-4-④-1</p> <p>2 スライド額の算定…………… I-4-④-1</p> <p>3 残工事量の算定…………… I-4-④-1</p> <p>4 物価指数等…………… I-4-④-2</p> <p>5 変更契約の時期…………… I-4-④-2</p> <p>6 スライド額の説明…………… I-4-④-2</p> <p>⑤ 工事請負契約約款第26条第5項（単品スライド条項）の運用について…………… I-4-⑤-1</p> <p>1 主要な工事材料…………… I-4-⑤-1</p> <p>2 スライド額の算定…………… I-4-⑤-1</p> <p>3 価格変動後における単価の算定方法…………… I-4-⑤-2</p> <p>4 対象数量の算出方法…………… I-4-⑤-2</p> <p>5 搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する受注者への確認…………… I-4-⑤-2</p> <p>6 部分払時の取扱…………… I-4-⑤-3</p> <p>7 部分引渡し…………… I-4-⑤-3</p> <p>8 請負代金額の変更手続…………… I-4-⑤-3</p>	<p style="text-align: center;">第4章 間接工事費等の調整及び スライド条項が適用となる 場合の運用について</p> <p>① 随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について…………… I-4-①-1</p> <p>1 随意契約方式により工事を発注する場合の調整について…………… I-4-①-1</p> <p>2 共通仮設費の調整計算の方法…………… I-4-①-1</p> <p>3 現場管理費の調整計算の方法…………… I-4-①-3</p> <p>4 一般管理費等の調整計算の方法…………… I-4-①-4</p> <p>② 旧基準で積算した工事に改正基準で積算した工事を追加する場合等の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について…………… I-4-②-1</p> <p>1 現場管理費の調整計算の一般式…………… I-4-②-1</p> <p>2 一般管理費等の調整計算の一般式…………… I-4-②-1</p> <p>3 設計変更について…………… I-4-②-1</p> <p>4 共通仮設費…………… I-4-②-1</p> <p>③ 随意契約工事における間接工事費等の調整をする場合の「処分費等」の取扱いについて…………… I-4-③-1</p> <p>1 計算方法…………… I-4-③-1</p> <p>2 計算のイメージ…………… I-4-③-1</p> <p>④ 工事請負契約約款第25条（スライド条項）の減額となる場合の運用について…………… I-4-④-1</p> <p>1 適用対象工事…………… I-4-④-1</p> <p>2 スライド額の算定…………… I-4-④-1</p> <p>3 残工事量の算定…………… I-4-④-1</p> <p>4 物価指数等…………… I-4-④-2</p> <p>5 変更契約の時期…………… I-4-④-2</p> <p>6 スライド額の説明…………… I-4-④-2</p> <p>⑤ 工事請負契約約款第25条第5項（単品スライド条項）の運用について…………… I-4-⑤-1</p> <p>1 主要な工事材料…………… I-4-⑤-1</p> <p>2 スライド額の算定…………… I-4-⑤-1</p> <p>3 価格変動後における単価の算定方法…………… I-4-⑤-2</p> <p>4 対象数量の算出方法…………… I-4-⑤-2</p> <p>5 搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する受注者への確認…………… I-4-⑤-2</p> <p>6 部分払時の取扱…………… I-4-⑤-3</p> <p>7 部分引渡し…………… I-4-⑤-3</p> <p>8 請負代金額の変更手続…………… I-4-⑤-3</p>
	令和2年5月1日以降起工適用 ① 59	① 59

間接工事費等の調整及びスライド条項が適用となる場合の……

間接工事費等の調整及びスライド条項が適用となる場合の……

土木工事標準積算基準〔I〕（令和2年5月1日一部改正）新旧対照表

頁	新（令和2年5月1日）	旧（令和元年10月1日）
<p>第I編第4章 目次 (①60)</p>	<p>9 全体スライドを行う場合の特則 I-4-⑤-3</p> <p>⑥ 工事請負契約約款第26条第5項(単品スライド条 項)の運用の拡充について..... I-4-⑥-1</p> <p>1 対象材料の拡充..... I-4-⑥-1</p> <p>⑦ 請負代金額の減額変更を請求する場合における 工事請負契約約款第26条第5項(単品スライド条 項)の運用について..... I-4-⑦-1</p> <p style="text-align: center;">1</p> <p style="text-align: center;">① 60</p> <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 0 auto; padding: 2px;">令和2年5月1日以降起工適用</div>	<p>9 全体スライドを行う場合の特則 I-4-⑤-3</p> <p>⑥ 工事請負契約約款第25条第5項(単品スライド条 項)の運用の拡充について..... I-4-⑥-1</p> <p>1 対象材料の拡充..... I-4-⑥-1</p> <p>⑦ 請負代金額の減額変更を請求する場合における 工事請負契約約款第25条第5項(単品スライド条 項)の運用について..... I-4-⑦-1</p> <p style="text-align: center;">① 60</p>

土木工事標準積算基準〔I〕（令和2年5月1日一部改正）新旧対照表

頁	新（令和2年5月1日）	旧（令和元年10月1日）
<p>第I編第4章④</p> <p>I-4-④-1 (①67)</p>	<p>④ 工事請負契約約款第26条（スライド条項）の減額となる場合の運用について</p> <p>1 適用対象工事</p> <p>(1) 物価変動後の発注者の積算を基に計算した請負代金額が、1,000分の30以上変化していると予想されること。</p> <p>なお、物価変動後の発注者の積算を基に計算した請負代金額とは、スライド確認時期における適切な工事価格を算出するため、スライド確認時期における諸経費率（共通仮設費率、現場管理費率、一般管理費等率）を用いるものとする。</p> <p>また、諸経費率の改正のみによる変動は、スライド変更の根拠とはならない。（諸経費率の改正のみによる変動とは、例えば、直接工事費が増額しているにも関わらず物価変動後の発注者の積算を基に計算した請負代金額が1,000分の30以上減額となる場合等であり、この場合は減額スライドの対象としない。）</p> <p>(2) 物価変動後の積算額が請負代金額以下となっていること。</p> <p>(3) 適用対象工事の確認時期は、12月経過時点、その時点で対象外の場合は、次の4月及び10月等、労務単価もしくは機械損料改訂時を確認時期とする。</p> <p>(4) 残工事の工期がスライド基準日から2月以上あること。</p> <p>2 スライド額の算定</p> <p>(1) 請負者と協議するためのスライド額は、次の式により算定する。</p> $S = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 15 / 1,000)] \quad (\text{ただし、} P_1 > P_2)$ <p>S：スライド額 P₁：請負代金から出来形部分に相応する請負代金を控除した額 P₂：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出したP₁に相当する額 (P = α × Z, α：落札率, Z：積算額)</p> <p>なお、P₂の算定にあたっては、基準日における適切な工事価格を算出するため、基準日における諸経費率を用いるものとする。</p> <p>(2) 賃金又は物価の変動による請負代金額を変更する場合のスライド算定額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。</p> <p>また、諸経費率の改正のみによる変動は、スライド変更の根拠とはならない。（諸経費率の改正のみによる変動とは、例えば、直接工事費が増額しているにも関わらずスライド額が1,000分の15以上減額となる場合等であり、この場合は減額スライドの対象としない。）</p> <p>(3) 適用対象工事に該当し、交渉の結果1,000分の15以上のスライド額となる場合は、1,000分の15を超える額をスライド額とする。</p> <p>3 残工事量の算定</p> <p>(1) 基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、数量総括表に対応して出来高確認を行うものとする。</p> <p>(2) 基準日までに変更契約を行っていないが先行指示されている設計量についても、基準日以降の残工事量についてはスライドの対象とする。</p> <p>(3) 現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱う。また、下記の材料等についても出来形数量として取り扱うことができるものとする。</p> <p>1) 工場製作品については、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料は出来形数量として取り扱う。</p> <p>2) 基準日以前に配置済の現地据付型の建設機械及び仮設材料等（架設用クレーン、仮設鋼材など）も出来形の対象とできる。</p> <p>3) 契約書にて工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確保が可能な材料は出来形数量として取り扱う。</p> <p>(4) 数量総括表で一式明示した仮設工についても出来形数量の対象とできる。</p> <p>(5) 出来形数量の計上方法については、発注者側に換算数量がない場合は、受注者側の当該工種に対する構成比率により出来形数量を算出してもよい。</p> <p>I-4-④-1 令和2年5月1日以降起工適用 ① 67</p>	<p>④ 工事請負契約約款第25条（スライド条項）の減額となる場合の運用について</p> <p>1 適用対象工事</p> <p>(1) 物価変動後の発注者の積算を基に計算した請負代金額が、1,000分の30以上変化していると予想されること。</p> <p>なお、物価変動後の発注者の積算を基に計算した請負代金額とは、スライド確認時期における適切な工事価格を算出するため、スライド確認時期における諸経費率（共通仮設費率、現場管理費率、一般管理費等率）を用いるものとする。</p> <p>また、諸経費率の改正のみによる変動は、スライド変更の根拠とはならない。（諸経費率の改正のみによる変動とは、例えば、直接工事費が増額しているにも関わらず物価変動後の発注者の積算を基に計算した請負代金額が1,000分の30以上減額となる場合等であり、この場合は減額スライドの対象としない。）</p> <p>(2) 物価変動後の積算額が請負代金額以下となっていること。</p> <p>(3) 適用対象工事の確認時期は、12月経過時点、その時点で対象外の場合は、次の4月及び10月等、労務単価もしくは機械損料改訂時を確認時期とする。</p> <p>(4) 残工事の工期がスライド基準日から2月以上あること。</p> <p>2 スライド額の算定</p> <p>(1) 請負者と協議するためのスライド額は、次の式により算定する。</p> $S = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 15 / 1,000)] \quad (\text{ただし、} P_1 > P_2)$ <p>S：スライド額 P₁：請負代金から出来形部分に相応する請負代金を控除した額 P₂：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出したP₁に相当する額 (P = α × Z, α：落札率, Z：積算額)</p> <p>なお、P₂の算定にあたっては、基準日における適切な工事価格を算出するため、基準日における諸経費率を用いるものとする。</p> <p>(2) 賃金又は物価の変動による請負代金額を変更する場合のスライド算定額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。</p> <p>また、諸経費率の改正のみによる変動は、スライド変更の根拠とはならない。（諸経費率の改正のみによる変動とは、例えば、直接工事費が増額しているにも関わらずスライド額が1,000分の15以上減額となる場合等であり、この場合は減額スライドの対象としない。）</p> <p>(3) 適用対象工事に該当し、交渉の結果1,000分の15以上のスライド額となる場合は、1,000分の15を超える額をスライド額とする。</p> <p>3 残工事量の算定</p> <p>(1) 基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、数量総括表に対応して出来高確認を行うものとする。</p> <p>(2) 基準日までに変更契約を行っていないが先行指示されている設計量についても、基準日以降の残工事量についてはスライドの対象とする。</p> <p>(3) 現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱う。また、下記の材料等についても出来形数量として取り扱うことができるものとする。</p> <p>1) 工場製作品については、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料は出来形数量として取り扱う。</p> <p>2) 基準日以前に配置済の現地据付型の建設機械及び仮設材料等（架設用クレーン、仮設鋼材など）も出来形の対象とできる。</p> <p>3) 契約書にて工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確保が可能な材料は出来形数量として取り扱う。</p> <p>(4) 数量総括表で一式明示した仮設工についても出来形数量の対象とできる。</p> <p>(5) 出来形数量の計上方法については、発注者側に換算数量がない場合は、受注者側の当該工種に対する構成比率により出来形数量を算出してもよい。</p> <p>I-4-④-1 ① 67</p>

頁	新（令和2年5月1日）	旧（令和元年10月1日）
<p>第I編第4章⑤</p> <p>I-4-⑤-1 (①69)</p>	<p>⑤ 工事請負契約約款第26条第5項（単品スライド条項）の運用について</p> <p>1 主要な工事材料</p> <p>(1) 単品スライド条項に規定する「主要な工事材料」は、鋼材類・コンクリート類又は燃料油であって、各品目ごとに次式により算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の100分の1に相当する金額を超えるものとする。</p> $\text{変動額}_{\text{鋼}} = M_{\text{鋼}}^{\text{変更}} - M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}$ $\text{変動額}_{\text{油}} = M_{\text{油}}^{\text{変更}} - M_{\text{油}}^{\text{当初}}$ $M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}, M_{\text{油}}^{\text{当初}} = (p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m) \times k \times 105 / 100$ $M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}, M_{\text{油}}^{\text{変更}} = (p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m) \times k \times 105 / 100$ <p>$M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}, M_{\text{油}}^{\text{変更}}$：価格変動後の鋼材類又は燃料油の金額 $M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}, M_{\text{油}}^{\text{当初}}$：価格変動前の鋼材類又は燃料油の金額 p：設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価 p'：3の規定に基づき算定した価格変動後における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価 D：4の規定に基づき鋼材類又は燃料油に該当する各材料について算定した対象数量 k：落札率</p> <p>(2) (1)に規定する「請負代金額」は、請負代金の部分払をした工事にあっては、請負代金額から当該部分払の対象となった出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品（以下「出来形部分等」という。）に相当する請負代金相当額を控除した額とする。ただし、請負代金の部分払のための既済部分検査に合格した旨の福島県工事請負契約約款第38条第3項に規定する通知の書面において、6の規定により、発注者又は受注者は当該部分払の対象となった出来形部分等を単品スライド条項の適用対象とすることができる旨を記載した場合は、請負代金額から部分払の対象となった出来形部分等に相当する請負代金相当額を控除しない額とする。</p> <p>2 スライド額の算定</p> <p>(1) 請負代金の変更額（以下「スライド額」という。）の算定は、1の規定により当該工事の主要な工事材料とされた鋼材類又は燃料油に該当する各材料（以下「対象材料」という。）の単価等に基づき、次式により行う。</p> $S = (M_{\text{鋼}}^{\text{変更}} - M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}) + (M_{\text{油}}^{\text{変更}} - M_{\text{油}}^{\text{当初}}) \times P \times 1 / 100$ $M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}, M_{\text{油}}^{\text{当初}} = (p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m) \times k \times 105 / 100$ $M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}, M_{\text{油}}^{\text{変更}} = (p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m) \times k \times 105 / 100$ <p>S：スライド額 $M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}, M_{\text{油}}^{\text{変更}}$：価格変動後の鋼材類又は燃料油の金額 $M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}, M_{\text{油}}^{\text{当初}}$：価格変動前の鋼材類又は燃料油の金額 p：設計時点における各対象材料の単価 p'：3の規定に基づき算定した価格変動後における各対象材料の単価 D：4の規定に基づき各対象材料について算定した対象数量 k：落札率 P：1に規定する請負代金額</p> <p>(2) 受注者が各対象材料を実際に購入した際の代金額を鋼材類又は燃料油の各品目ごとに合計した金額（消費税相当額を含む。）を算定し、これら実際の購入金額が(1)の$M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}$又は$M_{\text{油}}^{\text{変更}}$を下回る場合にあっては、(1)の規定にかかわらず、(1)の$M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}$に代えて受注者の鋼材類の実際の購入金額を、(1)の$M_{\text{油}}^{\text{変更}}$に代えて受注者の燃料油の実際の購入金額を用いて、(1)の算式によりスライド額を算定する。</p> <p>(3) (2)の「受注者が各対象材料を実際に購入した際の代金額」は、次に定めるとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 5の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が4に規定する対象数量以下である場合は、当該対象材料を受注者が実際に購入した際の代金額。 5の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が4に規定する対象数量を上回る場合は、各対象材料ごとに、当該対象数量を実際に購入した数量で除し、これに受注者が実際に購入した際の価格を乗じて得た金額。 	<p>⑤ 工事請負契約約款第25条第5項（単品スライド条項）の運用について</p> <p>1 主要な工事材料</p> <p>(1) 単品スライド条項に規定する「主要な工事材料」は、鋼材類・コンクリート類又は燃料油であって、各品目ごとに次式により算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の100分の1に相当する金額を超えるものとする。</p> $\text{変動額}_{\text{鋼}} = M_{\text{鋼}}^{\text{変更}} - M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}$ $\text{変動額}_{\text{油}} = M_{\text{油}}^{\text{変更}} - M_{\text{油}}^{\text{当初}}$ $M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}, M_{\text{油}}^{\text{当初}} = (p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m) \times k \times 105 / 100$ $M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}, M_{\text{油}}^{\text{変更}} = (p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m) \times k \times 105 / 100$ <p>$M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}, M_{\text{油}}^{\text{変更}}$：価格変動後の鋼材類又は燃料油の金額 $M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}, M_{\text{油}}^{\text{当初}}$：価格変動前の鋼材類又は燃料油の金額 p：設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価 p'：3の規定に基づき算定した価格変動後における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価 D：4の規定に基づき鋼材類又は燃料油に該当する各材料について算定した対象数量 k：落札率</p> <p>(2) (1)に規定する「請負代金額」は、請負代金の部分払をした工事にあっては、請負代金額から当該部分払の対象となった出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品（以下「出来形部分等」という。）に相当する請負代金相当額を控除した額とする。ただし、請負代金の部分払のための既済部分検査に合格した旨の福島県工事請負契約約款第37条第3項に規定する通知の書面において、6の規定により、発注者又は受注者は当該部分払の対象となった出来形部分等を単品スライド条項の適用対象とすることができる旨を記載した場合は、請負代金額から部分払の対象となった出来形部分等に相当する請負代金相当額を控除しない額とする。</p> <p>2 スライド額の算定</p> <p>(1) 請負代金の変更額（以下「スライド額」という。）の算定は、1の規定により当該工事の主要な工事材料とされた鋼材類又は燃料油に該当する各材料（以下「対象材料」という。）の単価等に基づき、次式により行う。</p> $S = (M_{\text{鋼}}^{\text{変更}} - M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}) + (M_{\text{油}}^{\text{変更}} - M_{\text{油}}^{\text{当初}}) \times P \times 1 / 100$ $M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}, M_{\text{油}}^{\text{当初}} = (p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m) \times k \times 105 / 100$ $M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}, M_{\text{油}}^{\text{変更}} = (p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m) \times k \times 105 / 100$ <p>S：スライド額 $M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}, M_{\text{油}}^{\text{変更}}$：価格変動後の鋼材類又は燃料油の金額 $M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}, M_{\text{油}}^{\text{当初}}$：価格変動前の鋼材類又は燃料油の金額 p：設計時点における各対象材料の単価 p'：3の規定に基づき算定した価格変動後における各対象材料の単価 D：4の規定に基づき各対象材料について算定した対象数量 k：落札率 P：1に規定する請負代金額</p> <p>(2) 受注者が各対象材料を実際に購入した際の代金額を鋼材類又は燃料油の各品目ごとに合計した金額（消費税相当額を含む。）を算定し、これら実際の購入金額が(1)の$M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}$又は$M_{\text{油}}^{\text{変更}}$を下回る場合にあっては、(1)の規定にかかわらず、(1)の$M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}$に代えて受注者の鋼材類の実際の購入金額を、(1)の$M_{\text{油}}^{\text{変更}}$に代えて受注者の燃料油の実際の購入金額を用いて、(1)の算式によりスライド額を算定する。</p> <p>(3) (2)の「受注者が各対象材料を実際に購入した際の代金額」は、次に定めるとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 5の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が4に規定する対象数量以下である場合は、当該対象材料を受注者が実際に購入した際の代金額。 5の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が4に規定する対象数量を上回る場合は、各対象材料ごとに、当該対象数量を実際に購入した数量で除し、これに受注者が実際に購入した際の価格を乗じて得た金額。

土木工事標準積算基準〔I〕（令和2年5月1日一部改正）新旧対照表

頁	新（令和2年5月1日）	旧（令和元年10月1日）
<p>第I編第4章⑤</p> <p>I-4-⑤-3 (①71)</p>	<p>6 部分払時の取扱 福島県工事請負契約約款第38条第3項に基づき、請負代金の部分払のための既済部分検査に合格した旨の通知を行うに当たり、対象材料の価格変動に伴って、当該工事の請負代金額が不適当となるおそれがあると認めるときは、発注者又は受注者の求めに応じ、当該通知を行う書面に、発注者又は受注者は部分払の対象となった出来形部分等についても単品スライド条項の協議の対象とすることができる旨を記載するものとする。</p> <p>7 部分引渡し 福島県工事請負契約約款第39条の規定に基づく部分引渡しを終えた工事については、当該部分引渡しに係る工事部分については、単品スライド条項を適用することができない。</p> <p>8 請負代金額の変更手続 (1) 単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の際に残工期（部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。）が原則2月以上ある場合に、これを行うこととする。また、防護柵設置工事等の工期が2ヶ月未満の工事に関する単品スライド請求については、工期が限られていることから、速やかに請求を行うこと。工期が2ヶ月未満であっても単品スライド対象外となるものではない。 (2) (1)に規定する請求があったときは、福島県工事請負契約約款第26条第8項の規定に基づき、受注者の意見を聴いた上で、同項に規定する「協議開始の日」を原則「工期末から45日前の日」と定め、これを(1)の請求があった日から7日以内に受注者に通知するものとする。 (3) この通知に基づく請負代金額の契約変更は、工期の末に行うものとする。</p> <p>9 全体スライドを行う場合の特則 福島県工事請負契約約款第26条第1項から第4項までの規定（以下「全体スライド条項」という。）を適用して請負代金額を変更した契約については、1(1)中「請負代金額」とあるのは「全体スライド条項の適用により変更した後の請負代金額」と、「設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価」とあるのは「設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価（福島県工事請負契約約款第26条第3項の基準の日以降については、当該基準の日における単価）」と、2(1)中「設計時点における各対象材料の単価」とあるのは「設計時点における各対象材料の単価（福島県工事請負契約約款第26条第3項の基準の日以降については、当該基準の日における単価）」と、「請負代金額」とあるのは「請負代金額から福島県工事請負契約約款第26条第3項の変動後残工事代金額を控除した額（同項の基準の日以降については、0とする。）」とする。</p>	<p>6 部分払時の取扱 福島県工事請負契約約款第37条第3項に基づき、請負代金の部分払のための既済部分検査に合格した旨の通知を行うに当たり、対象材料の価格変動に伴って、当該工事の請負代金額が不適当となるおそれがあると認めるときは、発注者又は受注者の求めに応じ、当該通知を行う書面に、発注者又は受注者は部分払の対象となった出来形部分等についても単品スライド条項の協議の対象とすることができる旨を記載するものとする。</p> <p>7 部分引渡し 福島県工事請負契約約款第38条の規定に基づく部分引渡しを終えた工事については、当該部分引渡しに係る工事部分については、単品スライド条項を適用することができない。</p> <p>8 請負代金額の変更手続 (1) 単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の際に残工期（部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。）が原則2月以上ある場合に、これを行うこととする。また、防護柵設置工事等の工期が2ヶ月未満の工事に関する単品スライド請求については、工期が限られていることから、速やかに請求を行うこと。工期が2ヶ月未満であっても単品スライド対象外となるものではない。 (2) (1)に規定する請求があったときは、福島県工事請負契約約款第25条第8項の規定に基づき、受注者の意見を聴いた上で、同項に規定する「協議開始の日」を原則「工期末から45日前の日」と定め、これを(1)の請求があった日から7日以内に受注者に通知するものとする。 (3) この通知に基づく請負代金額の契約変更は、工期の末に行うものとする。</p> <p>9 全体スライドを行う場合の特則 福島県工事請負契約約款第25条第1項から第4項までの規定（以下「全体スライド条項」という。）を適用して請負代金額を変更した契約については、1(1)中「請負代金額」とあるのは「全体スライド条項の適用により変更した後の請負代金額」と、「設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価」とあるのは「設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価（福島県工事請負契約約款第25条第3項の基準の日以降については、当該基準の日における単価）」と、2(1)中「設計時点における各対象材料の単価」とあるのは「設計時点における各対象材料の単価（福島県工事請負契約約款第25条第3項の基準の日以降については、当該基準の日における単価）」と、「請負代金額」とあるのは「請負代金額から福島県工事請負契約約款第25条第3項の変動後残工事代金額を控除した額（同項の基準の日以降については、0とする。）」とする。</p>
	<p>I-4-⑤-3 令和2年5月1日以降起工適用 ① 71</p>	<p>I-4-⑤-3 ① 71</p>

頁	新（令和2年5月1日）	旧（令和元年10月1日）
<p>第I編第4章⑦</p> <p>I-4-⑦-1 (①73)</p>	<p>⑦ 請負代金額の減額変更を請求する場合における工事請負契約約款第26条第5項（単品スライド条項）の運用について</p> <p>1 ⑤1（主要な工事材料）中、（1）を次のとおり読み替える。</p> <p>（1）単品スライド条項に規定する「主要な工事材料」は、各品目ごとに次式により算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の100分の1に相当する金額を超えるものとする。</p> $\text{変動額} = M_{\text{変更}} - M_{\text{当初}}$ $M_{\text{当初}} = (p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m) \times k \times 105 / 100$ $M_{\text{変更}} = (p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m) \times k \times 105 / 100$ <p>$M_{\text{当初}}$：価格変動前の金額 $M_{\text{変更}}$：価格変動後の金額 p：設計時点における各材料の単価 p'：3の規定に基づき算定した価格変動後における各材料の単価 D：4の規定に基づき各材料について算定した対象数量 k：落札率</p> <p>2 ⑤2（スライド額の算定）中、（1）、（2）及び（3）3）を次のとおり読み替える。</p> <p>（1）請負代金の変更額（以下「スライド額」という。）の算定は、1の規定により当該工事の主要な工事材料とされた各材料（以下「対象材料」という。）の単価等に基づき、次式により行う。</p> $S = (M_{\text{変更}} - M_{\text{当初}}) + P \times 1 / 100$ $M_{\text{当初}} = (p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m) \times k \times 105 / 100$ $M_{\text{変更}} = (p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m) \times k \times 105 / 100$ <p>S：スライド額 $M_{\text{当初}}$：価格変動前の金額 $M_{\text{変更}}$：価格変動後の金額 p：設計時点における各対象材料の単価 p'：3の規定に基づき算定した価格変動後における各対象材料の単価 D：4の規定に基づき各対象材料について算定した対象数量 k：落札率 P：1に規定する請負代金額</p> <p>（2）受注者が各対象材料を実際に購入した際の代金額を各品目ごとに合計した金額（消費税相当額を含む。）を示して5（1）により異議を申し立てた場合であって、これら実際の購入金額が（1）の$M_{\text{変更}}$を上回り、かつ証明書類によって適当な購入金額であると認められる場合にあっては、（1）の規定にかかわらず、（1）の$M_{\text{変更}}$に代えて受注者の実際の購入金額を用いて、（1）の算式によりスライド額を算定する。</p> <p>（3）3）燃料油に該当する各対象材料について、5（3）の規定により、主たる用途以外の用途に用いた数量を4の対象数量とすることとした場合は、主たる用途以外の用途に用いた数量に、3（1）2）の平均価格を乗じて得た金額。</p> <p>3 ⑤3（価格変動後における単価の算定方法）中、（1）を次のとおり読み替えるものとし、（2）については適用しない。</p> <p>（1）スライド額の算定に用いる価格変動後の各対象材料の単価（p'）は、次に定めるとおりとする。</p> <p>1）鋼材類及びその対象材料（燃料油を除く。） 施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき判断した搬入月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を平均した価格）とする。</p> <p>2）燃料油 工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。 なお、施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき判断できる場合は、購入月の実勢価格（対象材料を複数の月に購入した場合にあっては、各購入月の実勢価格を平均した価格）とする。</p>	<p>⑦ 請負代金額の減額変更を請求する場合における工事請負契約約款第25条第5項（単品スライド条項）の運用について</p> <p>1 ⑤1（主要な工事材料）中、（1）を次のとおり読み替える。</p> <p>（1）単品スライド条項に規定する「主要な工事材料」は、各品目ごとに次式により算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の100分の1に相当する金額を超えるものとする。</p> $\text{変動額} = M_{\text{変更}} - M_{\text{当初}}$ $M_{\text{当初}} = (p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m) \times k \times 105 / 100$ $M_{\text{変更}} = (p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m) \times k \times 105 / 100$ <p>$M_{\text{当初}}$：価格変動前の金額 $M_{\text{変更}}$：価格変動後の金額 p：設計時点における各材料の単価 p'：3の規定に基づき算定した価格変動後における各材料の単価 D：4の規定に基づき各材料について算定した対象数量 k：落札率</p> <p>2 ⑤2（スライド額の算定）中、（1）、（2）及び（3）3）を次のとおり読み替える。</p> <p>（1）請負代金の変更額（以下「スライド額」という。）の算定は、1の規定により当該工事の主要な工事材料とされた各材料（以下「対象材料」という。）の単価等に基づき、次式により行う。</p> $S = (M_{\text{変更}} - M_{\text{当初}}) + P \times 1 / 100$ $M_{\text{当初}} = (p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m) \times k \times 105 / 100$ $M_{\text{変更}} = (p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m) \times k \times 105 / 100$ <p>S：スライド額 $M_{\text{当初}}$：価格変動前の金額 $M_{\text{変更}}$：価格変動後の金額 p：設計時点における各対象材料の単価 p'：3の規定に基づき算定した価格変動後における各対象材料の単価 D：4の規定に基づき各対象材料について算定した対象数量 k：落札率 P：1に規定する請負代金額</p> <p>（2）受注者が各対象材料を実際に購入した際の代金額を各品目ごとに合計した金額（消費税相当額を含む。）を示して5（1）により異議を申し立てた場合であって、これら実際の購入金額が（1）の$M_{\text{変更}}$を上回り、かつ証明書類によって適当な購入金額であると認められる場合にあっては、（1）の規定にかかわらず、（1）の$M_{\text{変更}}$に代えて受注者の実際の購入金額を用いて、（1）の算式によりスライド額を算定する。</p> <p>（3）3）燃料油に該当する各対象材料について、5（3）の規定により、主たる用途以外の用途に用いた数量を4の対象数量とすることとした場合は、主たる用途以外の用途に用いた数量に、3（1）2）の平均価格を乗じて得た金額。</p> <p>3 ⑤3（価格変動後における単価の算定方法）中、（1）を次のとおり読み替えるものとし、（2）については適用しない。</p> <p>（1）スライド額の算定に用いる価格変動後の各対象材料の単価（p'）は、次に定めるとおりとする。</p> <p>1）鋼材類及びその対象材料（燃料油を除く。） 施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき判断した搬入月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を平均した価格）とする。</p> <p>2）燃料油 工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。 なお、施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき判断できる場合は、購入月の実勢価格（対象材料を複数の月に購入した場合にあっては、各購入月の実勢価格を平均した価格）とする。</p>
	<p>I-4-⑦-1 令和2年5月1日以降起工適用 ①73</p>	<p>I-4-⑦-1 ①73</p>

頁	新（令和2年5月1日）	旧（令和元年10月1日）
<p>第I編第9章 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算</p> <p>I-9-①-1 (①109)</p>	<p style="text-align: center;">第9章 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算</p> <p>① 工事における工期の延長等に伴う増加費用等の積算について</p> <p>福島県工事請負契約約款（以下「約款」という。）第20条第3項に基づく一時中止、第22条第2項に基づく工期延長（以下「工期延長等」という。）及び第23条第2項に基づく工期短縮に伴う増加費用の積算は、次のとおりとする。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>1. 増加費用等の考え方</p> <p>1-1 増加費用の適用 増加費用の適用は、工期延長等に伴う増加費用について受注者から請求があった場合に適用する。</p> <p>1-2 増加費用の範囲 増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事再開準備に要する費用、工期延長等となる場合の費用、工期短縮を行った場合の費用とする。</p> <p>(1) 工事現場の維持に要する費用 工事現場の維持に要する費用とは、工期延長等に伴い工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は現場常駐の従業員（専門職種を含む。以下同じ。）を保持するために必要とされる費用等とする。</p> <p>(2) 工事体制の縮小に要する費用 工事体制の縮小に要する費用とは、中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は現場常駐の従業員の配置転換に要する費用等とする。</p> <p>(3) 工事の再開準備に要する費用 工事の再開準備に要する費用とは、工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、現場常駐の従業員の転入に要する費用等とする。</p> <p>(4) 工期延長等となる場合の費用 工期延長等となる場合の費用とは、工期延長等となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用等とする。</p> <p>(5) 工期短縮を行った場合の費用 工期短縮を行った場合の費用とは、工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件（災害等含む）に起因する場合の工期短縮に要する費用等とする。なお、工期短縮の要因が受注者に起因する場合は増加費用を見込まないものとする。</p> </div> <p>2. 増加費用等の算定</p> <p>2-1 増加費用の構成 工期延長等に伴う現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">* 工期延長等に伴う本支店における増加費用を含む</p> <p>(注) 工期延長等に伴い発注者が新たに受取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理するものとする。</p> </div> <p>増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手を対象に算定することとし、<u>工期延長等の期間3ヶ月以内の算定方法は以下のとおりとする。ただし、工期延長等の期間が3ヶ月を超える場合や道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合等は、別途考慮すること。</u></p>	<p style="text-align: center;">第9章 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算</p> <p>① 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算について</p> <p>福島県工事請負契約約款（以下「約款」という。）第20条第3項に基づく一時中止に伴う増加費用、第21条第2項に基づく工期延長に伴う増加費用及び第22条第3項に基づく工期短縮に伴う増加費用の積算は、次のとおりとする。</p> <div style="border: 2px solid blue; padding: 5px;"> <p>1. 増加費用等の考え方</p> <p>1-1 増加費用等の適用 増加費用等の適用は、発注者が工事の中止（部分中止により工期延期となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用等について受注者から請求があった場合に適用する。</p> <p>1-2 増加費用等の範囲 増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、中止により工期延期となる場合の費用、工期短縮を行った場合の費用とする。</p> <p>(1) 工事現場の維持に要する費用 工事現場の維持に要する費用とは、中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員（専門職種を含む。以下同じ。）を保持するために必要とされる費用等とする。</p> <p>(2) 工事体制の縮小に要する費用 工事体制の縮小に要する費用とは、中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は技術職員の配置転換に要する費用等とする。</p> <p>(3) 工事の再開準備に要する費用 工事の再開準備に要する費用とは、工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等とする。</p> <p>(4) 中止により工期延期となる場合の費用 中止により工期延期となる場合の費用とは、工期延期となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用等とする。</p> <p>(5) 工期短縮を行った場合の費用 工期短縮を行った場合の費用とは、工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件（災害等含む）に起因する場合の工期短縮に要する費用等とする。なお、工期短縮の要因が受注者に起因する場合は増加費用を見込まないものとする。</p> </div> <p>2. 増加費用等の算定</p> <p>2-1 増加費用等の構成 中止期間中の現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。</p> <div style="border: 2px solid blue; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">* 中止に伴う本支店における増加費用を含む</p> <p>(注) 中止に伴い発注者が新たに受取り対象とした材料、直接労務及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理するものとする。</p> </div> <p>増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手を対象に算定することとし、<u>中止期間3ヶ月以内の算定方法は以下のとおりとする。ただし、中止期間が3ヶ月を超える場合等は、別途考慮すること。</u></p>
	I-9-①-1 令和2年5月1日以降起工適用 ① 109	I-9-①-1 ① 109

土木工事標準積算基準〔I〕（令和2年5月1日一部改正）新旧対照表

頁	新（令和2年5月1日）	旧（令和元年10月1日）																																																																																												
<p>第I編第9章 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算</p> <p>I-9-①-1① (①109①)</p> <p>【頁増】</p>	<div data-bbox="534 336 1543 1806" style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p>2-2 工期延長等に伴う現場維持等に要する費用</p> <p>(1) 標準積算により算定する場合、工期延長等に伴う現場維持等に要する費用として積算する内容は以下の積上げ項目及び率項目とする。</p> <p>1) 増加費用の構成費目は、次のとおりとする。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">材</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">料</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">費</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>労働</td> <td>費</td> <td>※</td> <td rowspan="5" style="font-size: 2em;">}</td> <td rowspan="5" style="vertical-align: middle;">(元設計における直接工事費日)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>水道光熱電力等料金</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>機械</td> <td>経</td> <td>費</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>仮設</td> <td>費</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>運搬</td> <td>費</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>準備</td> <td>費</td> <td>※</td> <td rowspan="5" style="font-size: 2em;">}</td> <td rowspan="5" style="vertical-align: middle;">(元設計における間接工事費日)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>事業損失防止施設</td> <td>費</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>安全</td> <td>費</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>役務</td> <td>費</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>技術管理</td> <td>費</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>営繕</td> <td>費</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>労務者輸送</td> <td>費</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>社員等従業員給料手当</td> <td>費</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>労務管理</td> <td>費</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>地</td> <td>代</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>福利厚生</td> <td>費</td> <td>※</td> <td></td> </tr> </table> <p>※積上げ項目</p> <p>2) 増加費用の費目に係る積算の内容は次のとおりとする。</p> <p>i) 現場における増加費用</p> <p>イ 材料費</p> <p>① 材料の保管費用 上事を工期延長等するために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が倉庫等（受注者が工事現場に設置したものを除く。）へ保管する必要があると認められた場合の倉庫保管料及び入出庫手数料</p> <p>② 他の工事現場へ転用する材料の運搬費 工事を工期延長等するために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認められた場合の当該材料の運搬費</p> <p>③ 直接工事費に計上された材料の損料等 元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の工期延長等に伴う損料額及び補修費用</p> <p>ロ 労務費</p> <p>① 工事現場の維持等に必要となる労務費 作業を伴わない作業員の労務費は、原則として計上しない。 ただし、必要な作業員を確保しておくべき特別な事情があり、受発注者協議により工事現場に労務者を常駐させた場合にはその費用</p> <p>② 他職種に転用した場合の労務費差額 工事現場の保安等のために、受発注者協議により工事現場に常駐させた、トンネル・潜函工などの特殊技能労働者が職種外の普通作業等に従事した場合における本来の職種と、従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用</p> <p>ハ 水道光熱電力等料金 工事現場に設置済の施設を工事現場の維持のため、発注者が指示し、あるいは受発注者協議により工期延長等の要因発生後、再開までの間に稼働（維持）させるために要する水道光熱電力等に要する費用</p> <p>ニ 機械経費</p> <p>① 工事現場に存置する機械の費用 現場搬入済の機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用</p> <p>a 工事現場の維持のため存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費（組立て、解体費を含む。）が存置する費用を上回る等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用（組立て、解体費、賃料・損料、管理費を含む。）</p> </div>		材	料	費					労働	費	※	}	(元設計における直接工事費日)			水道光熱電力等料金	※				機械	経	費	※			仮設	費	※			運搬	費	※			準備	費	※	}	(元設計における間接工事費日)			事業損失防止施設	費	※			安全	費	※			役務	費	※			技術管理	費	※			営繕	費	※			労務者輸送	費	※			社員等従業員給料手当	費	※			労務管理	費	※			地	代	※			福利厚生	費	※		<div data-bbox="1751 336 2760 1806" style="border: 2px solid blue; padding: 10px;"> <p>2-2 中止期間中の現場維持等に要する費用</p> <p>(1) 標準積算により算定する場合、中止期間中の現場維持等に要する費用として積算する内容は以下の積上げ項目及び率項目とする。</p> <p>1) 積上げ項目 積上げ計上する項目は、直接工事費、仮設費及び事業損失防止施設費における材料費、労務費、水道光熱電力等料金、機械経費で現場維持等に要する費用であり、下記の内容とする。</p> <p>イ. 直接工事費に計上された材料（期間要素を考慮した材料）及び仮設費に計上された仮設材等の中止期間中に係る損料額及び補修費用</p> <p>ロ. 直接工事費、仮設費及び事業損失防止施設費における項目で現場維持等に要する費用</p> <p>2) 率で計上する項目 中止に伴い増加する費用の内、現場経費で算定する内容は下記のとおりとする。</p> <p>イ. 運搬費の増加費用 現場搬入済みの建設機械（質量20 t以上の建設機械含む）の工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用及び大型機械類等の現場内小運搬。</p> <p>ロ. 安全費の増加費用 工事現場の維持に要する費用 （保安施設、保安要員の費用及び火薬庫、火工品庫の保安管理に要する費用）</p> <p>ハ. 役務費の増加費用 仮設費に係る土地の借り上げ等に要する費用、電力及び用水等の基本料金</p> <p>ニ. 営繕費の増加費用 現場事務所、労働者宿舍、監督員詰所及び火薬庫等の営繕損料に要する費用</p> <p>ホ. 現場管理費の増加費用 ・現場維持のために現場へ常駐する社員等従業員給料手当及び労務管理費等に要する費用 ・工事体制縮小のための労務者又は技術職員の配置転換に要する費用 ・工事再開のための労務者又は技術職員の転入に要する費用 ・工事延期となることにより追加で生じる社員等従業員給料手当</p> <p>(2) 算定方法 中止に伴う現場維持等に要する費用の算定は、以下の式により算出する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>コード番号 S 9801</p> </div> $G = dg \times J + \alpha$ <p>ただし、 G：中止期間中の現場維持等の費用（単位 円 1,000 円未満切り捨て） dg：中止に係る現場経費率（% 小数第4位四捨五入3位止め） （前記2-2（1）2）に示す率項目） J：対象額（一時中止時点の契約上の現場管理費対象純工事費）（単位 円 1,000 円未満切り捨て） α：積上げ費用（単位 円 1,000 円未満切り捨て） （前記2-2（1）1）に示す積上げ項目）</p> <p>中止に伴い増加する現場経費率</p> $dg = \left[A \left\{ \left(\frac{J}{a \times J^{b+N}} \right)^B - \left(\frac{J}{a \times J^b} \right)^B \right\} \right] + \frac{(N \times R \times 100)}{J}$ <p>ただし、 dg：中止に伴い増加する現場経費率（% 小数第4位四捨五入3位止め） （前記2-2（1）2）に示す率項目） J：対象額（一時中止時点の契約上の現場管理費対象純工事費）（単位 円 1,000 円未満切り捨て） N：中止日数（日） ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数。 R：公共工事設計労務単価（土木一般世話役） A, B, a, b：各工程毎に決まる係数（別表-1）</p> </div>
	材	料	費																																																																																											
	労働	費	※	}	(元設計における直接工事費日)																																																																																									
	水道光熱電力等料金	※																																																																																												
	機械	経	費			※																																																																																								
	仮設	費	※																																																																																											
	運搬	費	※																																																																																											
	準備	費	※	}	(元設計における間接工事費日)																																																																																									
	事業損失防止施設	費	※																																																																																											
	安全	費	※																																																																																											
	役務	費	※																																																																																											
	技術管理	費	※																																																																																											
	営繕	費	※																																																																																											
	労務者輸送	費	※																																																																																											
	社員等従業員給料手当	費	※																																																																																											
	労務管理	費	※																																																																																											
	地	代	※																																																																																											
	福利厚生	費	※																																																																																											
	<p>I-9-①-1① 令和2年5月1日以降起工適用 ① 109①</p>	<p>① 110 I-9-①-2</p>																																																																																												

土木工事標準積算基準〔I〕（令和2年5月1日一部改正）新旧対照表

頁	新（令和2年5月1日）	旧（令和元年10月1日）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
第I編第9章 工事における工期の 延長等に伴う増加費用 の積算 I-9-①-3 (①111)	<p>別表-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th colspan="4">係数A</th> <th colspan="4">係数B</th> <th rowspan="2">係数a</th> <th rowspan="2">係数b</th> </tr> <tr> <th>一般交通影響無し</th> <th>一般交通影響有り(1)</th> <th>一般交通影響有り(2)</th> <th>市街地(DID補正)</th> <th>一般交通影響無し</th> <th>一般交通影響有り(1)</th> <th>一般交通影響有り(2)</th> <th>市街地(DID補正)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>1901.4</td><td>2116.7</td><td>2104.1</td><td>2104.1</td><td>-0.3284</td><td>-0.3275</td><td>-0.3280</td><td>-0.3280</td><td>13.3999</td><td>0.1615</td></tr> <tr><td>河川・道路橋造物工事</td><td>410.4</td><td>453.5</td><td>452.4</td><td>452.4</td><td>-0.2019</td><td>-0.2004</td><td>-0.2012</td><td>-0.2012</td><td>1.0955</td><td>0.3057</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td>521.4</td><td>550.7</td><td>561.8</td><td>561.8</td><td>-0.2306</td><td>-0.2255</td><td>-0.2280</td><td>-0.2280</td><td>4.2009</td><td>0.2226</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td>78.9</td><td>87.2</td><td>87.0</td><td>87.0</td><td>-0.0714</td><td>-0.0698</td><td>-0.0706</td><td>-0.0706</td><td>2.4722</td><td>0.2611</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>4760.3</td><td>5307.1</td><td>5271.4</td><td>5307.1</td><td>-0.3805</td><td>-0.3796</td><td>-0.3801</td><td>-0.3796</td><td>8.9850</td><td>0.2036</td></tr> <tr><td>PC橋工事</td><td>1238.0</td><td>1436.8</td><td>1399.1</td><td>1399.1</td><td>-0.2884</td><td>-0.2907</td><td>-0.2895</td><td>-0.2895</td><td>0.5348</td><td>0.3394</td></tr> <tr><td>橋梁保全工事</td><td>3393.5</td><td>3979.5</td><td>3855.9</td><td>4318.8</td><td>-0.3455</td><td>-0.3485</td><td>-0.3470</td><td>-0.3483</td><td>1.6260</td><td>0.2838</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>923.0</td><td>1162.5</td><td>1087.5</td><td>1254.4</td><td>-0.2725</td><td>-0.2807</td><td>-0.2767</td><td>-0.2801</td><td>0.7817</td><td>0.3147</td></tr> <tr><td>共同溝等工事(1)</td><td>213.2</td><td>247.5</td><td>241.0</td><td>241.0</td><td>-0.1455</td><td>-0.1480</td><td>-0.1468</td><td>-0.1468</td><td>0.4678</td><td>0.3598</td></tr> <tr><td>共同溝等工事(2)</td><td>314.1</td><td>363.9</td><td>354.7</td><td>354.7</td><td>-0.1833</td><td>-0.1852</td><td>-0.1843</td><td>-0.1843</td><td>0.0142</td><td>0.5399</td></tr> <tr><td>トンネル工事</td><td>1070.6</td><td>1331.2</td><td>1253.2</td><td>1253.2</td><td>-0.2619</td><td>-0.2685</td><td>-0.2652</td><td>-0.2652</td><td>0.1118</td><td>0.4194</td></tr> <tr><td>砂防・地すべり等工事</td><td>275.1</td><td>288.4</td><td>295.3</td><td>295.3</td><td>-0.1797</td><td>-0.1738</td><td>-0.1767</td><td>-0.1767</td><td>0.1422</td><td>0.4132</td></tr> <tr><td>道路維持工事</td><td>303.5</td><td>333.4</td><td>333.6</td><td>363.7</td><td>-0.1653</td><td>-0.1634</td><td>-0.1643</td><td>-0.1636</td><td>1.6840</td><td>0.2898</td></tr> <tr><td>河川維持工事</td><td>635.1</td><td>697.2</td><td>697.9</td><td>697.9</td><td>-0.2406</td><td>-0.2391</td><td>-0.2399</td><td>-0.2399</td><td>8.0310</td><td>0.2114</td></tr> <tr><td>下水道工事(1)</td><td>103.2</td><td>119.9</td><td>116.7</td><td>116.7</td><td>-0.0941</td><td>-0.0966</td><td>-0.0954</td><td>-0.0954</td><td>0.5192</td><td>0.3472</td></tr> <tr><td>下水道工事(2)</td><td>282.4</td><td>306.7</td><td>308.7</td><td>308.7</td><td>-0.1811</td><td>-0.1781</td><td>-0.1796</td><td>-0.1796</td><td>1.1316</td><td>0.3060</td></tr> <tr><td>下水道工事(3)</td><td>366.6</td><td>422.5</td><td>412.8</td><td>412.8</td><td>-0.1891</td><td>-0.1916</td><td>-0.1904</td><td>-0.1904</td><td>2.7078</td><td>0.2589</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td>643.6</td><td>715.1</td><td>711.5</td><td>711.5</td><td>-0.2235</td><td>-0.2229</td><td>-0.2232</td><td>-0.2232</td><td>13.5714</td><td>0.1739</td></tr> <tr><td>コンクリートダム工事</td><td>84.6</td><td>99.0</td><td>96.0</td><td>96.0</td><td>-0.0617</td><td>-0.0644</td><td>-0.0630</td><td>-0.0630</td><td>0.2288</td><td>0.3812</td></tr> <tr><td>フィルダム工事</td><td>91.3</td><td>105.4</td><td>102.9</td><td>102.9</td><td>-0.0673</td><td>-0.0693</td><td>-0.0683</td><td>-0.0683</td><td>0.1633</td><td>0.3963</td></tr> <tr><td>電線共同溝工事</td><td>266.2</td><td>293.4</td><td>293.1</td><td>320.0</td><td>-0.1540</td><td>-0.1518</td><td>-0.1529</td><td>-0.1520</td><td>0.0035</td><td>0.6165</td></tr> <tr><td>情報ボックス工事</td><td>1338.5</td><td>1523.7</td><td>1498.7</td><td>1498.7</td><td>-0.2880</td><td>-0.2881</td><td>-0.2881</td><td>-0.2881</td><td>3.6607</td><td>0.2249</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 係数A・Bの区分の施工地域区分は、「第I編第2章②間接工事費3現場管理費」によるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th colspan="3">係数A</th> <th rowspan="2">係数B</th> <th rowspan="2">係数a</th> <th rowspan="2">係数b</th> </tr> <tr> <th>重要港湾市街地に係る漁港</th> <th>地方港湾その他の漁港(一般交通等の影響あり)</th> <th>地方港湾その他の漁港(一般交通等の影響なし)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>港湾・漁港工事</td><td>109.5</td><td>105.5</td><td>99.9</td><td>-0.0709</td><td>0.7347</td><td>0.2713</td></tr> <tr><td>構造物工事</td><td>202.4</td><td>195.8</td><td>185.3</td><td>-0.0311</td><td>0.5764</td><td>0.2992</td></tr> <tr><td>海岸工事(港湾・漁港に係る海岸)</td><td>115.2</td><td>111.4</td><td>105.5</td><td>-0.1120</td><td>1.6285</td><td>0.2498</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th rowspan="2">市街地(DID地区・準ずる地区)</th> <th colspan="2">係数A</th> <th rowspan="2">係数B</th> <th rowspan="2">係数a</th> <th rowspan="2">係数b</th> </tr> <tr> <th>交通影響なし</th> <th>交通影響あり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>空港用地造成工事</td><td>99.0</td><td>90.6</td><td>95.7</td><td>-0.1127</td><td>0.2315</td><td>0.3539</td></tr> <tr><td>空港舗装工事</td><td>210.4</td><td>192.6</td><td>203.5</td><td>-0.1620</td><td>0.1342</td><td>0.3663</td></tr> </tbody> </table> <p>I-9-①-3 令和2年5月1日以降起工適用 ① 111</p>	工種区分	係数A				係数B				係数a	係数b	一般交通影響無し	一般交通影響有り(1)	一般交通影響有り(2)	市街地(DID補正)	一般交通影響無し	一般交通影響有り(1)	一般交通影響有り(2)	市街地(DID補正)	河川工事	1901.4	2116.7	2104.1	2104.1	-0.3284	-0.3275	-0.3280	-0.3280	13.3999	0.1615	河川・道路橋造物工事	410.4	453.5	452.4	452.4	-0.2019	-0.2004	-0.2012	-0.2012	1.0955	0.3057	海岸工事	521.4	550.7	561.8	561.8	-0.2306	-0.2255	-0.2280	-0.2280	4.2009	0.2226	道路改良工事	78.9	87.2	87.0	87.0	-0.0714	-0.0698	-0.0706	-0.0706	2.4722	0.2611	鋼橋架設工事	4760.3	5307.1	5271.4	5307.1	-0.3805	-0.3796	-0.3801	-0.3796	8.9850	0.2036	PC橋工事	1238.0	1436.8	1399.1	1399.1	-0.2884	-0.2907	-0.2895	-0.2895	0.5348	0.3394	橋梁保全工事	3393.5	3979.5	3855.9	4318.8	-0.3455	-0.3485	-0.3470	-0.3483	1.6260	0.2838	舗装工事	923.0	1162.5	1087.5	1254.4	-0.2725	-0.2807	-0.2767	-0.2801	0.7817	0.3147	共同溝等工事(1)	213.2	247.5	241.0	241.0	-0.1455	-0.1480	-0.1468	-0.1468	0.4678	0.3598	共同溝等工事(2)	314.1	363.9	354.7	354.7	-0.1833	-0.1852	-0.1843	-0.1843	0.0142	0.5399	トンネル工事	1070.6	1331.2	1253.2	1253.2	-0.2619	-0.2685	-0.2652	-0.2652	0.1118	0.4194	砂防・地すべり等工事	275.1	288.4	295.3	295.3	-0.1797	-0.1738	-0.1767	-0.1767	0.1422	0.4132	道路維持工事	303.5	333.4	333.6	363.7	-0.1653	-0.1634	-0.1643	-0.1636	1.6840	0.2898	河川維持工事	635.1	697.2	697.9	697.9	-0.2406	-0.2391	-0.2399	-0.2399	8.0310	0.2114	下水道工事(1)	103.2	119.9	116.7	116.7	-0.0941	-0.0966	-0.0954	-0.0954	0.5192	0.3472	下水道工事(2)	282.4	306.7	308.7	308.7	-0.1811	-0.1781	-0.1796	-0.1796	1.1316	0.3060	下水道工事(3)	366.6	422.5	412.8	412.8	-0.1891	-0.1916	-0.1904	-0.1904	2.7078	0.2589	公園工事	643.6	715.1	711.5	711.5	-0.2235	-0.2229	-0.2232	-0.2232	13.5714	0.1739	コンクリートダム工事	84.6	99.0	96.0	96.0	-0.0617	-0.0644	-0.0630	-0.0630	0.2288	0.3812	フィルダム工事	91.3	105.4	102.9	102.9	-0.0673	-0.0693	-0.0683	-0.0683	0.1633	0.3963	電線共同溝工事	266.2	293.4	293.1	320.0	-0.1540	-0.1518	-0.1529	-0.1520	0.0035	0.6165	情報ボックス工事	1338.5	1523.7	1498.7	1498.7	-0.2880	-0.2881	-0.2881	-0.2881	3.6607	0.2249	工種区分	係数A			係数B	係数a	係数b	重要港湾市街地に係る漁港	地方港湾その他の漁港(一般交通等の影響あり)	地方港湾その他の漁港(一般交通等の影響なし)	港湾・漁港工事	109.5	105.5	99.9	-0.0709	0.7347	0.2713	構造物工事	202.4	195.8	185.3	-0.0311	0.5764	0.2992	海岸工事(港湾・漁港に係る海岸)	115.2	111.4	105.5	-0.1120	1.6285	0.2498	工種区分	市街地(DID地区・準ずる地区)	係数A		係数B	係数a	係数b	交通影響なし	交通影響あり	空港用地造成工事	99.0	90.6	95.7	-0.1127	0.2315	0.3539	空港舗装工事	210.4	192.6	203.5	-0.1620	0.1342	0.3663	<p>別表-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th colspan="3">係数A</th> <th rowspan="2">係数B</th> <th rowspan="2">係数a</th> <th rowspan="2">係数b</th> </tr> <tr> <th>地方部(一般交通等の影響なし)</th> <th>地方部(一般交通等の影響あり)</th> <th>市街地(DID地区・準ずる地区)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>739.2</td><td>781.0</td><td>807.6</td><td>-0.2636</td><td>0.3687</td><td>0.3311</td></tr> <tr><td>河川・道路橋造物工事</td><td>180.4</td><td>190.6</td><td>197.2</td><td>-0.1562</td><td>0.8251</td><td>0.3075</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td>105.5</td><td>111.4</td><td>115.2</td><td>-0.1120</td><td>1.6285</td><td>0.2498</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td>339.5</td><td>358.7</td><td>370.9</td><td>-0.1935</td><td>0.4461</td><td>0.3348</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>550.3</td><td>581.5</td><td>601.3</td><td>-0.2612</td><td>0.0717</td><td>0.4607</td></tr> <tr><td>PC橋工事</td><td>476.3</td><td>503.2</td><td>520.4</td><td>-0.2330</td><td>0.8742</td><td>0.3058</td></tr> <tr><td>橋梁保全工事</td><td>180.4</td><td>190.6</td><td>197.2</td><td>-0.1562</td><td>0.8251</td><td>0.3075</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>453.4</td><td>479.0</td><td>495.4</td><td>-0.2108</td><td>0.0761</td><td>0.4226</td></tr> <tr><td>共同溝等工事</td><td>(1) 209.6 (2) 154.8</td><td>221.5 163.6</td><td>229.1 169.1</td><td>-0.1448 -0.1153</td><td>0.1529 0.3726</td><td>0.4058 0.3559</td></tr> <tr><td>トンネル工事</td><td>293.8</td><td>310.3</td><td>321.0</td><td>-0.1718</td><td>0.0973</td><td>0.4252</td></tr> <tr><td>砂防・地すべり等工事</td><td>151.0</td><td>159.5</td><td>164.9</td><td>-0.1379</td><td>0.4267</td><td>0.3357</td></tr> <tr><td>道路維持工事</td><td>96.0</td><td>101.4</td><td>104.9</td><td>-0.0926</td><td>0.1699</td><td>0.3933</td></tr> <tr><td>河川維持工事</td><td>439.2</td><td>464.0</td><td>479.9</td><td>-0.2138</td><td>0.0144</td><td>0.5544</td></tr> <tr><td>下水道工事</td><td>(1) 437.5 (2) 135.2 (3) 106.4</td><td>462.4 142.9 112.6</td><td>478.1 147.8 116.3</td><td>-0.2054 -0.1089 -0.1078</td><td>0.0812 0.2598 0.5988</td><td>0.4356 0.3771 0.3258</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td>244.3</td><td>258.1</td><td>267.0</td><td>-0.1733</td><td>0.2026</td><td>0.3740</td></tr> <tr><td>コンクリートダム工事</td><td>351.8</td><td>371.8</td><td>384.5</td><td>-0.1793</td><td>11.6225</td><td>0.1998</td></tr> <tr><td>フィルダム工事</td><td>508.1</td><td>536.9</td><td>555.1</td><td>-0.2055</td><td>0.0617</td><td>0.4440</td></tr> <tr><td>電線共同溝工事</td><td>256.9</td><td>271.4</td><td>280.8</td><td>-0.1615</td><td>8.1264</td><td>0.1740</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 係数Aの区分は以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 市街地(DID地区及びこれに準ずる地区) 施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。 なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。 地方部 施工地域が上記以外の地区をいう。 なお、一般交通等影響有とは以下の場合をいう。 ①施工場所において、一般交通の影響を受ける場合 ②施工場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合 ③施工場所において、50m以内に人家等が連なっている場合 <p style="text-align: center;">削除</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th colspan="3">係数A</th> <th rowspan="2">係数B</th> <th rowspan="2">係数a</th> <th rowspan="2">係数b</th> </tr> <tr> <th>重要港湾市街地に係る漁港</th> <th>地方港湾その他の漁港(一般交通等の影響あり)</th> <th>地方港湾その他の漁港(一般交通等の影響なし)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>港湾・漁港工事</td><td>109.5</td><td>105.5</td><td>99.9</td><td>-0.0709</td><td>0.7347</td><td>0.2713</td></tr> <tr><td>構造物工事</td><td>202.4</td><td>195.8</td><td>185.3</td><td>-0.0311</td><td>0.5764</td><td>0.2992</td></tr> <tr><td>海岸工事(港湾・漁港に係る海岸)</td><td>115.2</td><td>111.4</td><td>105.5</td><td>-0.1120</td><td>1.6285</td><td>0.2498</td></tr> </tbody> </table> <p>I-9-①-3 ① 111</p>	工種区分	係数A			係数B	係数a	係数b	地方部(一般交通等の影響なし)	地方部(一般交通等の影響あり)	市街地(DID地区・準ずる地区)	河川工事	739.2	781.0	807.6	-0.2636	0.3687	0.3311	河川・道路橋造物工事	180.4	190.6	197.2	-0.1562	0.8251	0.3075	海岸工事	105.5	111.4	115.2	-0.1120	1.6285	0.2498	道路改良工事	339.5	358.7	370.9	-0.1935	0.4461	0.3348	鋼橋架設工事	550.3	581.5	601.3	-0.2612	0.0717	0.4607	PC橋工事	476.3	503.2	520.4	-0.2330	0.8742	0.3058	橋梁保全工事	180.4	190.6	197.2	-0.1562	0.8251	0.3075	舗装工事	453.4	479.0	495.4	-0.2108	0.0761	0.4226	共同溝等工事	(1) 209.6 (2) 154.8	221.5 163.6	229.1 169.1	-0.1448 -0.1153	0.1529 0.3726	0.4058 0.3559	トンネル工事	293.8	310.3	321.0	-0.1718	0.0973	0.4252	砂防・地すべり等工事	151.0	159.5	164.9	-0.1379	0.4267	0.3357	道路維持工事	96.0	101.4	104.9	-0.0926	0.1699	0.3933	河川維持工事	439.2	464.0	479.9	-0.2138	0.0144	0.5544	下水道工事	(1) 437.5 (2) 135.2 (3) 106.4	462.4 142.9 112.6	478.1 147.8 116.3	-0.2054 -0.1089 -0.1078	0.0812 0.2598 0.5988	0.4356 0.3771 0.3258	公園工事	244.3	258.1	267.0	-0.1733	0.2026	0.3740	コンクリートダム工事	351.8	371.8	384.5	-0.1793	11.6225	0.1998	フィルダム工事	508.1	536.9	555.1	-0.2055	0.0617	0.4440	電線共同溝工事	256.9	271.4	280.8	-0.1615	8.1264	0.1740	工種区分	係数A			係数B	係数a	係数b	重要港湾市街地に係る漁港	地方港湾その他の漁港(一般交通等の影響あり)	地方港湾その他の漁港(一般交通等の影響なし)	港湾・漁港工事	109.5	105.5	99.9	-0.0709	0.7347	0.2713	構造物工事	202.4	195.8	185.3	-0.0311	0.5764	0.2992	海岸工事(港湾・漁港に係る海岸)	115.2	111.4	105.5	-0.1120	1.6285	0.2498
	工種区分		係数A				係数B						係数a	係数b																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
一般交通影響無し		一般交通影響有り(1)	一般交通影響有り(2)	市街地(DID補正)	一般交通影響無し	一般交通影響有り(1)	一般交通影響有り(2)	市街地(DID補正)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
河川工事	1901.4	2116.7	2104.1	2104.1	-0.3284	-0.3275	-0.3280	-0.3280	13.3999	0.1615																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
河川・道路橋造物工事	410.4	453.5	452.4	452.4	-0.2019	-0.2004	-0.2012	-0.2012	1.0955	0.3057																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
海岸工事	521.4	550.7	561.8	561.8	-0.2306	-0.2255	-0.2280	-0.2280	4.2009	0.2226																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
道路改良工事	78.9	87.2	87.0	87.0	-0.0714	-0.0698	-0.0706	-0.0706	2.4722	0.2611																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
鋼橋架設工事	4760.3	5307.1	5271.4	5307.1	-0.3805	-0.3796	-0.3801	-0.3796	8.9850	0.2036																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
PC橋工事	1238.0	1436.8	1399.1	1399.1	-0.2884	-0.2907	-0.2895	-0.2895	0.5348	0.3394																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
橋梁保全工事	3393.5	3979.5	3855.9	4318.8	-0.3455	-0.3485	-0.3470	-0.3483	1.6260	0.2838																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
舗装工事	923.0	1162.5	1087.5	1254.4	-0.2725	-0.2807	-0.2767	-0.2801	0.7817	0.3147																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
共同溝等工事(1)	213.2	247.5	241.0	241.0	-0.1455	-0.1480	-0.1468	-0.1468	0.4678	0.3598																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
共同溝等工事(2)	314.1	363.9	354.7	354.7	-0.1833	-0.1852	-0.1843	-0.1843	0.0142	0.5399																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
トンネル工事	1070.6	1331.2	1253.2	1253.2	-0.2619	-0.2685	-0.2652	-0.2652	0.1118	0.4194																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
砂防・地すべり等工事	275.1	288.4	295.3	295.3	-0.1797	-0.1738	-0.1767	-0.1767	0.1422	0.4132																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
道路維持工事	303.5	333.4	333.6	363.7	-0.1653	-0.1634	-0.1643	-0.1636	1.6840	0.2898																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
河川維持工事	635.1	697.2	697.9	697.9	-0.2406	-0.2391	-0.2399	-0.2399	8.0310	0.2114																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
下水道工事(1)	103.2	119.9	116.7	116.7	-0.0941	-0.0966	-0.0954	-0.0954	0.5192	0.3472																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
下水道工事(2)	282.4	306.7	308.7	308.7	-0.1811	-0.1781	-0.1796	-0.1796	1.1316	0.3060																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
下水道工事(3)	366.6	422.5	412.8	412.8	-0.1891	-0.1916	-0.1904	-0.1904	2.7078	0.2589																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
公園工事	643.6	715.1	711.5	711.5	-0.2235	-0.2229	-0.2232	-0.2232	13.5714	0.1739																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
コンクリートダム工事	84.6	99.0	96.0	96.0	-0.0617	-0.0644	-0.0630	-0.0630	0.2288	0.3812																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
フィルダム工事	91.3	105.4	102.9	102.9	-0.0673	-0.0693	-0.0683	-0.0683	0.1633	0.3963																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
電線共同溝工事	266.2	293.4	293.1	320.0	-0.1540	-0.1518	-0.1529	-0.1520	0.0035	0.6165																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
情報ボックス工事	1338.5	1523.7	1498.7	1498.7	-0.2880	-0.2881	-0.2881	-0.2881	3.6607	0.2249																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
工種区分	係数A			係数B	係数a	係数b																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	重要港湾市街地に係る漁港	地方港湾その他の漁港(一般交通等の影響あり)	地方港湾その他の漁港(一般交通等の影響なし)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
港湾・漁港工事	109.5	105.5	99.9	-0.0709	0.7347	0.2713																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
構造物工事	202.4	195.8	185.3	-0.0311	0.5764	0.2992																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
海岸工事(港湾・漁港に係る海岸)	115.2	111.4	105.5	-0.1120	1.6285	0.2498																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
工種区分	市街地(DID地区・準ずる地区)	係数A		係数B	係数a	係数b																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		交通影響なし	交通影響あり																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
空港用地造成工事	99.0	90.6	95.7	-0.1127	0.2315	0.3539																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
空港舗装工事	210.4	192.6	203.5	-0.1620	0.1342	0.3663																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
工種区分	係数A			係数B	係数a	係数b																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	地方部(一般交通等の影響なし)	地方部(一般交通等の影響あり)	市街地(DID地区・準ずる地区)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
河川工事	739.2	781.0	807.6	-0.2636	0.3687	0.3311																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
河川・道路橋造物工事	180.4	190.6	197.2	-0.1562	0.8251	0.3075																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
海岸工事	105.5	111.4	115.2	-0.1120	1.6285	0.2498																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
道路改良工事	339.5	358.7	370.9	-0.1935	0.4461	0.3348																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
鋼橋架設工事	550.3	581.5	601.3	-0.2612	0.0717	0.4607																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
PC橋工事	476.3	503.2	520.4	-0.2330	0.8742	0.3058																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
橋梁保全工事	180.4	190.6	197.2	-0.1562	0.8251	0.3075																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
舗装工事	453.4	479.0	495.4	-0.2108	0.0761	0.4226																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
共同溝等工事	(1) 209.6 (2) 154.8	221.5 163.6	229.1 169.1	-0.1448 -0.1153	0.1529 0.3726	0.4058 0.3559																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
トンネル工事	293.8	310.3	321.0	-0.1718	0.0973	0.4252																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
砂防・地すべり等工事	151.0	159.5	164.9	-0.1379	0.4267	0.3357																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
道路維持工事	96.0	101.4	104.9	-0.0926	0.1699	0.3933																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
河川維持工事	439.2	464.0	479.9	-0.2138	0.0144	0.5544																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
下水道工事	(1) 437.5 (2) 135.2 (3) 106.4	462.4 142.9 112.6	478.1 147.8 116.3	-0.2054 -0.1089 -0.1078	0.0812 0.2598 0.5988	0.4356 0.3771 0.3258																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
公園工事	244.3	258.1	267.0	-0.1733	0.2026	0.3740																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
コンクリートダム工事	351.8	371.8	384.5	-0.1793	11.6225	0.1998																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
フィルダム工事	508.1	536.9	555.1	-0.2055	0.0617	0.4440																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
電線共同溝工事	256.9	271.4	280.8	-0.1615	8.1264	0.1740																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
工種区分	係数A			係数B	係数a	係数b																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	重要港湾市街地に係る漁港	地方港湾その他の漁港(一般交通等の影響あり)	地方港湾その他の漁港(一般交通等の影響なし)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
港湾・漁港工事	109.5	105.5	99.9	-0.0709	0.7347	0.2713																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
構造物工事	202.4	195.8	185.3	-0.0311	0.5764	0.2992																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
海岸工事(港湾・漁港に係る海岸)	115.2	111.4	105.5	-0.1120	1.6285	0.2498																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		次頁より移動																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		

土木工事標準積算基準〔I〕（令和2年5月1日一部改正）新旧対照表

頁	新（令和2年5月1日）	旧（令和元年10月1日）																									
<p>第I編第9章 工事における工期の 延長等に伴う増加費用 の積算</p> <p style="text-align: center;">I-9-①-4 (①112)</p>	<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; width: 100px; margin: auto;">空白頁</div>	<p>前頁に移動</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th colspan="2">係数 A</th> <th rowspan="3">係数 B</th> <th rowspan="3">係数 a</th> <th rowspan="3">係数 b</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">市街地 (D I D地区 ・準ずる地区)</th> <th colspan="2">地方部</th> </tr> <tr> <th>交通影響なし</th> <th>交通影響あり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空港用地造成工事</td> <td style="text-align: center;">99.0</td> <td style="text-align: center;">90.6</td> <td style="text-align: center;">95.7</td> <td style="text-align: center;">-0.1127</td> <td style="text-align: center;">0.2315</td> <td style="text-align: center;">0.3539</td> </tr> <tr> <td>空港舗装工事</td> <td style="text-align: center;">210.4</td> <td style="text-align: center;">192.6</td> <td style="text-align: center;">203.5</td> <td style="text-align: center;">-0.1620</td> <td style="text-align: center;">0.1342</td> <td style="text-align: center;">0.3663</td> </tr> </tbody> </table>	工種区分	係数 A		係数 B	係数 a	係数 b	市街地 (D I D地区 ・準ずる地区)	地方部		交通影響なし	交通影響あり	空港用地造成工事	99.0	90.6	95.7	-0.1127	0.2315	0.3539	空港舗装工事	210.4	192.6	203.5	-0.1620	0.1342	0.3663
工種区分	係数 A			係数 B	係数 a					係数 b																	
	市街地 (D I D地区 ・準ずる地区)	地方部																									
		交通影響なし	交通影響あり																								
空港用地造成工事	99.0	90.6	95.7	-0.1127	0.2315	0.3539																					
空港舗装工事	210.4	192.6	203.5	-0.1620	0.1342	0.3663																					
	① 112 I-9-①-4	① 112 I-9-①-4																									

土木工事標準積算基準〔I〕（令和2年5月1日一部改正）新旧対照表

頁	新（令和2年5月1日）	旧（令和元年10月1日）																																																																									
第Ⅱ編第1章 ②土工 ②-2土工(ICT) Ⅱ-1-②-33 (①177) (SPA101ICT)	<p>6. 障害の有無</p> <p>①無し：構造物及び建造物等の障害物や交通の影響により施工条件が制限されず、連続掘削作業が出来る場合</p> <p>②有り：掘削作業において障害物等により施工条件に制限があり（例えば作業障害が多い場合）連続掘削作業が出来ない場合。掘削深さ5m以内で掘削箇所が地下水位等で排水をせず水中掘削（溝掘り、基礎掘削）を行う場合</p> <p>7. ICT建機使用割合は、上記（注）2. 又は3. の1工事当りの全体掘削土量に対する1工事当りのICT建機による掘削土量の割合である。</p> <p>(2) 代表機材規格 下表機材は、当該施工パッケージで使用されている機材の代表的な規格である。</p> <p style="text-align: center;">表3.2 掘削(ICT)※[ICT建機使用割合100%] 代表機材規格一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>代表機材規格</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">機械</td> <td>K1 バックホウ（クローラ型）〔標準型・ICT施工対応型・超低騒音型・クレーン機能付き・排出ガス対策型（2011年規制）〕山積0.8m3（平積0.6m3）吊能力2.9t</td> <td>・賃料 ・「オープンカット」で、施工数量50,000m3未満の場合 ・「片切掘削」の場合</td> </tr> <tr> <td>バックホウ（クローラ型）〔標準型・排出ガス対策型（第1次基準値）〕山積1.4m3（平積1.0m3）</td> <td>「オープンカット」で施工数量50,000m3以上の場合</td> </tr> <tr> <td>K2 ICT建設機械経費賃料加算額（バックホウ（ICT施工対応型））</td> <td>・賃料 ・「オープンカット」で、施工数量50,000m3未満の場合 ・「片切掘削」の場合</td> </tr> <tr> <td></td> <td>K2 ICT建設機械経費損料加算額（バックホウ）</td> <td>・賃料 ・「オープンカット」で施工数量50,000m3以上の場合</td> </tr> <tr> <td></td> <td>K3</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">労務</td> <td>R1</td> <td>運転手（特殊）</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>普通作業員</td> <td>片切掘削の場合</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">材料</td> <td>Z1</td> <td>軽油1.2号 バトロール給油</td> </tr> <tr> <td>Z2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>Z3</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>Z4</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>市場単価</td> <td>S</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. ICT建設機械経費賃料加算額（バックホウ（ICT施工対応型））は、地上の基準局・管理局の賃料費用である。 2. ICT建設機械経費損料加算額（バックホウ）は、建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃料費用である。</p> <p style="text-align: center;">Ⅱ-1-②-33 令和2年5月1日以降起工適用 ① 177</p>	項目	代表機材規格	備考	機械	K1 バックホウ（クローラ型）〔標準型・ICT施工対応型・超低騒音型・クレーン機能付き・排出ガス対策型（2011年規制）〕山積0.8m3（平積0.6m3）吊能力2.9t	・賃料 ・「オープンカット」で、施工数量50,000m3未満の場合 ・「片切掘削」の場合	バックホウ（クローラ型）〔標準型・排出ガス対策型（第1次基準値）〕山積1.4m3（平積1.0m3）	「オープンカット」で施工数量50,000m3以上の場合	K2 ICT建設機械経費賃料加算額（バックホウ（ICT施工対応型））	・賃料 ・「オープンカット」で、施工数量50,000m3未満の場合 ・「片切掘削」の場合		K2 ICT建設機械経費損料加算額（バックホウ）	・賃料 ・「オープンカット」で施工数量50,000m3以上の場合		K3	—	労務	R1	運転手（特殊）	R2	普通作業員	片切掘削の場合	R3	—	R4	—	材料	Z1	軽油1.2号 バトロール給油	Z2	—	Z3	—	Z4	—	市場単価	S	—	<p>6. 障害の有無</p> <p>①無し：構造物及び建造物等の障害物や交通の影響により施工条件が制限されず、連続掘削作業が出来る場合</p> <p>②有り：掘削作業において障害物等により施工条件に制限があり（例えば作業障害が多い場合）連続掘削作業が出来ない場合。掘削深さ5m以内で掘削箇所が地下水位等で排水をせず水中掘削（溝掘り、基礎掘削）を行う場合</p> <p>7. ICT建機使用割合は、上記（注）2. 又は3. の1工事当りの全体掘削土量に対する1工事当りのICT建機による掘削土量の割合である。</p> <p>(2) 代表機材規格 下表機材は、当該施工パッケージで使用されている機材の代表的な規格である。</p> <p style="text-align: center;">表3.2 掘削(ICT)※[ICT建機使用割合100%] 代表機材規格一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>代表機材規格</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">機械</td> <td>K1 ICTバックホウ（クローラ型）〔標準型・超低騒音型・排出ガス対策型（2011年規制）〕山積0.8m3（平積0.6m3）</td> <td>・賃料 ・「オープンカット」で、施工数量50,000m3未満の場合 ・「片切掘削」の場合</td> </tr> <tr> <td>バックホウ（クローラ型）〔標準型・排出ガス対策型（第1次基準値）〕山積1.4m3（平積1.0m3）</td> <td>「オープンカット」で施工数量50,000m3以上の場合</td> </tr> <tr> <td>K2 ICT建設機械経費加算額（バックホウ）</td> <td>・賃料 ・「オープンカット」で施工数量50,000m3以上の場合</td> </tr> <tr> <td></td> <td>K3</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">労務</td> <td>R1</td> <td>運転手（特殊）</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>普通作業員</td> <td>片切掘削の場合</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">材料</td> <td>Z1</td> <td>軽油1.2号 バトロール給油</td> </tr> <tr> <td>Z2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>Z3</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>Z4</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>市場単価</td> <td>S</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ICT建設機械経費加算額（バックホウ）は、建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃料費用である。なお、ICTバックホウについては、機械経費に含まれているため、ICT建設機械経費加算額は計上しない。</p> <p style="text-align: center;">Ⅱ-1-②-33 ① 177</p>	項目	代表機材規格	備考	機械	K1 ICTバックホウ（クローラ型）〔標準型・超低騒音型・排出ガス対策型（2011年規制）〕山積0.8m3（平積0.6m3）	・賃料 ・「オープンカット」で、施工数量50,000m3未満の場合 ・「片切掘削」の場合	バックホウ（クローラ型）〔標準型・排出ガス対策型（第1次基準値）〕山積1.4m3（平積1.0m3）	「オープンカット」で施工数量50,000m3以上の場合	K2 ICT建設機械経費加算額（バックホウ）	・賃料 ・「オープンカット」で施工数量50,000m3以上の場合		K3	—	労務	R1	運転手（特殊）	R2	普通作業員	片切掘削の場合	R3	—	R4	—	材料	Z1	軽油1.2号 バトロール給油	Z2	—	Z3	—	Z4	—	市場単価	S	—
項目	代表機材規格	備考																																																																									
機械	K1 バックホウ（クローラ型）〔標準型・ICT施工対応型・超低騒音型・クレーン機能付き・排出ガス対策型（2011年規制）〕山積0.8m3（平積0.6m3）吊能力2.9t	・賃料 ・「オープンカット」で、施工数量50,000m3未満の場合 ・「片切掘削」の場合																																																																									
	バックホウ（クローラ型）〔標準型・排出ガス対策型（第1次基準値）〕山積1.4m3（平積1.0m3）	「オープンカット」で施工数量50,000m3以上の場合																																																																									
	K2 ICT建設機械経費賃料加算額（バックホウ（ICT施工対応型））	・賃料 ・「オープンカット」で、施工数量50,000m3未満の場合 ・「片切掘削」の場合																																																																									
	K2 ICT建設機械経費損料加算額（バックホウ）	・賃料 ・「オープンカット」で施工数量50,000m3以上の場合																																																																									
	K3	—																																																																									
労務	R1	運転手（特殊）																																																																									
	R2	普通作業員	片切掘削の場合																																																																								
	R3	—																																																																									
	R4	—																																																																									
材料	Z1	軽油1.2号 バトロール給油																																																																									
	Z2	—																																																																									
	Z3	—																																																																									
	Z4	—																																																																									
市場単価	S	—																																																																									
項目	代表機材規格	備考																																																																									
機械	K1 ICTバックホウ（クローラ型）〔標準型・超低騒音型・排出ガス対策型（2011年規制）〕山積0.8m3（平積0.6m3）	・賃料 ・「オープンカット」で、施工数量50,000m3未満の場合 ・「片切掘削」の場合																																																																									
	バックホウ（クローラ型）〔標準型・排出ガス対策型（第1次基準値）〕山積1.4m3（平積1.0m3）	「オープンカット」で施工数量50,000m3以上の場合																																																																									
	K2 ICT建設機械経費加算額（バックホウ）	・賃料 ・「オープンカット」で施工数量50,000m3以上の場合																																																																									
	K3	—																																																																									
労務	R1	運転手（特殊）																																																																									
	R2	普通作業員	片切掘削の場合																																																																								
	R3	—																																																																									
	R4	—																																																																									
材料	Z1	軽油1.2号 バトロール給油																																																																									
	Z2	—																																																																									
	Z3	—																																																																									
	Z4	—																																																																									
市場単価	S	—																																																																									

土木工事標準積算基準〔I〕（令和2年5月1日一部改正）新旧対照表

頁	新（令和2年5月1日）	旧（令和元年10月1日）																
<p>第Ⅱ編第1章 ②土工 ②-2土工(ICT) Ⅱ-1-②-34 (①178)</p>	<p style="text-align: center;">3-2 路体(築堤)盛土(ICT) コード番号 SPA113ICT</p> <p style="text-align: center;">(1) 条件区分</p> <p style="text-align: center;">条件区分は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表3.3 路体(築堤)盛土(ICT) 積算条件区分一覧 (積算単位：m3)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">施工数量</th> <th style="width: 50%;">障害の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">10,000m3未満</td> <td style="text-align: center;">無し</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">有り</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">10,000m3以上</td> <td style="text-align: center;">無し</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">有り</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 上表は、路体又は築堤の自工区内で掘削又は作業土工により発生した土砂等の敷均し・締固め、他工事で発生し運搬されてくる土砂等の敷均し・締固め、土取場(仮置場)で採取し運搬して来る土砂等の敷均し・締固め等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費(損料等を含む)を含む。</p> <p>2. 施工数量は、ICT施工による1工事当りの全体盛土量(施工幅員4.0m以上の合計盛土量)とする。</p> <p>3. 土量は締固め後の土量とする。</p> <p>4. 障害の有無</p> <p>①無し：作業現場が広く、かつ作業障害が少ない場合(例えば、新設のバイパス工事、築堤工事等)</p> <p>②有り：作業現場が狭い、又は作業障害が多い場合(例えば、現道上の工事、一車線程度の現道拡幅工事、拡築(腹付、嵩上)工事等)</p> <p>5. ブルドーザ(湿地・ICT施工対応型)での敷均しに適さない作業条件の場合や、振動ローラ(土工用)の締固めに適さない土質の場合は別途考慮する。</p> <p style="text-align: center;">① 178 Ⅱ-1-②-34 令和2年5月1日以降起工適用</p>	施工数量	障害の有無	10,000m3未満	無し	有り	10,000m3以上	無し	有り	<p style="text-align: center;">3-2 路体(築堤)盛土(ICT) コード番号 SPA113ICT</p> <p style="text-align: center;">(1) 条件区分</p> <p style="text-align: center;">条件区分は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表3.3 路体(築堤)盛土(ICT) 積算条件区分一覧 (積算単位：m3)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">施工数量</th> <th style="width: 50%;">障害の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">10,000m3未満</td> <td style="text-align: center;">無し</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">有り</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">10,000m3以上</td> <td style="text-align: center;">無し</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">有り</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 上表は、路体又は築堤の自工区内で掘削又は作業土工により発生した土砂等の敷均し・締固め、他工事で発生し運搬されてくる土砂等の敷均し・締固め、土取場(仮置場)で採取し運搬して来る土砂等の敷均し・締固め等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費(損料等を含む)を含む。</p> <p>2. 施工数量は、ICT施工による1工事当りの全体盛土量(施工幅員4.0m以上の合計盛土量)とする。</p> <p>3. 土量は締固め後の土量とする。</p> <p>4. 障害の有無</p> <p>①無し：作業現場が広く、かつ作業障害が少ない場合(例えば、新設のバイパス工事、築堤工事等)</p> <p>②有り：作業現場が狭い、又は作業障害が多い場合(例えば、現道上の工事、一車線程度の現道拡幅工事、拡築(腹付、嵩上)工事等)</p> <p>5. 土砂ブルドーザでの敷均しに適さない作業条件の場合や、振動ローラ(土工用)の締固めに適さない土質の場合は別途考慮する。</p> <p style="text-align: center;">① 178 Ⅱ-1-②-34</p>	施工数量	障害の有無	10,000m3未満	無し	有り	10,000m3以上	無し	有り
施工数量	障害の有無																	
10,000m3未満	無し																	
	有り																	
10,000m3以上	無し																	
	有り																	
施工数量	障害の有無																	
10,000m3未満	無し																	
	有り																	
10,000m3以上	無し																	
	有り																	

土木工事標準積算基準〔I〕（令和2年5月1日一部改正）新旧対照表

頁	新（令和2年5月1日）	旧（令和元年10月1日）																																																																																																																																																																												
第Ⅱ編第1章 ②土工 ②-2土工(ICT) Ⅱ-1-②-35 (①179) (SPA113ICT)	<p>(2) 代表機材規格 下表機材は、当該施工パッケージで使用されている機材の代表的な規格である。</p> <p style="text-align: center;">表3.4 路体(築堤)盛土(ICT) 代表機材規格一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工数量</th> <th>項目</th> <th>代表機材規格</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">10,000m³ 未満</td> <td rowspan="3">機械</td> <td>K1</td> <td>ブルドーザ〔湿地・ICT施工対応型・排出ガス対策型(2011年規制)〕7t級</td> <td>賃料</td> </tr> <tr> <td>K2</td> <td>ICT建設機械経費賃料加算額(ブルドーザ〔ICT施工対応型〕)</td> <td>賃料</td> </tr> <tr> <td>K3</td> <td>振動ローラ(土工用)〔フラット・シングルドラム型・排出ガス対策型(第3次基準値)〕11~12t</td> <td>賃料</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">労務</td> <td>R1</td> <td>運転手(特殊)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">材料</td> <td>Z1</td> <td>軽油1.2号 バトロール給油</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Z2</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Z3</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Z4</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市場単価</td> <td>S</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="12">10,000m³ 以上</td> <td rowspan="3">機械</td> <td>K1</td> <td>ブルドーザ〔湿地・ICT施工対応型・排出ガス対策型(2011年規制)〕16t級</td> <td>賃料</td> </tr> <tr> <td>K2</td> <td>ICT建設機械経費賃料加算額(ブルドーザ〔ICT施工対応型〕)</td> <td>賃料</td> </tr> <tr> <td>K3</td> <td>振動ローラ(土工用)〔フラット・シングルドラム型・排出ガス対策型(第3次基準値)〕11~12t</td> <td>賃料</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">労務</td> <td>R1</td> <td>運転手(特殊)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">材料</td> <td>Z1</td> <td>軽油1.2号 バトロール給油</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Z2</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Z3</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Z4</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市場単価</td> <td>S</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ICT建設機械経費賃料加算額(ブルドーザ〔ICT施工対応型〕)は、地上の基準局・管理局の賃料費用である。</p>	施工数量	項目	代表機材規格	備考	10,000m ³ 未満	機械	K1	ブルドーザ〔湿地・ICT施工対応型・排出ガス対策型(2011年規制)〕7t級	賃料	K2	ICT建設機械経費賃料加算額(ブルドーザ〔ICT施工対応型〕)	賃料	K3	振動ローラ(土工用)〔フラット・シングルドラム型・排出ガス対策型(第3次基準値)〕11~12t	賃料	労務	R1	運転手(特殊)		R2	-		R3	-		R4	-		材料	Z1	軽油1.2号 バトロール給油		Z2	-		Z3	-		Z4	-		市場単価	S	-		10,000m ³ 以上	機械	K1	ブルドーザ〔湿地・ICT施工対応型・排出ガス対策型(2011年規制)〕16t級	賃料	K2	ICT建設機械経費賃料加算額(ブルドーザ〔ICT施工対応型〕)	賃料	K3	振動ローラ(土工用)〔フラット・シングルドラム型・排出ガス対策型(第3次基準値)〕11~12t	賃料	労務	R1	運転手(特殊)		R2	-		R3	-		R4	-		材料	Z1	軽油1.2号 バトロール給油		Z2	-		Z3	-		Z4	-		市場単価	S	-		<p>(2) 代表機材規格 下表機材は、当該施工パッケージで使用されている機材の代表的な規格である。</p> <p style="text-align: center;">表3.4 路体(築堤)盛土(ICT) 代表機材規格一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工数量</th> <th>項目</th> <th>代表機材規格</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">10,000m³ 未満</td> <td rowspan="3">機械</td> <td>K1</td> <td>ICTブルドーザ〔湿地・排出ガス対策型(2011年規制)〕7t級</td> <td>賃料</td> </tr> <tr> <td>K2</td> <td>振動ローラ(土工用)〔フラット・シングルドラム型・排出ガス対策型(第3次基準値)〕11~12t</td> <td>賃料</td> </tr> <tr> <td>K3</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">労務</td> <td>R1</td> <td>運転手(特殊)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">材料</td> <td>Z1</td> <td>軽油1.2号 バトロール給油</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Z2</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Z3</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Z4</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市場単価</td> <td>S</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="12">10,000m³ 以上</td> <td rowspan="3">機械</td> <td>K1</td> <td>ICTブルドーザ〔湿地・排出ガス対策型(2011年規制)〕16t級</td> <td>賃料</td> </tr> <tr> <td>K2</td> <td>振動ローラ(土工用)〔フラット・シングルドラム型・排出ガス対策型(第3次基準値)〕11~12t</td> <td>賃料</td> </tr> <tr> <td>K3</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">労務</td> <td>R1</td> <td>運転手(特殊)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">材料</td> <td>Z1</td> <td>軽油1.2号 バトロール給油</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Z2</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Z3</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Z4</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市場単価</td> <td>S</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施工数量	項目	代表機材規格	備考	10,000m ³ 未満	機械	K1	ICTブルドーザ〔湿地・排出ガス対策型(2011年規制)〕7t級	賃料	K2	振動ローラ(土工用)〔フラット・シングルドラム型・排出ガス対策型(第3次基準値)〕11~12t	賃料	K3	-		労務	R1	運転手(特殊)		R2	-		R3	-		R4	-		材料	Z1	軽油1.2号 バトロール給油		Z2	-		Z3	-		Z4	-		市場単価	S	-		10,000m ³ 以上	機械	K1	ICTブルドーザ〔湿地・排出ガス対策型(2011年規制)〕16t級	賃料	K2	振動ローラ(土工用)〔フラット・シングルドラム型・排出ガス対策型(第3次基準値)〕11~12t	賃料	K3	-		労務	R1	運転手(特殊)		R2	-		R3	-		R4	-		材料	Z1	軽油1.2号 バトロール給油		Z2	-		Z3	-		Z4	-		市場単価	S	-	
施工数量	項目	代表機材規格	備考																																																																																																																																																																											
10,000m ³ 未満	機械	K1	ブルドーザ〔湿地・ICT施工対応型・排出ガス対策型(2011年規制)〕7t級	賃料																																																																																																																																																																										
		K2	ICT建設機械経費賃料加算額(ブルドーザ〔ICT施工対応型〕)	賃料																																																																																																																																																																										
		K3	振動ローラ(土工用)〔フラット・シングルドラム型・排出ガス対策型(第3次基準値)〕11~12t	賃料																																																																																																																																																																										
	労務	R1	運転手(特殊)																																																																																																																																																																											
		R2	-																																																																																																																																																																											
		R3	-																																																																																																																																																																											
		R4	-																																																																																																																																																																											
	材料	Z1	軽油1.2号 バトロール給油																																																																																																																																																																											
		Z2	-																																																																																																																																																																											
		Z3	-																																																																																																																																																																											
		Z4	-																																																																																																																																																																											
	市場単価	S	-																																																																																																																																																																											
10,000m ³ 以上	機械	K1	ブルドーザ〔湿地・ICT施工対応型・排出ガス対策型(2011年規制)〕16t級	賃料																																																																																																																																																																										
		K2	ICT建設機械経費賃料加算額(ブルドーザ〔ICT施工対応型〕)	賃料																																																																																																																																																																										
		K3	振動ローラ(土工用)〔フラット・シングルドラム型・排出ガス対策型(第3次基準値)〕11~12t	賃料																																																																																																																																																																										
	労務	R1	運転手(特殊)																																																																																																																																																																											
		R2	-																																																																																																																																																																											
		R3	-																																																																																																																																																																											
		R4	-																																																																																																																																																																											
	材料	Z1	軽油1.2号 バトロール給油																																																																																																																																																																											
		Z2	-																																																																																																																																																																											
		Z3	-																																																																																																																																																																											
		Z4	-																																																																																																																																																																											
	市場単価	S	-																																																																																																																																																																											
施工数量	項目	代表機材規格	備考																																																																																																																																																																											
10,000m ³ 未満	機械	K1	ICTブルドーザ〔湿地・排出ガス対策型(2011年規制)〕7t級	賃料																																																																																																																																																																										
		K2	振動ローラ(土工用)〔フラット・シングルドラム型・排出ガス対策型(第3次基準値)〕11~12t	賃料																																																																																																																																																																										
		K3	-																																																																																																																																																																											
	労務	R1	運転手(特殊)																																																																																																																																																																											
		R2	-																																																																																																																																																																											
		R3	-																																																																																																																																																																											
		R4	-																																																																																																																																																																											
	材料	Z1	軽油1.2号 バトロール給油																																																																																																																																																																											
		Z2	-																																																																																																																																																																											
		Z3	-																																																																																																																																																																											
		Z4	-																																																																																																																																																																											
	市場単価	S	-																																																																																																																																																																											
10,000m ³ 以上	機械	K1	ICTブルドーザ〔湿地・排出ガス対策型(2011年規制)〕16t級	賃料																																																																																																																																																																										
		K2	振動ローラ(土工用)〔フラット・シングルドラム型・排出ガス対策型(第3次基準値)〕11~12t	賃料																																																																																																																																																																										
		K3	-																																																																																																																																																																											
	労務	R1	運転手(特殊)																																																																																																																																																																											
		R2	-																																																																																																																																																																											
		R3	-																																																																																																																																																																											
		R4	-																																																																																																																																																																											
	材料	Z1	軽油1.2号 バトロール給油																																																																																																																																																																											
		Z2	-																																																																																																																																																																											
		Z3	-																																																																																																																																																																											
		Z4	-																																																																																																																																																																											
	市場単価	S	-																																																																																																																																																																											
	Ⅱ-1-②-35 令和2年5月1日以降起工適用 ① 179	Ⅱ-1-②-35 ① 179																																																																																																																																																																												

土木工事標準積算基準〔I〕(令和2年5月1日一部改正)新旧対照表

頁	新 (令和2年5月1日)	旧 (令和元年10月1日)																
第Ⅱ編第1章 ②土工 ②-2 土工(ICT) Ⅱ-1-②-36 (①180) (SPA117ICT)	<p style="text-align: right;">3-3 路床盛土(ICT) コード番号 SPA117ICT</p> <p>(1) 条件区分 コード番号 SPA117ICT</p> <p style="text-align: center;">条件区分は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表3.5 路床盛土(ICT) 積算条件区分一覧 (積算単位:m3)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>施工数量</th> <th>障害の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">10,000m3未満</td> <td>無し</td> </tr> <tr> <td>有り</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10,000m3以上</td> <td>無し</td> </tr> <tr> <td>有り</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 上表は、路床の自工区内で掘削又は作業土工により発生した土砂等の敷均し・締固め、他工事で発生し運搬されてくる土砂等の敷均し・締固め、土取場(仮置場)で採取し運搬してくる土砂等の敷均し・締固め等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費(損料等を含む)を含む。 2. 施工数量は、ICT施工による1工事当りの全体盛土量(施工幅員4.0m以上の合計盛土量)とする。 3. 土量は締固め後の土量とする。 4. 障害の有無 ①無し: 作業現場が広く、かつ作業障害が少ない場合(例えば、新設のバイパス工事、あるいは新設の築堤工事等) ②有り: 作業現場が狭い、又は作業障害が多い場合(例えば、現道上の工事、一車線程度の現道拡幅工事、あるいは拡築(腹付、嵩上)工事等) 5. <u>ブルドーザ(湿地・ICT施工対応型)</u>での敷均しに適さない作業条件の場合や、振動ローラ(土工用)の締固めに適さない土質の場合は別途考慮する。</p> <p style="text-align: center;">① 180 Ⅱ-1-②-36 令和2年5月1日以降起工適用</p>	施工数量	障害の有無	10,000m3未満	無し	有り	10,000m3以上	無し	有り	<p style="text-align: right;">3-3 路床盛土(ICT) コード番号 SPA117ICT</p> <p>(1) 条件区分 コード番号 SPA117ICT</p> <p style="text-align: center;">条件区分は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表3.5 路床盛土(ICT) 積算条件区分一覧 (積算単位:m3)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>施工数量</th> <th>障害の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">10,000m3未満</td> <td>無し</td> </tr> <tr> <td>有り</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10,000m3以上</td> <td>無し</td> </tr> <tr> <td>有り</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 上表は、路床の自工区内で掘削又は作業土工により発生した土砂等の敷均し・締固め、他工事で発生し運搬されてくる土砂等の敷均し・締固め、土取場(仮置場)で採取し運搬してくる土砂等の敷均し・締固め等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費(損料等を含む)を含む。 2. 施工数量は、ICT施工による1工事当りの全体盛土量(施工幅員4.0m以上の合計盛土量)とする。 3. 土量は締固め後の土量とする。 4. 障害の有無 ①無し: 作業現場が広く、かつ作業障害が少ない場合(例えば、新設のバイパス工事、あるいは新設の築堤工事等) ②有り: 作業現場が狭い、又は作業障害が多い場合(例えば、現道上の工事、一車線程度の現道拡幅工事、あるいは拡築(腹付、嵩上)工事等) 5. <u>ICT対応ブルドーザ</u>での敷均しに適さない作業条件の場合や、振動ローラ(土工用)の締固めに適さない土質の場合は別途考慮する。</p> <p style="text-align: center;">① 180 Ⅱ-1-②-36</p>	施工数量	障害の有無	10,000m3未満	無し	有り	10,000m3以上	無し	有り
施工数量	障害の有無																	
10,000m3未満	無し																	
	有り																	
10,000m3以上	無し																	
	有り																	
施工数量	障害の有無																	
10,000m3未満	無し																	
	有り																	
10,000m3以上	無し																	
	有り																	

土木工事標準積算基準〔I〕（令和2年5月1日一部改正）新旧対照表

頁	新（令和2年5月1日）	旧（令和元年10月1日）																																																																																																																																																																												
第Ⅱ編第1章 ②土工 ②-2土工(ICT) Ⅱ-1-②-37 (①181)	<p>(2) 代表機材規格 下表機材は、当該施工パッケージで使用されている機材の代表的な規格である。</p> <p style="text-align: center;">表3.6 路床盛土(ICT) 代表機材規格一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工数量</th> <th>項目</th> <th>代表機材規格</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">10,000m³ 未満</td> <td rowspan="3">機械</td> <td>K1</td> <td>ブルドーザ〔湿地・ICT施工対応型・排出ガス対策型（2011年規制）〕7t級</td> <td>賃料</td> </tr> <tr> <td>K2</td> <td>ICT建設機械経費賃料加算額（ブルドーザ（ICT施工対応型））</td> <td>賃料</td> </tr> <tr> <td>K3</td> <td>振動ローラ（土工用）〔フラット・シングルドラム型・排出ガス対策型（第3次基準値）〕11～12t</td> <td>賃料</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">労務</td> <td>R1</td> <td>運転手（特殊）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">材料</td> <td>Z1</td> <td>軽油1.2号 バトロール給油</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Z2</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Z3</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Z4</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市場単価</td> <td>S</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="12">10,000m³ 以上</td> <td rowspan="3">機械</td> <td>K1</td> <td>ブルドーザ〔湿地・ICT施工対応型・排出ガス対策型（2011年規制）〕16t級</td> <td>賃料</td> </tr> <tr> <td>K2</td> <td>ICT建設機械経費賃料加算額（ブルドーザ（ICT施工対応型））</td> <td>賃料</td> </tr> <tr> <td>K3</td> <td>振動ローラ（土工用）〔フラット・シングルドラム型・排出ガス対策型（第3次基準値）〕11～12t</td> <td>賃料</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">労務</td> <td>R1</td> <td>運転手（特殊）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">材料</td> <td>Z1</td> <td>軽油1.2号 バトロール給油</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Z2</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Z3</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Z4</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市場単価</td> <td>S</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ICT建設機械経費賃料加算額（ブルドーザ（ICT施工対応型））は、地上の基準局・管理局の賃料費用である。</p> <p>4. ICT建設機械経費加算額</p> <p>4-1 ICT建設機械経費賃料加算額 地上の基準局・管理局の賃料費用は、以下のとおりとする。 (1) ICT建設機械経費賃料加算額（バックホウ（ICT施工対応型）） 13,000円/日 (2) ICT建設機械経費賃料加算額（ブルドーザ（ICT施工対応型）） 13,000円/日</p> <p>4-2 ICT建設機械経費損料加算額 建設機械に取付ける地上の基準局・管理局の賃料費用は、以下のとおりとする。 (1) ICT建設機械経費損料加算額（バックホウ） 41,000円/日</p> <p style="text-align: center;">Ⅱ-1-②-37 令和2年5月1日以降起工適用 ① 181</p>	施工数量	項目	代表機材規格	備考	10,000m ³ 未満	機械	K1	ブルドーザ〔湿地・ICT施工対応型・排出ガス対策型（2011年規制）〕7t級	賃料	K2	ICT建設機械経費賃料加算額（ブルドーザ（ICT施工対応型））	賃料	K3	振動ローラ（土工用）〔フラット・シングルドラム型・排出ガス対策型（第3次基準値）〕11～12t	賃料	労務	R1	運転手（特殊）		R2	-		R3	-		R4	-		材料	Z1	軽油1.2号 バトロール給油		Z2	-		Z3	-		Z4	-		市場単価	S	-		10,000m ³ 以上	機械	K1	ブルドーザ〔湿地・ICT施工対応型・排出ガス対策型（2011年規制）〕16t級	賃料	K2	ICT建設機械経費賃料加算額（ブルドーザ（ICT施工対応型））	賃料	K3	振動ローラ（土工用）〔フラット・シングルドラム型・排出ガス対策型（第3次基準値）〕11～12t	賃料	労務	R1	運転手（特殊）		R2	-		R3	-		R4	-		材料	Z1	軽油1.2号 バトロール給油		Z2	-		Z3	-		Z4	-		市場単価	S	-		<p>(2) 代表機材規格 下表機材は、当該施工パッケージで使用されている機材の代表的な規格である。</p> <p style="text-align: center;">表3.6 路床盛土(ICT) 代表機材規格一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工数量</th> <th>項目</th> <th>代表機材規格</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">10,000m³ 未満</td> <td rowspan="3">機械</td> <td>K1</td> <td>ICTブルドーザ〔湿地・排出ガス対策型（2011年規制）〕7t級</td> <td>賃料</td> </tr> <tr> <td>K2</td> <td>振動ローラ（土工用）〔フラット・シングルドラム型・排出ガス対策型（第3次基準値）〕11～12t</td> <td>賃料</td> </tr> <tr> <td>K3</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">労務</td> <td>R1</td> <td>運転手（特殊）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">材料</td> <td>Z1</td> <td>軽油1.2号 バトロール給油</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Z2</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Z3</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Z4</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市場単価</td> <td>S</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="12">10,000m³ 以上</td> <td rowspan="3">機械</td> <td>K1</td> <td>ICTブルドーザ〔湿地・排出ガス対策型（2011年規制）〕16t級</td> <td>賃料</td> </tr> <tr> <td>K2</td> <td>振動ローラ（土工用）〔フラット・シングルドラム型・排出ガス対策型（第3次基準値）〕11～12t</td> <td>賃料</td> </tr> <tr> <td>K3</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">労務</td> <td>R1</td> <td>運転手（特殊）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">材料</td> <td>Z1</td> <td>軽油1.2号 バトロール給油</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Z2</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Z3</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Z4</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市場単価</td> <td>S</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">Ⅱ-1-②-37 ① 181</p>	施工数量	項目	代表機材規格	備考	10,000m ³ 未満	機械	K1	ICTブルドーザ〔湿地・排出ガス対策型（2011年規制）〕7t級	賃料	K2	振動ローラ（土工用）〔フラット・シングルドラム型・排出ガス対策型（第3次基準値）〕11～12t	賃料	K3	-		労務	R1	運転手（特殊）		R2	-		R3	-		R4	-		材料	Z1	軽油1.2号 バトロール給油		Z2	-		Z3	-		Z4	-		市場単価	S	-		10,000m ³ 以上	機械	K1	ICTブルドーザ〔湿地・排出ガス対策型（2011年規制）〕16t級	賃料	K2	振動ローラ（土工用）〔フラット・シングルドラム型・排出ガス対策型（第3次基準値）〕11～12t	賃料	K3	-		労務	R1	運転手（特殊）		R2	-		R3	-		R4	-		材料	Z1	軽油1.2号 バトロール給油		Z2	-		Z3	-		Z4	-		市場単価	S	-	
施工数量	項目	代表機材規格	備考																																																																																																																																																																											
10,000m ³ 未満	機械	K1	ブルドーザ〔湿地・ICT施工対応型・排出ガス対策型（2011年規制）〕7t級	賃料																																																																																																																																																																										
		K2	ICT建設機械経費賃料加算額（ブルドーザ（ICT施工対応型））	賃料																																																																																																																																																																										
		K3	振動ローラ（土工用）〔フラット・シングルドラム型・排出ガス対策型（第3次基準値）〕11～12t	賃料																																																																																																																																																																										
	労務	R1	運転手（特殊）																																																																																																																																																																											
		R2	-																																																																																																																																																																											
		R3	-																																																																																																																																																																											
		R4	-																																																																																																																																																																											
	材料	Z1	軽油1.2号 バトロール給油																																																																																																																																																																											
		Z2	-																																																																																																																																																																											
		Z3	-																																																																																																																																																																											
		Z4	-																																																																																																																																																																											
	市場単価	S	-																																																																																																																																																																											
10,000m ³ 以上	機械	K1	ブルドーザ〔湿地・ICT施工対応型・排出ガス対策型（2011年規制）〕16t級	賃料																																																																																																																																																																										
		K2	ICT建設機械経費賃料加算額（ブルドーザ（ICT施工対応型））	賃料																																																																																																																																																																										
		K3	振動ローラ（土工用）〔フラット・シングルドラム型・排出ガス対策型（第3次基準値）〕11～12t	賃料																																																																																																																																																																										
	労務	R1	運転手（特殊）																																																																																																																																																																											
		R2	-																																																																																																																																																																											
		R3	-																																																																																																																																																																											
		R4	-																																																																																																																																																																											
	材料	Z1	軽油1.2号 バトロール給油																																																																																																																																																																											
		Z2	-																																																																																																																																																																											
		Z3	-																																																																																																																																																																											
		Z4	-																																																																																																																																																																											
	市場単価	S	-																																																																																																																																																																											
施工数量	項目	代表機材規格	備考																																																																																																																																																																											
10,000m ³ 未満	機械	K1	ICTブルドーザ〔湿地・排出ガス対策型（2011年規制）〕7t級	賃料																																																																																																																																																																										
		K2	振動ローラ（土工用）〔フラット・シングルドラム型・排出ガス対策型（第3次基準値）〕11～12t	賃料																																																																																																																																																																										
		K3	-																																																																																																																																																																											
	労務	R1	運転手（特殊）																																																																																																																																																																											
		R2	-																																																																																																																																																																											
		R3	-																																																																																																																																																																											
		R4	-																																																																																																																																																																											
	材料	Z1	軽油1.2号 バトロール給油																																																																																																																																																																											
		Z2	-																																																																																																																																																																											
		Z3	-																																																																																																																																																																											
		Z4	-																																																																																																																																																																											
	市場単価	S	-																																																																																																																																																																											
10,000m ³ 以上	機械	K1	ICTブルドーザ〔湿地・排出ガス対策型（2011年規制）〕16t級	賃料																																																																																																																																																																										
		K2	振動ローラ（土工用）〔フラット・シングルドラム型・排出ガス対策型（第3次基準値）〕11～12t	賃料																																																																																																																																																																										
		K3	-																																																																																																																																																																											
	労務	R1	運転手（特殊）																																																																																																																																																																											
		R2	-																																																																																																																																																																											
		R3	-																																																																																																																																																																											
		R4	-																																																																																																																																																																											
	材料	Z1	軽油1.2号 バトロール給油																																																																																																																																																																											
		Z2	-																																																																																																																																																																											
		Z3	-																																																																																																																																																																											
		Z4	-																																																																																																																																																																											
	市場単価	S	-																																																																																																																																																																											

次頁より移動

土木工事標準積算基準〔Ⅰ〕(令和2年5月1日一部改正)新旧対照表

頁	新(令和2年5月1日)	旧(令和元年10月1日)
第Ⅱ編第1章 ②土工 ②-2土工(ICT) Ⅱ-1-②-38 (①182)	5. その他ICT建設機械経費等 ICT建設機械経費等として、以下の各経費を、共通仮設費の技術管理費に計上する。 5-1 保守点検 ICT建設機械の保守点検に要する費用は、次式により計上するものとする。 (1) 掘削(ICT)※[ICT建機使用割合100%] $\text{保守点検費} = \text{土木一般世話役(円)} \times 0.05(\text{人/日}) \times \frac{\text{施工数量(m}^3\text{)}}{\text{作業日当り標準作業量(m}^3\text{/日)}} \times \frac{100}{100}$ (注) 施工数量はICT建機により施工する掘削土量とする。作業日当り標準作業量は「第Ⅰ編第12章 工事日数及び日当り作業量③作業日当り標準作業量」の標準作業量による。 (2) 路体(築堤)盛土(ICT), 路床盛土(ICT) $\text{保守点検費} = \text{土木一般世話役(円)} \times 0.07(\text{人/日}) \times \frac{\text{施工数量(m}^3\text{)}}{\text{作業日当り標準作業量(m}^3\text{/日)}}$ (注) 作業日当り標準作業量は「第Ⅰ編第12章 工事日数及び日当り作業量③作業日当り標準作業量」のICT標準作業量による。 5-2 システム初期費 ICT施工用機器の賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、システムの初期費用等、貸出しに要する全ての費用は、以下のとおりとする。 (1) 掘削(ICT)※[ICT建機使用割合100%] 対象機械:バックホウ 598,000円/式 (2) 路体(築堤)盛土(ICT), 路床盛土(ICT) 対象機械:ブルドーザ 548,000円/式 5-3 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用 3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積上げるものとする。 <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> 5-4 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合における経費の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。 ・共通仮設費率補正係数 : 1. 2 ・現場管理費率補正係数 : 1. 1 ※小数点第3位四捨五入2位止め なお、土工(ICT)において、経費の計上が適用となる出来形管理は、以下の(1)～(5)又は完成検査直前の工事竣工段階の地形について面管理に準じて行う出来形計測とする。なお、その他の出来形管理の経費は、共通仮設費及び現場管理費率に含まれる。 (1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理 (2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 (3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 (4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 (5) 上記(1)～(4)に類似する、その他の3次元計測技術を用いた出来形管理 </div>	前頁に移動 4. ICT建設機械経費加算額 建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用は、以下のとおりとする。 ICT建設機械経費加算額(バックホウ) 41,000円/日 5. その他ICT建設機械経費等 ICT建設機械経費等として、以下の各経費を、共通仮設費の技術管理費に計上する。 5-1 保守点検 ICT建設機械の保守点検に要する費用は、次式により計上するものとする。 (1) 掘削(ICT)※[ICT建機使用割合100%] $\text{保守点検費} = \text{土木一般世話役(円)} \times 0.05(\text{人/日}) \times \frac{\text{施工数量(m}^3\text{)}}{\text{作業日当り標準作業量(m}^3\text{/日)}} \times \frac{100}{100}$ (注) 施工数量はICT建機により施工する掘削土量とする。作業日当り標準作業量は「第Ⅰ編第12章 工事日数及び日当り作業量③作業日当り標準作業量」の標準作業量による。 (2) 路体(築堤)盛土(ICT), 路床盛土(ICT) $\text{保守点検費} = \text{土木一般世話役(円)} \times 0.07(\text{人/日}) \times \frac{\text{施工数量(m}^3\text{)}}{\text{作業日当り標準作業量(m}^3\text{/日)}}$ (注) 作業日当り標準作業量は「第Ⅰ編第12章 工事日数及び日当り作業量③作業日当り標準作業量」のICT標準作業量による。 5-2 システム初期費 ICT施工用機器の賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、システムの初期費用等、貸出しに要する全ての費用は、以下のとおりとする。 (1) 掘削(ICT)※[ICT建機使用割合100%] 対象機械:バックホウ 598,000円/式 (2) 路体(築堤)盛土(ICT), 路床盛土(ICT) 対象機械:ブルドーザ 548,000円/式 5-3 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用 3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合に計上するものとし、必要額を適正に積上げるものとする。
	① 182 Ⅱ-1-②-38 令和2年5月1日以降起工適用	① 182 Ⅱ-1-②-38

土木工事標準積算基準〔I〕（令和2年5月1日一部改正）新旧対照表

頁	新（令和2年5月1日）	旧（令和元年10月1日）																																																																																						
<p>第Ⅱ編第2章 ②法面工 ①-2法面整形工 (ICT) Ⅱ-2-①-7 (①223) (SPA301ICT)</p>	<p>4. 施工パッケージ 4-1 法面整形（ICT） (1) 条件区分 条件区分は、次表を標準とする。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;"> コード番号 SPA 301ICT </div> <p style="text-align: center;">表4.1 法面整形(ICT) 積算条件区分一覧 (積算単位:m2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>整形箇所</th> <th>法面締固めの有無</th> <th>土質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">盛土部</td> <td>有り</td> <td>レキ質土、砂及び砂質土、粘性土</td> </tr> <tr> <td>無し</td> <td>レキ質土、砂及び砂質土、粘性土</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">切土部</td> <td rowspan="2">-</td> <td>レキ質土、砂及び砂質土、粘性土</td> </tr> <tr> <td>軟岩 I</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 上表は、切土法面の表層部を削取りながらの法面整形又は盛土法面の表層部を削取りながらの法面整形及び築立てながらの法面（土羽）整形、土羽土の現場内小運搬（20m程度）の他、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。 2. 残土の積み込み、工区外の運搬、並びに法面保護工は含まない。 3. 土羽土の搬入等は含まない。</p> <p>(2) 代表機材規格 下表機材は、当該施工パッケージで使用されている機材の代表的な規格である。</p> <p style="text-align: center;">表4.2 法面整形(ICT) 代表機材規格一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>代表機材規格</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">機械</td> <td>K1 バックホウ（クローラ型） [標準型・ICT施工対応型・超低騒音型・クレーン機能付き・排出ガス対策型（2011年規制）] 山積0.8m³（平積0.6m³）吊能力2.9t</td> <td>賃料</td> </tr> <tr> <td>K2 ICT建設機械経費賃料加算額（バックホウ（ICT施工対応型））</td> <td>賃料</td> </tr> <tr> <td>K3</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">労務</td> <td>R1</td> <td>運転手（特殊）</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>土木一般世話役</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>普通作業員</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">材料</td> <td>Z1</td> <td>軽油 1.2号 バトロール給油</td> </tr> <tr> <td>Z2</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>Z3</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>Z4</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>市場単価</td> <td>S</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ICT建設機械経費賃料加算額（バックホウ（ICT施工対応型））は、地上の基準局・管理局の賃貸費用である。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;"> コード番号 SPA 301ICT </div> <p style="text-align: center;">表4.1 法面整形(ICT) 積算条件区分一覧 (積算単位:m2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>整形箇所</th> <th>法面締固めの有無</th> <th>土質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">盛土部</td> <td>有り</td> <td>レキ質土、砂及び砂質土、粘性土</td> </tr> <tr> <td>無し</td> <td>レキ質土、砂及び砂質土、粘性土</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">切土部</td> <td rowspan="2">-</td> <td>レキ質土、砂及び砂質土、粘性土</td> </tr> <tr> <td>軟岩 I</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 上表は、切土法面の表層部を削取りながらの法面整形又は盛土法面の表層部を削取りながらの法面整形及び築立てながらの法面（土羽）整形、土羽土の現場内小運搬（20m程度）の他、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。 2. 残土の積み込み、工区外の運搬、並びに法面保護工は含まない。 3. 土羽土の搬入等は含まない。</p> <p>(2) 代表機材規格 下表機材は、当該施工パッケージで使用されている機材の代表的な規格である。</p> <p style="text-align: center;">表4.2 法面整形(ICT) 代表機材規格一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>代表機材規格</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">機械</td> <td>K1 ICTバックホウ（クローラ型） [標準型・超低騒音型・排出ガス対策型（2011年規制）] 山積0.8m³（平積0.6m³）</td> <td>賃料</td> </tr> <tr> <td>K2</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>K3</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">労務</td> <td>R1</td> <td>運転手（特殊）</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>土木一般世話役</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>普通作業員</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">材料</td> <td>Z1</td> <td>軽油 1.2号 バトロール給油</td> </tr> <tr> <td>Z2</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>Z3</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>Z4</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>市場単価</td> <td>S</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	整形箇所	法面締固めの有無	土質	盛土部	有り	レキ質土、砂及び砂質土、粘性土	無し	レキ質土、砂及び砂質土、粘性土	切土部	-	レキ質土、砂及び砂質土、粘性土	軟岩 I	項目	代表機材規格	備考	機械	K1 バックホウ（クローラ型） [標準型・ICT施工対応型・超低騒音型・クレーン機能付き・排出ガス対策型（2011年規制）] 山積0.8m ³ （平積0.6m ³ ）吊能力2.9t	賃料	K2 ICT建設機械経費賃料加算額（バックホウ（ICT施工対応型））	賃料	K3	-	労務	R1	運転手（特殊）	R2	土木一般世話役	R3	普通作業員	R4	-	材料	Z1	軽油 1.2号 バトロール給油	Z2	-	Z3	-	Z4	-	市場単価	S	-	整形箇所	法面締固めの有無	土質	盛土部	有り	レキ質土、砂及び砂質土、粘性土	無し	レキ質土、砂及び砂質土、粘性土	切土部	-	レキ質土、砂及び砂質土、粘性土	軟岩 I	項目	代表機材規格	備考	機械	K1 ICTバックホウ（クローラ型） [標準型・超低騒音型・排出ガス対策型（2011年規制）] 山積0.8m ³ （平積0.6m ³ ）	賃料	K2	-	K3	-	労務	R1	運転手（特殊）	R2	土木一般世話役	R3	普通作業員	R4	-	材料	Z1	軽油 1.2号 バトロール給油	Z2	-	Z3	-	Z4	-	市場単価	S	-	<p>Ⅱ-2-①-7 令和2年5月1日以降起工適用 ① 223</p>
整形箇所	法面締固めの有無	土質																																																																																						
盛土部	有り	レキ質土、砂及び砂質土、粘性土																																																																																						
	無し	レキ質土、砂及び砂質土、粘性土																																																																																						
切土部	-	レキ質土、砂及び砂質土、粘性土																																																																																						
		軟岩 I																																																																																						
項目	代表機材規格	備考																																																																																						
機械	K1 バックホウ（クローラ型） [標準型・ICT施工対応型・超低騒音型・クレーン機能付き・排出ガス対策型（2011年規制）] 山積0.8m ³ （平積0.6m ³ ）吊能力2.9t	賃料																																																																																						
	K2 ICT建設機械経費賃料加算額（バックホウ（ICT施工対応型））	賃料																																																																																						
	K3	-																																																																																						
労務	R1	運転手（特殊）																																																																																						
	R2	土木一般世話役																																																																																						
	R3	普通作業員																																																																																						
	R4	-																																																																																						
材料	Z1	軽油 1.2号 バトロール給油																																																																																						
	Z2	-																																																																																						
	Z3	-																																																																																						
	Z4	-																																																																																						
市場単価	S	-																																																																																						
整形箇所	法面締固めの有無	土質																																																																																						
盛土部	有り	レキ質土、砂及び砂質土、粘性土																																																																																						
	無し	レキ質土、砂及び砂質土、粘性土																																																																																						
切土部	-	レキ質土、砂及び砂質土、粘性土																																																																																						
		軟岩 I																																																																																						
項目	代表機材規格	備考																																																																																						
機械	K1 ICTバックホウ（クローラ型） [標準型・超低騒音型・排出ガス対策型（2011年規制）] 山積0.8m ³ （平積0.6m ³ ）	賃料																																																																																						
	K2	-																																																																																						
	K3	-																																																																																						
労務	R1	運転手（特殊）																																																																																						
	R2	土木一般世話役																																																																																						
	R3	普通作業員																																																																																						
	R4	-																																																																																						
材料	Z1	軽油 1.2号 バトロール給油																																																																																						
	Z2	-																																																																																						
	Z3	-																																																																																						
	Z4	-																																																																																						
市場単価	S	-																																																																																						

土木工事標準積算基準〔Ⅰ〕（令和2年5月1日一部改正）新旧対照表

頁	新（令和2年5月1日）	旧（令和元年10月1日）
<p>第Ⅱ編第2章 ②法面工 ①-2法面整形工（ICT） Ⅱ-2-①-8 (①224)</p>	<div data-bbox="528 331 1261 499" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>5. ICT建設機械経費加算額 5-1 ICT建設機械経費賃料加算額 地上の基準局・管理局の賃貸費用は、以下のとおりとする。 (1) ICT建設機械経費賃料加算額（バックホウ（ICT施工対応型）） 13,000円/日</p> </div> <p>6. その他ICT建設機械経費等 ICT建設機械経費等として、以下の各経費を、共通仮設費の技術管理費に計上する。 6-1 保守点検 ICT建設機械の保守点検に要する費用は、次式により計上するものとする。 (1) 法面整形（ICT） $\text{保守点検費} = \text{土木一般世話役(円)} \times 0.05(\text{人/日}) \times \frac{\text{施工数量(m}^2\text{)}}{\text{作業日当り標準作業量(m}^2\text{/日)}}$ (注) 作業日当り標準作業量は「第Ⅰ編第12章 工事日数及び日当り作業量 ③作業日当り標準作業量」による。 6-2 システム初期費 ICT施工用機器の賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、システムの初期費用等、貸出しに要する全ての費用は、以下のとおりとする。 (1) 法面整形（ICT） 対象機械：バックホウ 598,000円/式 6-3 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用 3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積上げるものとする。 <div data-bbox="528 1071 1498 1465" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>6-4 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合における経費の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。 ・共通仮設費率補正係数 : 1.2 ・現場管理費率補正係数 : 1.1 ※小数点第3位四捨五入2位止め なお、法面整形工（ICT）において、経費の計上が適用となる出来形管理は、以下の（1）～（5）又は完成検査直前の工事竣工段階の地形について面管理に準じて行う出来形計測とする。なお、その他の出来形管理の経費は、共通仮設費及び現場管理費率に含まれる。 (1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 (2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 (3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 (4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 (5) 上記（1）～（4）に類似する、その他の3次元計測技術を用いた出来形管理</p> </div> </p>	

諸経費率補正新設